



2022年2月2日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 笠原 弘和
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 管理部 総務課長 佐々木 誠志
(電話：03-5781-2522)

(開示事項の経過) 特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ

当社は、2021年11月10日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2017年8月期に当社が販売した未稼働太陽光発電所の権利の売上について、その売上金額280百万円の計上の時期は、本来であれば2019年8月期に計上すべきものではないかとの外部からの指摘を受け、利害関係を有しない外部専門家3名から構成される特別調査委員会を設置し調査を進めてまいりました。

そして、当社は、2022年1月28日付「(開示事項の経過) 特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同日に特別調査委員会による調査報告書を受領しました。また、特別調査委員会は、当該報告書の公表において、プライバシー保護等の観点から、部分的な非開示措置を施す必要がありますところ、当社は、本日、特別調査委員会から、部分的な非開示措置を施した公表版の調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果について

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」(公表版)をご覧ください。なお、当該調査報告書においては、プライバシー及び機密情報等の保護の観点から、部分的な非開示措置を施しております。

2. 今後の対応について

(1) 第11期(2021年8月期)有価証券報告書及び決算短信並びに過年度の有価証券報告書・四半期報告書及び決算短信について

当社は、2022年1月28日付「(開示事項の経過) 特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、特別調査委員会の調査結果を受けて、2022年2月18日(金)までに、第11期(2021年8月期)有価証券報告書の提出及び決算短信の訂正と過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書の提出並びに決算短信の訂正を行う予定です。

(2) 再発防止策について

特別調査委員会による調査報告書には、再発防止策として、経営改善へ向けた提言

が行われております。当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、経営改善へ向けた提言に沿って具体的な再発防止策を策定し、取り組んでまいります。なお、具体的な再発防止策につきましては、改めて公表させていただきます。

(3) 関係者の責任の所在の明確化について

特別調査委員会による調査報告書には、不適切な会計処理が行われた原因について指摘がなされております。当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、不適切な会計処理が行われた当時の役員等の責任について検討し、厳正に対処してまいります。なお、具体的な対応につきましては、決定次第、改めて公表させていただきます。

株主の皆様をはじめ、関係者各位には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。今後につきましては、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、速やかに正しい決算短信等の開示を行った上で、再発防止策を策定してガバナンス体制及び管理体制の強化に取り組むとともに、不適切な会計処理に係る役員等の責任につき厳正に対処することにより、皆様からの信頼の回復に努めてまいりますので、御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

調 査 報 告 書

【公 表 版】

2022年1月28日

株式会社ジー・スリーホールディングス

特別調査委員会

2022年1月28日

株式会社ジー・スリーホールディングス 御中

株式会社ジー・スリーホールディングス

特別調査委員会

委員長 中 西 和 幸

委員 寺 田 昌 弘

委員 那 須 美 帆 子

目 次

第1. 本調査の概要	1
1 特別調査委員会設置の経緯	1
2 当委員会の構成	1
3 当委員会の運営に係る方針及び準則	2
4 当委員会への委嘱事項	2
5 当委員会の調査事項	2
(1) 調査対象	2
(2) 調査対象期間	4
6 当委員会の調査期間	5
7 当委員会の調査方法	5
(1) 書面調査	5
(2) ヒアリング	5
(3) デジタル・フォレンジック調査	5
(4) 当委員会の開催状況	5
8 調査に関する留意事項	6
第2. 本調査の前提	7
1 G3の主な沿革	7
2 事業概要	8
3 業績の推移	8
4 組織体制	8
5 役員の推移	10
6 大株主の推移	12
(1) 2016年8月31日現在(図表2-6-1)	12
(2) 2017年8月31日現在(図表2-6-2)	12
(3) 2018年8月31日現在(図表2-6-3)	13
(4) 2019年8月31日現在(図表2-6-4)	13
(5) 2020年8月31日現在(図表2-6-5)	14
(6) 2021年8月31日現在(図表2-6-6)	14
第3. 本調査の結果	15
1 太陽光発電事業の概要	15
(1) FIT法に基づく太陽光発電事業の概要	15
(2) G3における太陽光発電事業のビジネスモデルの推移等	18

2	主要な関係者等.....	19
(1)	b1 について.....	20
(2)	c について.....	20
(3)	d1 について.....	20
3	和歌山金谷案件.....	21
(1)	事実関係.....	21
(2)	検討.....	22
4	伊勢志摩案件.....	25
(1)	事実関係.....	25
(2)	検討.....	28
5	仙台案件 A.....	31
(1)	事実関係.....	31
(2)	検討.....	33
6	仙台案件 B.....	35
(1)	事実関係.....	35
(2)	検討.....	38
7	志布志案件.....	40
(1)	事実関係.....	40
(2)	検討.....	42
8	甲賀案件.....	43
(1)	事実関係.....	43
(2)	検討.....	46
9	つけまつげ案件・永九能源案件.....	47
(1)	事実関係.....	47
(2)	検討.....	50
10	宮城川崎町案件.....	52
(1)	事実関係.....	52
(2)	検討.....	53
11	影響額.....	55
12	類似案件の有無.....	56
(1)	類似案件調査の対象とした取引.....	56
(2)	太陽光発電所の取引.....	56
(3)	業務委託取引.....	61
(4)	小括.....	63
13	関連当事者の開示に関する検討.....	63
(1)	検討の経緯等.....	63

(2) 小括	65
第4. 原因論	67
1 太陽光発電事業の聖域化	67
(1) a2獲得の案件のブラックボックス化	67
(2) 太陽光発電事業に関する知識・経験・人脈の格差	69
2 業績追求の姿勢	70
3 コーポレート・ガバナンスの機能不全	71
(1) 取締役会の実効性が失われていたこと	71
(2) 監査等委員会の実効性が失われていたこと	74
4 内部統制システムの運用不備	75
(1) 社内規程等の不備	75
(2) 内部監査に関する不適切な状況	75
5 結語	76
第5. 経営改善へ向けた提言	77
1 コーポレート・ガバナンスの更なる改革	77
(1) はじめに（根本原因とコーポレート・ガバナンス）	77
(2) 取締役会の実効性確保	77
(3) 監査等委員会の実効化	79
(4) 取締役会の実効性を高める取締役の選任	79
2 業務提携先との関係整備	80
(1) はじめに	80
(2) 利益相反関係への対応	81
(3) 競業関係の整理	81
(4) 関連当事者に関する網羅的な情報の把握	81
(5) X18社との業務提携関係の具体化	82
第6. 最後に	84
別紙1（ヒアリング実施状況）	85
別紙2（デジタル・フォレンジック調査の概要）	86

第1. 本調査の概要

1 特別調査委員会設置の経緯

株式会社ジー・スリーホールディングス（以下「G3」という。）は、外部機関から、過去にG3が関東財務局長に提出した有価証券報告書及び四半期報告書に関し、一部適正性に疑義がある旨の指摘を受けた。

これを受けて、G3が2017年8月期以降の取引の売上計上時期の適正性等について検討したところ、G3が2017年8月期に計上した未稼働太陽光発電所（伊勢志摩案件。同案件の具体的内容については後記第1の5(1)、第3の4で詳論する。）の権利売却による売上2億8000万円（税抜き。以下、本報告書における金額は、税込みと明記するもの以外はいずれも税抜き金額とする。）につき、2019年8月期に計上することが適切であった疑いが浮上するなど、会計処理が必ずしも適切だったとはいえない取引が複数存在することがうかがわれた。

そこで、G3は、外部機関から指摘を受けた案件等に係る事実関係を調査するために、法律・会計の専門家で構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という。）による専門的かつ客観的な調査が必要であると判断し、2021年11月10日開催の取締役会において、当委員会の設置を決議した。

2 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長	中西和幸	（田辺総合法律事務所 弁護士）
委員	寺田昌弘	（シティニューワ法律事務所 弁護士）
委員	那須美帆子	（PwCアドバイザリー合同会社 公認会計士）

当委員会による調査（以下「本調査」という。）における調査補助者は、以下のとおりである。

所 属	氏 名
田辺総合法律事務所	弁護士 薄井琢磨、伊藤英之、鈴木翼、大寺正史
シティニューワ法律事務所	弁護士 貞弘賢太郎、島田雄介、塚本弥石、石神脩平、北岡諭、佐藤彩花
PwCアドバイザリー合同会社	日下洋輔、田中泰生、相原裕輔（以上公認会計士）、徳野文子、他14名

3 当委員会の運営に係る方針及び準則

当委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下「日弁連ガイドライン」という。）の趣旨を最大限尊重して調査を行った。

委員長中西和幸は、2015年にG3（旧商号：株式会社コネクトホールディングス（以下「CNT」という。））が設置した第三者委員会の委員長として同社に対する調査（以下「前回調査」という。）を実施し調査費用を受領したことがあるが、この点を除き、各委員又は各委員の所属する法律事務所・法人とG3との間に顧問契約その他の利害関係はない。

4 当委員会への委嘱事項

当委員会への委嘱事項は、以下のとおりである。

- ① 外部機関から指摘・質問を受けた案件に係る事実関係の調査
- ② ①に類似する問題の存否及び事実関係の調査
- ③ ①及び②に関する組織的関与の有無
- ④ ①～③について問題のある事項と判断された場合、事実関係の原因分析及び再発防止策の提言
- ⑤ その他当委員会が必要と判断した事項及びこれに関連する事項

なお、日弁連ガイドラインでも言及されているとおり、関係者の法的責任の追及は当委員会の任務に含まれない。

5 当委員会の調査事項

(1) 調査対象

G3は、前記第1の1記載の外部機関からの指摘の中で、図表1-5-1記載の8案件（以下、当該8案件を個別に論じる際には、同図表の「案件名」欄記載の案件名を使用する。また、当該8案件を総じて論じる際、「本件8案件」ということがある。）の取引経緯等についての質問を受けるなどした。

これを踏まえ、当委員会は、まず、本件8案件を調査対象とし、その取引経緯等に関する事実関係を調査した。

また、当委員会は、本件8案件以外にも、取引先、取引の対象・種類等において本件8案件と類似する取引の存否につき検討すると共に、その取引経緯等の事実関係の調査等（以下「類似案件調査」という。）を実施した。

図表 1-5-1 (本件 8 案件の概要)

案件名	案件概要
和歌山金谷案件	G3 が、2017 年 5 月 26 日、X1 社との間で、同社 (共同) 保有の X2 社の持分全部につき、その売却斡旋を旨とする業務委託契約を締結した上 (対価 8000 万円)、同月 31 日、同契約に係る売上 8000 万円を計上するなどした案件【2017 年 8 月期第 3 四半期】。
伊勢志摩案件	伊勢志摩①発電所に関して、G3 が、2017 年 3 月 30 日、X3 社との間で、同社に G3 保有の設備 ID 及び電力地位を 2 億 8000 万円で譲渡する旨の地位譲渡契約を締結し、当時 G3 の 100%子会社であった株式会社エコ・ボンズ (以下「ECO」という。) が、同年 5 月 30 日、X3 社との間で、同社に ECO 保有の許認可等に係る地位を 1 億円で譲渡する旨の許認可等に関する地位譲渡契約を締結した上、G3 及び ECO において、同月 31 日、それぞれ、上記各契約に係る売上 2 億 8000 万円及び 1 億円を計上するなどした案件【2017 年 8 月期第 3 四半期】。
仙台案件 A	G3 が、2017 年 8 月 24 日、X1 社との間で、G3 保有の X4 社及び X5 社の各持分 2 分の 1 のうちの 3 分の 1 (持分全体の 6 分の 1) を X1 社に 5 億円で譲渡する旨の持分譲渡契約を締結した上、同月 30 日、同契約に係る売上 5 億円を計上するなどした案件【2017 年 8 月期】。
仙台案件 B	G3 が、2018 年 8 月 30 日、X6 社との間で、G3 保有の X4 社及び X5 社の各持分 3 分の 1 全部を X6 社に 10 億円で譲渡する旨の持分譲渡契約を締結した上、同日、同契約に係る売上 10 億円を計上するなどした案件【2018 年 8 月期】。
志布志案件	ECO が、志布志①発電所に関して、2018 年 1 月 29 日、X7 社との間で、同社に ECO 保有の許認可等に係る地位を 8000 万円で譲渡する旨の許認可等に関する地位譲渡契約を締結した上、同年 2 月 28 日、同契約に係る売上 8000 万円を計上するなどした案件【2018 年 8 月期第 2 四半期】。
甲賀案件	ECO が、甲賀①発電所及び甲賀②発電所に関し、2017 年 1 月 18 日、X8 社との間で、同社に ECO 保有の甲賀①発電所に係る関連資産等 (土地を除く。) を 9 億 1241 万 4262 円 (税込み) で譲渡する旨の太陽光発電所関連資産等譲渡契約を締結し、同日、X9 社との間で、同社に ECO 保有の甲賀②発電所に係る関連資産等 (土地を除く。) を 9 億 8365 万 7326 円 (税込み) で譲渡する旨の太陽光発電所関連資産等譲渡契約を締結し、同年 2 月 10 日、X9 社との間で、甲賀①発電所及び甲賀②発電所の設置予定地を 1 億 6000 万円で譲渡する旨の土地売買契約を締結した上、ECO において、2018 年 5 月 23 日、上記土地売買契約に係る売上 1 億 6000 万円を計上し【2018 年 8 月期第 3 四半期】、ECO を

案件名	案件概要
	<p>吸収合併した後の G3 において、同年 10 月 31 日、上記甲賀①発電所の太陽光発電所関連資産等譲渡契約に係る売上 9 億 1241 万 4262 円（税込み）を計上し、同年 11 月 30 日、上記甲賀②発電所の太陽光発電所関連資産等譲渡契約に係る売上 9 億 8365 万 7326 円（税込み）を計上する【2019 年 8 月期第 1 四半期及び第 2 四半期】などした案件。</p>
<p>つけまつげ案件 永九能源案件</p>	<p>当時 G3 の 100%子会社であった株式会社 SBY（以下「SBY」という。）が、2018 年 8 月 31 日に合計 2449 万 4400 円（税込み）で販売したつけまつげ 3 万 6000 個（以下「本件つけまつげ」という。）につき、同日、X10 社に対する売上として 2449 万 4400 円（税込み）を計上するなどした案件（つけまつげ案件）【2018 年 8 月期】。</p> <p>G3 が、X11 社から、その子会社である永九能源株式会社（以下「永九能源」という。）の株式を譲り受けるに際し、2018 年 10 月 12 日、X12 社との間で、同社から上記株式に係る株式譲渡契約締結に向けた支援等を得たとして業務委託契約（対価 5400 万円（税込み））を締結して、同月 31 日、同社に 5400 万円（税込み）を支払った上、同日、支払手数料として 5000 万円（実際の振込金額 5400 万円から消費税 400 万円を差し引いた金額）を計上するなどした案件（永九能源案件）【2019 年 8 月期第 1 四半期】。</p> <p>なお、つけまつげ案件と永九能源案件の関連については、後記第 3 の 9 において詳述する。</p>
<p>宮城川崎町案件</p>	<p>G3 が、2019 年 5 月 24 日付け地位譲渡契約に基づいて X1 社等から対価 7 億円で取得して保有していた宮城①発電所に係る設備 ID、電力地位等につき、2021 年 5 月 12 日、X13 社に対価 12 億円で譲渡した取引に関連して、2020 年 2 月 3 日、X1 社から、X14 社（2019 年 9 月 30 日、X12 社から商号変更した会社）に 2 億円が支払われ、同月 4 日及び同月 12 日、2 回に分けて、同社から、X15 社（2020 年 4 月 1 日、X16 社に商号変更。以下、便宜上、商号変更の前後を問わず「X16 社」という。）に 8000 万円が支払われるなどした案件。</p>

(注) 「設備 ID」、「電力地位」、「許認可等」の用語の意味については後記第 3 の 1 に記載する。

(2) 調査対象期間

調査対象期間は、外部機関から指摘を受けた案件が 2017 年 8 月期以降に発生していること等を考慮して、2017 年 8 月期から 2021 年 8 月期までを対象とした。

6 当委員会の調査期間

2021年11月10日から2022年1月27日までである。

7 当委員会の調査方法

(1) 書面調査

当委員会は、以下の資料（株主総会議事録、取締役会議事録（音声データを含む。）、経営会議事録、監査役会議事録／監査等委員会議事録、社内規程、契約書、決算資料、税務申告書、預金通帳、メール等）及び一般に入手可能な公開情報を収集し、必要と認める範囲でその内容を精査した。

- ① 当委員会の要請に基づき G3、SBY 及び関係取引先から提供された各種資料
- ② ヒアリング対象者から提供された資料

(2) ヒアリング

当委員会は、本件の関係者（G3 及び子会社の役職員、取引先、会計監査人（いずれも退任及び退職者を含む。））32 名に対し、対面又は WEB でヒアリングを実施した。詳細は別紙 1 のとおりである。なお、重要な対象者については複数回ヒアリングを実施した。

(3) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、本調査の目的を達成するために必要な情報又は認識を有している可能性が認められる役職員（退任及び退職者を含む。）及びその他の関係者について、業務上利用されているメールサーバーのデータ、ファイルサーバーのデータ、法人貸与の PC 及び携帯電話のデータに加え、任意で提出を受けた個人利用の PC 及び携帯電話のデータの保全を実施した。

収集したデータは削除ファイルの復元や重複の排除を含む下処理を実施した上で、キーワードによる絞り込みを行い、合計 19 名、総数 94,655 件のメール及びその添付ファイルに対してレビューを実施した。詳細は別紙 2 のとおりである。

(4) 当委員会の開催状況

当委員会の調査期間において、委員会は合計 21 回開催され、その全てに 3 名の委員が出席した。また、委員会が開催されない日も、平日はほぼ毎日 30 分程度の WEB 会議を開催し、委員と調査補助者との間での情報共有に努めた。

8 調査に関する留意事項

本調査及び本報告書は、以下の限界があることを前提にしている点に留意されたい。

- ① 本調査は、G3 の役職員及び関係者から、基本的には誠意ある協力が得られたものと考えている。もともと、本調査はあくまで関係者の任意の協力を前提としており、当委員会は強制的な調査権限を有していないため、本調査の結果が過誤や逸失等を完全に免れ得るものではない。
- ② 当委員会による情報等の開示依頼に対し、G3 の役職員は適時・適切に開示に応じた。また、G3 の役職員において、本報告書において記載されているものを除き、当委員会の調査対象に関して、本調査につき重大な影響を生じさせる可能性のある情報の開示が留保された事実はない。
- ③ 開示情報である書類又はデータは、全て原本が存在していること、また、これらの情報の内容は全て原本と同一であり、かつ、その原本は全て真正に成立したものであることを前提としている。
- ④ 本調査は、G3 における調査対象に関する事実の確認と、その発生原因の究明と再発防止策の策定・評価のために用いられることを予定しているものであり、それ以外の目的のために用いられることを予定していない。
- ⑤ 本調査は第三者に依拠されることを予定しておらず、いかなる意味においても、当委員会は第三者に対して責任を負わない。
- ⑥ 本調査は、調査の過程において G3 との間で合意された調査対象以外の事象に関する情報を入手した場合には、速やかに G3 に伝達し、対応の要否につき確認を促すこととした。当該対応については、当委員会は関知していない。
- ⑦ 本調査の過程において、一部の関係者間で口裏合わせが行われたことを疑わせる事情が散見された。また、本調査開始後、一部の関係者が、自らが使用するパソコンの OS を再インストールしたこともうかがわれる。これらの関係者の行為が当委員会の事実認定に影響を及ぼした可能性を否定できない。

第2. 本調査の前提

1 G3の主な沿革

年月	事項
2000年5月	携帯電話向けJavaソフトウェア開発事業を主たる目的として、東京都港区に資本金2000万円で株式会社コネクトを設立
2000年11月	事業所を東京都千代田区に移転
2003年7月	株式会社コネクトから株式会社コネクトテクノロジーズに商号変更
2004年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2005年3月	事業所を東京都新宿区に移転
2011年3月	株式会社コネクトテクノロジーズが株式移転の方法によりCNTを設立 東京証券取引所マザーズ市場にCNTの株式を上場 SBYを完全子会社化
2011年4月	事業所を東京都港区に移転
2011年9月	CNTにおける新たな事業として、環境エネルギー事業分野（太陽光発電事業）に進出
2012年9月	株式会社コネクトテクノロジーズを株式譲渡により連結から除外（太陽光発電事業から撤退）
2014年11月	ECOを設立して太陽光発電事業に再進出
2015年1月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2016年1月	CNTからG3に商号変更
2016年7月	完全子会社としてX7社を設立
2016年8月	完全子会社としてX3社を設立
2016年11月	完全子会社として株式会社エコ・テクノサービス（以下「エコ・テクノ」という。）を設立
2016年12月	事業所を東京都品川区に移転
2017年5月	X3社を持分売却により連結から除外
2017年8月	X17社を持分取得により連結子会社化
2018年9月	G3を存続会社、ECOを消滅会社として吸収合併
2018年10月	株式取得により永九能源を完全子会社化
2019年8月	株式譲渡により永九能源を連結から除外
2020年1月	株式譲渡によりSBYを連結から除外

2 事業概要

G3 は、その傘下に、いずれも 100%子会社である、ECO、SBY、エコ・テクノ等の複数の事業会社を保有してきており、対外的には、G3 及び傘下の子会社を総じて「G3 グループ」と称している。

本件の調査対象期間における G3 グループの主な事業は、G3、ECO（ただし、2018 年 9 月に G3 に吸収合併され消滅）及びエコ・テクノが展開する環境関連事業（太陽光発電所の運用による売電事業、太陽光発電所運用会社への投資事業、太陽光発電所に係る権利及び事業用地の仕入販売事業、太陽光電池モジュール及び周辺機器等太陽光発電商材の仕入販売事業等。以下、これらの各事業を総じて、「太陽光発電事業」という。）及び SBY が展開する SBY 事業（アクセサリ、日用品雑貨、服飾雑貨、化粧品の卸及び店舗販売事業等）である。

なお、SBY 事業については、2020 年 1 月に G3 が SBY の全株式を譲渡したことに伴い、撤退している。

3 業績の推移

2016 年 8 月期から 2020 年 8 月期までの G3 の連結の業績予想及び実績（いずれも売上高）の推移は図表 2-3 のとおりである。

2018 年 8 月期及び 2019 年 8 月期を中心に、G3 の業績予想と実績は大きく乖離しており、高い業績予想を設定・公表する一方で、これに実態が追いついていなかった状況が見て取れる。

図表 2-3（G3 連結の業績予想と実績の推移）

（単位：百万円）

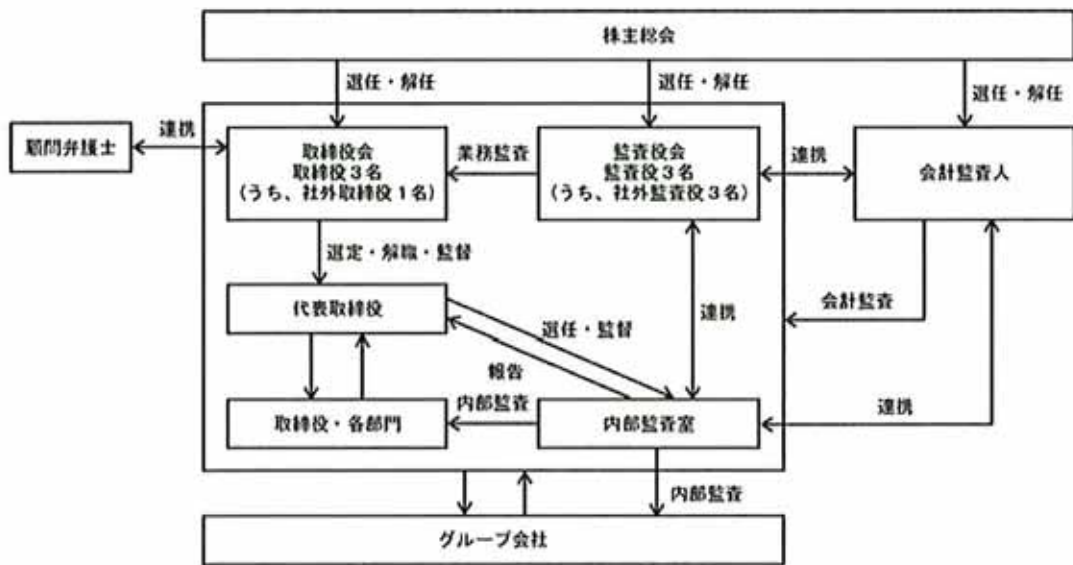
	2016 年 8 月期	2017 年 8 月期	2018 年 8 月期	2019 年 8 月期	2020 年 8 月期
業績予想	2,699	3,760	7,557	6,263	非公表
実績	2,760	3,730	3,605	4,857	4,570

4 組織体制

調査対象期間における G3 の組織体制の推移は、図表 2-4-1～図表 2-4-3 のとおりである。

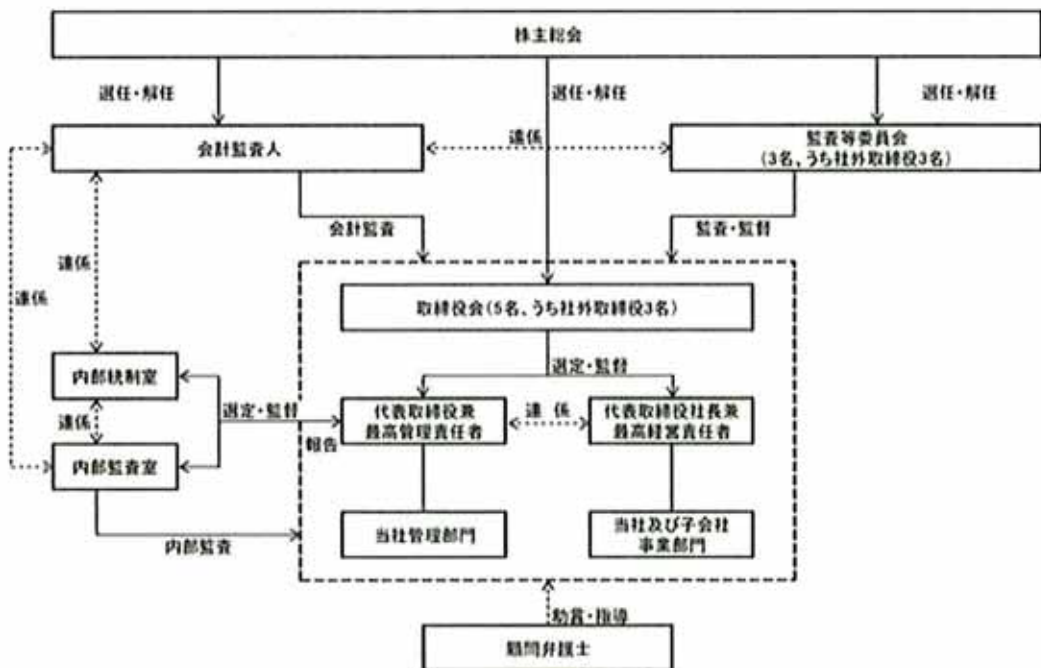
図表 2-4-1（2016 年 11 月開催の定時株主総会までの組織体制（図は 2015 年 12 月時点））

前回調査における指摘を受けて、主に管理部門を統括していた a1 が単独で代表取締役を務め、社外役員が役員の過半数を占める体制とした。



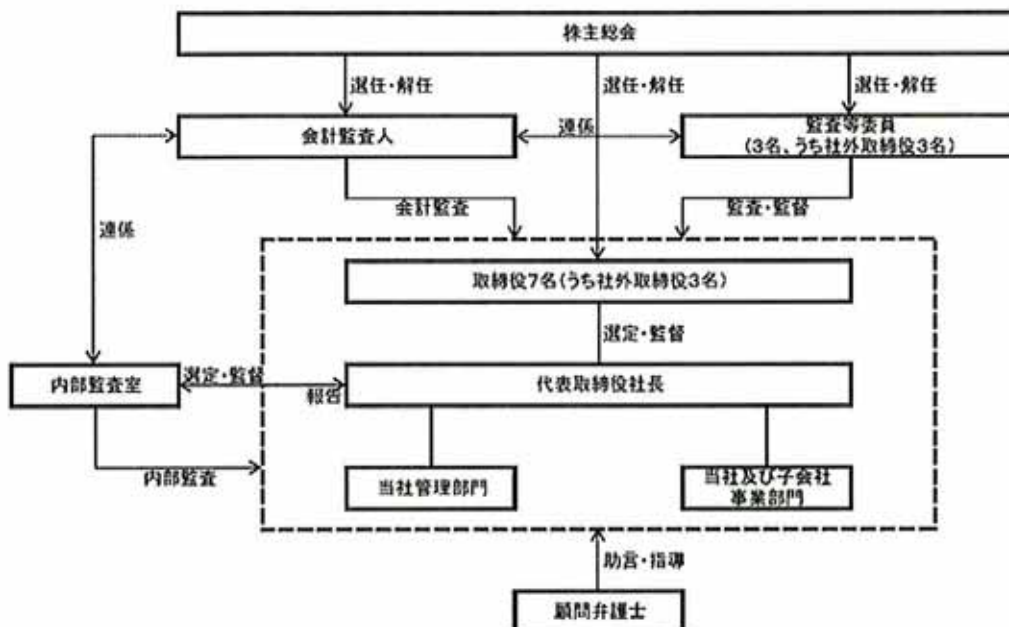
図表 2-4-2 (2019年11月開催の定時株主総会までの組織体制 (図は2018年11月時点))

2016年11月29日に、営業部門を統括していた a2 が a1 と共に代表取締役に就任し、a2 が事業部門を、a1 が管理部門をそれぞれ統括しつつ、両者が連携する体制とした。他方で、監査等委員会設置会社に移行し、監視・監督機能を強化した。また、2016年12月、内部統制の強化のため、新たに内部統制室を設けた。



図表 2-4-3 (2019年11月開催の定時株主総会後の組織体制 (図は2019年11月時点))

a1 及び a2 が 2019 年 11 月に代表取締役及び取締役を退任し、その後は、a3 が単独で代表取締役を務める体制とした。



5 役員の推移

G3 の 2016 年 8 月期以降の役員の推移は図表 2-5 のとおりである。

2016 年 8 月期において、主に管理部門を統括していた a1 が単独で代表取締役を務めていたが、2016 年 11 月 29 日、主に営業部門を統括していた a2 も a1 と共に代表取締役に就任した。a1 及び a2 は、2019 年 11 月 28 日、代表取締役及び取締役を退任して退社し、同日、a3 が代表取締役に就任した。

2016 年 8 月期に社外取締役を務めていた a4 (弁護士)、a5 (公認会計士)、及び社外監査役を務めていた a6 (公認会計士) は、2016 年 11 月 29 日、G3 が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行した際、取締役監査等委員に就任した。

また、2016 年 11 月 29 日に G3 取締役に就任した a7 は、ECO の代表取締役を兼任していたが、2018 年 9 月 1 日、ECO は G3 に吸収合併され、a7 は、同年 11 月 29 日、G3 取締役を退任した。

図表 2-5 (G3の役員の推移)

氏名	2016/1~	2016/11~	2017/11~	2018/11~	2019/11~	2020/11~
奥田 泰司	→			→		
長倉 統己	→			→		
近藤恵理子*	→					
香藤 紘一		→	→			
名越 陽子*	→	→	→			
松本 卓也*	→	→				
水野 明男	→					
西澤 拓哉*	→					
松山 昌司*	→	→	→	→	→	→
本間 周平*	→	→	→	→	→	→
川崎 修一*				→	→	→
笠原 弘和					→	→
松本 隆					→	→
重富 公博					→	→
佐伯 猛志					→	→
遠藤 洋					→	→

(注1) 取締役就任期間を青線、監査役/取締役・監査等委員就任期間を緑線で表示した。

(注2) *印のある役員は社外取締役・社外監査役である。

6 大株主の推移

(1) 2016年8月31日現在 (図表2-6-1)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
エコ・キャピタル合同会社	18,500,000	28.12
株式会社エスアンドピー	10,820,900	16.45
株式会社JJEHD	2,674,400	4.06
株式会社JTコンサルティング	2,500,000	3.80
株式会社サンライフコーポレーション	2,500,000	3.80
株式会社プラザ開発	2,500,000	3.80
矢吹 満	950,100	1.44
日本証券金融株式会社	594,400	0.90
西谷 茂樹	573,300	0.87
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任 代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	383,000	0.58

(2) 2017年8月31日現在 (図表2-6-2)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
エコ・キャピタル合同会社	18,500,000	24.21
株式会社ジー・スリーホールディングス	7,714,000	10.10
UBS AG LONDON A/C IPB SEGRE GATED CLIENT ACCOUNT (常任代 理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2,700,000	3.53
株式会社サンライフコーポレーション	2,500,000	3.27
株式会社プラザ開発	2,500,000	3.27
株式会社JTコンサルティング	2,200,000	2.88
日本証券金融株式会社	1,999,000	2.62
奥田 泰司	1,250,000	1.64
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB (常任代理人 メリルリン チ日本証券株式会社)	1,195,300	1.56
廣田証券株式会社	1,139,048	1.49

(3) 2018年8月31日現在 (図表2-6-3)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
奥田 泰司	2,750,000	3.80
株式会社サンライフコーポレーション	2,500,000	3.46
株式会社プラザ開発	2,500,000	3.46
株式会社JTコンサルティング	2,000,000	2.76
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,940,900	2.68
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,261,200	1.74
長倉 統己	1,200,000	1.66
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	973,198	1.34
香藤 紘一	650,000	0.89
廣田証券株式会社	619,045	0.85

(4) 2019年8月31日現在 (図表2-6-4)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ふぉー優	520,000	3.61
株式会社サンライフコーポレーション	500,000	3.47
株式会社プラザ開発	500,000	3.47
株式会社JTコンサルティング	400,000	2.78
小野 成之良	325,300	2.26
楽天証券株式会社	239,300	1.66
明和証券株式会社	224,000	1.55
長倉 統己	200,000	1.39
奥田 泰司	150,000	1.04
徳田 昌彦	101,000	0.70

なお、G3は、2018年11月29日開催の定時株主総会決議に基づき、2019年3月1日付けで株式併合(5株を1株に株式併合)を行った。

(5) 2020年8月31日現在 (図表2-6-5)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
エコ・キャピタル合同会社	2,450,000	14.53
株式会社ふお一優	520,000	3.08
株式会社サンライフコーポレーション	500,000	2.97
株式会社プラザ開発	500,000	2.97
株式会社SBY デジタルプロダクツ	400,000	2.37
小野 成之良	353,900	2.10
村松 茂樹	213,040	1.26
徳田 昌彦	204,000	1.21
株式会社きずな	193,600	1.15
SMBC 日興証券株式会社	150,900	0.90

なお、G3が2020年2月13日に実施した第三者割当増資及び自己株式の処分の引受けにより、エコ・キャピタル合同会社 (以下「エコ・キャピタル」という。) が主要株主となった。

(6) 2021年8月31日現在 (図表2-6-6)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
エコ・キャピタル合同会社	2,450,000	14.54
株式会社ふお一優	520,000	3.09
株式会社SBY デジタルプロダクツ	400,000	2.37
辻井 健造	201,300	1.19
株式会社きずな	193,600	1.15
富永 道男	157,000	0.93
奥田 泰司	150,000	0.89
小野澤 重雄	120,000	0.71
池田 靖久	103,600	0.61
内藤証券株式会社	68,400	0.41

第3. 本調査の結果

1 太陽光発電事業の概要

後記(2)アのとおり、G3 は太陽光発電事業を事業の柱としている。また、本件 8 案件は、いずれも太陽光発電事業に関するものである（ただし、つけまつげ案件を除く。）。そこで、本項においては、太陽光発電事業の概要について論じる。

太陽光発電事業は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT 法」という。）に基づく固定価格買取制度に基礎を置く事業であることから、まず、FIT 法に基づく太陽光発電事業の概要を記載した上で、G3 における太陽光発電事業のビジネスモデルの推移等を記載する。

(1) FIT 法に基づく太陽光発電事業の概要

ア FIT 制度の開始（2012 年）

2012 年 7 月 1 日、FIT 法が施行され、同法に基づき、電力会社に太陽光発電を含む再生可能エネルギーで発電した電気を一定価格で一定期間買い取ることを義務付ける制度である再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）が開始された。

太陽光発電の場合、発電事業者は、発電設備につき国の認定を受けて個別の ID（以下「設備 ID」という。）を取得し、当該発電設備で発電した電気を電力会社に供給するための接続契約の申込みを行った時点で買取価格が決定することとされていた（2015 年 4 月以降は接続契約の締結時に買取価格が決定することとされた。）。

なお、買取価格は、年度ごとに決定されており、FIT 制度開始以降、段階的に引き下げられてきた。2012 年度以降の一定規模以上の太陽光発電における買取価格の推移は図表 3-1-1 のとおりである。

図表 3-1-1 (買取価格の推移)

(出典：資源エネルギー庁ホームページ)

買取価格決定年度	1kWh あたりの買取価格
2012 年度	40 円 (10kW 以上)
2013 年度	36 円 (10kW 以上)
2014 年度	32 円 (10kW 以上)
2015 年度	29 円 (10kW 以上) (2015 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日) 27 円 (10kW 以上) (同年 7 月 1 日以降)
2016 年度	24 円 (10kW 以上)
2017 年度	21 円 (10kW 以上 2000kW 未満) 2000kW 以上は入札により決定
2018 年度	18 円 (10kW 以上 2000kW 未満) 2000kW 以上は入札により決定
2019 年度	14 円 (10kW 以上 500kW 未満) 500kW 以上は入札により決定
2020 年度	13 円 (10kW 以上 50kW 未満) 12 円 (50kW 以上 250kW 未満) 250kW 以上は入札により決定
2021 年度	12 円 (10kW 以上 50kW 未満) 11 円 (50kW 以上 250kW 未満) 250kW 以上は入札により決定
2022 年度	11 円 (10kW 以上 50kW 未満) 10 円 (50kW 以上 250kW 未満) 250kW 以上は入札により決定

イ 太陽光発電事業のビジネスモデル等

設備 ID を取得するためには、発電設備を設置する場所及び設備の仕様（当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する種類、又は設備の設計仕様図等の提出）が決定していること等が要件とされていた。一方で、設備 ID の取得に当たり、農地法、森林法その他の関係法令等に基づく許認可を得ていることまでは必要とされていなかったことなどから、発電設備等の準備が整わない段階でも、設備 ID を取得することが可能であった。

このように、設備 ID の早期取得が可能であった一方、上記アのとおり、買取価格は段階的に引き下げられたため、早期に設備 ID を取得して接続契約の申込み等を行った場合には高額の買取価格が保証されることになり、設備 ID そのものに経済上の価値が生じた。

そのため、太陽光発電事業では、発電設備の運営による売電事業だけでなく、発電設備を建設・運営しないまま、設備 ID 及び電力会社との接続契約の当事者たる地位（以下「電力地位」という。）等の権利を譲渡して利益を取得するというビジネスモデルも見られるようになった。また、実際に発電設備を建設・運営するためには、設備 ID 及び電力地位だけでは足りず、発電

設備を建設するための土地の利用権を確保し、かつ、森林法に基づく都道府県知事の林地開発許可等の許認可を得る必要があることから、これらの土地利用権や許認可等の確保も、設備 ID 等の価値を高める要素として取引の対象となることがあった。

設備 ID 等の売買取引に当たり、個々の権利を別個に取引することで手続が煩雑となることを避けるため、特別目的会社（SPC）を設立して、SPC に設備 ID 等を集約させた上で、その出資持分を取引対象とする方法も広く採用されている。

ウ 2016 年の FIT 法改正（2017 年 4 月施行）

上記アのとおり、FIT 制度では固定価格での買取が保証される一方、発電設備は技術革新により日々コストが減少している。そのため、事業者によっては、早期に設備 ID を取得し高額な買取価格の保証を得る一方、開発単価が下がってから事業を開始することで収益を増大させようとする者も現れたことなどから、FIT 制度の開始以降、設備 ID を取得しているにもかかわらず発電事業を開始しない未稼働案件が増加した。これに対処するため、2016 年、FIT 法が改正され（2017 年 4 月施行）、2016 年 8 月以降に接続契約を締結した場合には、認定から 3 年の運転開始期限を設定し（いわゆる「3 年ルール」）、2017 年 3 月末までに接続契約を締結できない場合には、原則として設備 ID を失効させる等の措置が取られた（なお、同改正により、認定制度は、設備認定から事業計画認定に変更されたが、以下「設備 ID」に含めて記載する。）。

エ 2018 年告示改正等

FIT 法改正による上記措置にもかかわらず、引き続き大量の未稼働案件が滞留していた。そこで、経済産業省は、2018 年 10 月 22 日から、更なる措置に関するパブリック・コメントを募集した上、同年 12 月 5 日、2012 年度から 2014 年度に取得した設備 ID のうち、2016 年 7 月 31 日以前に接続契約を締結した未稼働案件を対象に、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格の適用及び運転開始期限の設定等の措置を決定した（2018 年 12 月 10 日、告示改正の公布。2019 年 4 月 1 日施行。）。

具体的には、買取価格決定時の買取価格を維持するためには、原則、2019 年 3 月 31 日まで（2MW 以上の事業規模の案件については 2019 年 9 月 30 日まで、条例に基づく環境アセスメントの対象事業は 2020 年 3 月 31 日まで）に、系統連系工事着工申込みが受領されること等が必要とされた。また、系統連系工事着工申込みは、着工申込みの提出時点で、発電設備を設置する土地の使用の権原が現に取得できていることや、林地開発、農地転用許可等の許認可の取得等ができていないことが要件とされた。

上記措置は、林地開発許可等を取得できていない未稼働案件の設備 ID 等を保有する事業者にとって、その売却に影響を生じさせるものであった。

すなわち、FIT 制度における設備 ID の取得にあたっては林地開発許可等の許認可の取得までは要件とされていなかったため、設備 ID 取得後に林地開発許可等を取得するケースが少な

くなかった。しかし、その取得までには時間がかかるという実態があり、例えば、林地開発許可については、住民の合意などを得た上で申請を行い、その後 2～3 か月の期間が必要であるが、住民対応に長期間を要して申請までに数年かかる場合もあるとされている。そのため、上記措置により、事実上、買取価格決定時の買取価格を維持することができない案件も出てくることとなった。

(2) G3 における太陽光発電事業のビジネスモデルの推移等

ア G3 における太陽光発電事業の売上高等

2015 年 8 月期以降の G3 グループにおける太陽光発電事業（G3 の有価証券報告書においては環境関連事業として報告されている。）の売上高及び営業利益の推移は図表 3-1-2 のとおりであり、2017 年 8 月期以降、同事業による売上高は、G3 グループ全体の売上高の 7 割以上を占めている。

なお、G3 は、環境関連事業として、主に、太陽光発電所の運用による売電事業、太陽光発電所運用会社への投資事業、太陽光発電所に係る権利及び事業用地の仕入販売事業、太陽光電池モジュール及び周辺機器等太陽光発電商材の仕入販売事業、太陽光発電導入のためのコンサルタント事業、太陽光発電所のオペレーション及びメンテナンス事業を展開しており、太陽光発電事業が環境関連事業の中心であることから、以下では、環境関連事業の売上高等を太陽光発電事業の売上高等として扱っている。

図表 3-1-2（環境関連事業の売上高及び営業利益）

（出典：G3 有価証券報告書）

（単位：千円）

	2015 年 8 月期	2016 年 8 月期	2017 年 8 月期	2018 年 8 月期	2019 年 8 月期	2020 年 8 月期
売上高（全体）	1,327,406	2,760,571	3,730,281	3,607,889	4,857,956	4,570,056
売上高（環境関連事業）	62,100	1,503,391	2,859,964	2,723,945	3,838,214	4,284,850
全体に占める割合	(4.7%)	(54.5%)	(76.7%)	(75.5%)	(79.0%)	(93.8%)
営業利益（全体）	18,125	460,310	1,018,338	1,190,543	66,481	333,873
営業利益（環境関連事業）	39,724	410,149	995,150	1,212,875	147,923	355,941

※金額は、各報告セグメントに配分していない全社費用等による調整前のものである。

イ ECO における太陽光発電事業の展開

G3 は、当初、100%子会社の ECO を主体として太陽光発電事業を展開していた。

ECO は、設備 ID を取得済みでありながら、資金調達や地元対策での難点等が原因で発電所設備建設が未着工となっている案件の設備 ID 等を取得して、取引先に売却するビジネスモデ

ルを中心として太陽光発電事業を展開していた。

なお、G3は、ECOによる太陽光発電事業につき、IRR(内部収益率、Internal Rate of Return) 7%以上を基準とし、ECOの仕入値の少なくとも110%以上で売却できる案件を取り扱うことを目安としていた。

ウ G3 本体による太陽光発電事業の開始

G3は、2016年1月5日開催の定時株主総会において、定款を変更し、従前の純粋持株会社から事業持株会社に機能変更することについての承認を得た。

その上で、G3は、2016年4月27日開催の取締役会において、熊谷①発電所につき、ECOが仕掛販売用不動産として保有していた太陽光発電所用地を賃借し、設備(ID、造成、パネル、電気工事等)一式を取得することで、太陽光発電所の運営による売電事業を行うことを決議して、太陽光発電所の運営による太陽光発電事業の展開を開始した。さらに、G3は、同年8月24日開催の取締役会において、未着工太陽光発電所買取事業を開始し、国内全地域を対象地域として、未着工太陽光発電所の買取、事業計画の再構築、開発等による収益を図ることを決議した。

こうして、G3は、2016年8月期以降、G3本体でも太陽光発電事業を開始し、未着工太陽光発電所案件の設備ID等を買収して、自社で太陽光発電設備を建設・運営するほか、未着工のまま取引先に設備ID等を転売する等の事業を展開した。

エ ECOの吸収合併

2016年8月期以降にG3が開始した太陽光発電事業は、未着工太陽光発電所案件の設備ID等の買取・転売の分野において、従前からのECOの事業内容と重複するものとなった。

そこで、G3は、2018年7月26日開催の取締役会において、G3及びECOの人的資産及び経営資源を有効活用し、一元化した顧客対応を行うことで、経営効率の向上を図ると共に事業基盤の拡大を図ることを目的として、G3がECOを吸収合併することを決議した上、同年9月1日を効力発生日としてECOを吸収合併した。

2 主要な関係者等

後記3以下において、本件8案件の各事実関係や会計処理の適否等を記載するが、本件8案件の中には、a2と親交を有する者が経営等する会社がG3やECOの取引先等となっているケースが含まれている。そこで、以下、本件8案件について論じる前提として、a2の親交者であるb1、c及びd1につき、互いの関係性を中心に記載する。

(1) b1 について

b1 は、太陽光発電システムの企画・開発・販売・施工等を業とする X18 社の会長として、同社の経営に大きな影響力を有する者である (b1 と X18 社の関係については後記 13 「関連当事者の開示に関する検討」において詳述する。)

a2 は、従前、飲食店舗の運営等を行っていた。しかし、2011 年頃、その運営に行き詰まり、知人からの紹介で知り合った b1 から誘われて、X18 社と業務委託契約を締結し、同契約に基づいて X18 社のために太陽光発電事業の営業に従事するようになった。

また、a2 は、2013 年に G3 の前身である CNT 取締役就任したが、同社取締役就任は、当時の同社の実質的オーナー (故人) と b1 との個人的関係に基づく b1 からの推薦によるものであった。

そのため、a2 は、2017 年頃、G3 の経営方針に関する意見の相違から、一時的に b1 との関係が悪化した時期もあったが、CNT 取締役就任以降、2019 年 11 月に G3 代表取締役を退任して現在に至るまで b1 との親交を有している。

(2) c について

c は、証券会社退社後、個人で、育毛剤輸入販売事業、CS 放送事業、IT 事業等の様々な事業を展開する中で、多種多様な業界に豊富な人脈を築いてきた。

c は、2014 年頃、知人からの紹介で a2 や b1 と知り合い、その頃、b1 からの依頼で、当時 b1 が手がけていた太陽光発電事業案件の買い手を b1 に紹介したことを契機として、太陽光発電事業案件のいわゆるブローカーとして活動するようになり、a2 との交流も深めていった。

また、c は、太陽光発電事業のブローカーとして活動する中で、2016 年頃、太陽光発電設備の販売・施工、土木建築工事施工等を業とする X1 社の代表取締役である d1 と知り合い、その後、同社執行役員の肩書でブローカー業務を行った時期もあった。なお、永九能源案件における G3 からの業務委託手数料支払先の X12 社は、c が 2018 年 3 月に省エネ機器の販売・施工等を目的として設立した会社であり、X1 社との間に資本関係はないものの、c が d1 に依頼して X12 社の事務所を X1 社と同じ建物内に入居させるために、社名を X1 社に似せたものであった。

(3) d1 について

d1 は、2012 年に X1 社を設立して以降、現在に至るまで、その代表取締役社長を務めている。

d1 は、2016 年頃、X1 社において、ECO からの発注工事を受注・施工した際に a2 と知り合った。それ以降、d1 は、a2 との交流を深め、c を含めて 3 人で食事をすることもあった。

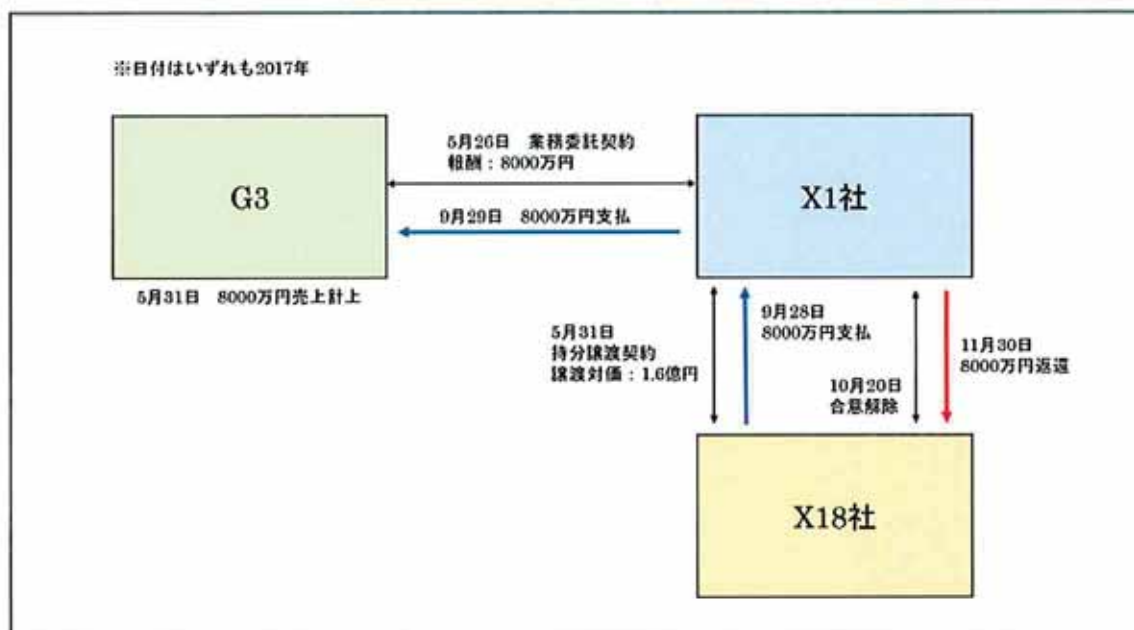
3 和歌山金谷案件

(1) 事実関係

ア 概要

和歌山金谷案件の概要は図表 3-3 のとおりである。

図表 3-3 (和歌山金谷案件)



イ G3 における売上計上状況等

G3 は、2017 年 5 月 26 日、X1 社との間で、同社が e1 と共同保有する X2 社の持分全部の売却斡旋を旨とする業務委託契約を締結した(以下、第 3 の 3 において、当該業務委託契約(書)を「本件業務委託契約(書)」という。)。同契約の報酬は 8000 万円であり、G3 が上記斡旋業務を遂行し、X1 社と売却先との間で持分譲渡契約が締結された場合、X1 社は、同年 8 月 31 日までに上記報酬を一括して支払うこととされていた(本件業務委託契約書第 5 条第 1 項、第 2 項)。また、上記持分譲渡契約が解除されて X1 社が売却先から受領した金員を返還した場合、G3 は、X1 社から受領した上記報酬を同社に返還することとされていた(同契約書第 15 条第 1 項)。

本件業務委託契約締結後、X1 社は、同年 5 月 31 日、e1 と共に、X18 社との間で、X2 社の持分全部を X18 社に譲渡対価 1 億 6000 万円で譲渡する旨の持分譲渡契約(以下、第 3 の 3 において、当該持分譲渡契約を「本体契約」という。)を締結した。

これを踏まえ、G3は、同日、本件業務委託契約に基づくX1社に対する売上として8000万円を計上した。

なお、上記計上については、同月25日開催のG3の取締役会において、X1社との本件業務委託契約の締結及びこれに基づく2017年8月期第3四半期における8000万円の売上計上が議案として上程された。その際、a4から、8000万円という業務委託料の金額等について若干の疑義が示されたものの、それ以外の出席者から特段の発言はなく、詳細な議論がなされないまま、出席取締役全員の承認により可決された。

ウ 本体契約の解除等

X1社は、本体契約に基づき、2017年9月28日、X18社から本体契約に係る譲渡対価1億6000万円のうちの8000万円の支払を受けた上、同月29日、G3に本件業務委託契約の報酬として8000万円を支払ったものの、同年10月20日、本体契約は解除され、同年11月30日、X1社はX18社に8000万円を返還した。

しかし、その後、X1社は、G3に対し、本件業務委託契約の報酬として支払済みの8000万円の返還を求めず、また、G3も、X1社から受領済みの8000万円を同社に返還することをしなかった。

(2) 検討

ア 取引内容に経済的合理性が乏しいこと

確かに、太陽光発電事業の権利売買における斡旋手数料には明確な基準や相場はなく、いわば当事者間の合意次第で手数料の金額は大きく上下する傾向にあることはうかがわれる。しかしながら、かかる事情を考慮しても、和歌山金谷案件において、G3がX1社から斡旋業務の対価として8000万円もの金額を受領したことに経済的合理性があるとはいえない。すなわち、本調査の限りでは、X1社がX2社の持分を取得した際の支出金額（仕入原価）は必ずしも明らかではないものの、その金額にかかわらず、X1社は、同持分をX18社に1億6000万円で譲渡する一方で、当該譲渡契約斡旋の報酬としてG3に8000万円を支払ったものであり、G3の収益金額が、同持分の取得・売却によるX1社の差益を超えるのであるから、かかる取引に経済的合理性を見出すことは困難といわざるを得ない。この点については、b1も、本体契約の金額が1億6000万円であるのに対し、その斡旋報酬が8000万円というのはあまりにも高額にすぎると述べている。

また、X1社とX18社との本体契約は、2017年5月31日に締結されてから5か月も経過しないうちに解除されており、X1社は、同年9月28日に内金8000万円を受領してからわずか2か月後の同年11月30日にはその全額をX18社に返還した。その経緯自体、不自然といわざるを得ないが、その点を措くとしても、G3とX1社との間の本件業務委託契約には、本体契

約が解除された場合、G3はX1社から受領した報酬を返還する旨規定されていたにもかかわらず、本体契約が解除されてX1社がX18社に8000万円を返還した後も、X1社がG3に本件業務委託契約の報酬8000万円の返還を求めず、また、G3がX1社に8000万円を返還していない点は明らかに不自然・不合理というほかない。

イ 専ら売上計上だけを目的とした取引であったことを疑わせる事情

G3とX1社との間の2017年5月26日付け本件業務委託契約締結に先立ち、当時G3の取締役を務めていたa7は、同月21日、G3の実務担当社員に対し、「日曜日にX18社側とa2さんが協議してくれているので、その内容も受け取りに伺ってください。」「当社は、『今月中の売上計上』が目的でX18社やX1社を説得しています。(キャッシュ第一目的ではありません)」などと記載したメールを送信していた。

この点、a7及びa2は、いずれも上記メールの内容につき、「記憶にない。」などの曖昧な説明に終始し、また、b1も、上記メールの記載内容につき、「心当たりがない。」旨述べるにとどまっており、当委員会は関係者から合理的な説明を受けることができなかった。

しかしながら、G3は、2017年8月期において、前期比約40%増の業績予想(売上高)を公表していた中、2017年8月期第3四半期の売上は、公表ベースで21億4900万円(2016年8月期第3四半期:20億6800万円)であり、前年同期比で3.9%の増加にとどまっていた。すなわち、和歌山金谷案件による8000万円の売上を計上しなかった場合、2017年8月期第3四半期の売上は20億6900万円となり、前年同期とほぼ同水準の売上にとどまることとなっていたものである。

このような事情に鑑みれば、『今月中の売上計上』が目的でなどと記載された上記メールは、a2らG3経営陣が、2017年8月期第3四半期に売上高を少しでも多く計上することに躍起になっていたことを示すものと考えるのが自然といえる。

さらに、X1社社内においては、当時同社の営業担当であったd2が、2017年9月26日、同社経理担当社員に対し、「金谷は、160,000千円でX18社に販売し、業務委託料(紹介料)としてG3に80,000千円支払います。ただし、これは金谷が24円案件として成立することが条件であり、現時点では21円未満になり案件として成立しない可能性が高いです。その場合、X18社は案件にはならないがG3に払う80,000千円は支払ってくれます。X1社も儲けなしでG3に80,000千円支払います。」などと記載したメールを送信していた。

上記メールの記載内容に加え、X18社が、X1社との本体契約の締結から僅か5か月という短期間のうちに同契約を解除したことに鑑みれば、X18社は、当初から、自社で和歌山金谷①発電所を事業化することに消極的であったと考えられる。それにもかかわらず、X18社は、本体契約を締結したのであり、その目的は、専ら、第三者であるX1社を介してG3に8000万円を資金移動させることによってG3に同額の売上を計上させることにあったことが疑われる。

なお、X18社は、同年7月以降、当時、子会社を介して保有していたG3株式約10万株を市場

で売却しており、G3が、株式市場に好感される業績を計上し、その株価が維持・向上されることによる経済的恩恵を享受する立場にあった。かかる事情も、X18社によるX1社との本体契約の締結が、専らG3に8000万円の売上を計上させることを目的とするものであったことを疑わせる。

ウ 小括

以上のとおり、和歌山金谷案件については、G3が本件業務委託契約に基づいてX1社から受領した報酬8000万円には経済的合理性が乏しいといわざるを得ないことに加え、G3やX1社の関係者間において、本体契約及び本件業務委託契約が実体を伴うものであったことに疑義を生じさせるメールが交わされていた等の事情がある。これらの事情に鑑みれば、本件業務委託契約は実体の伴わないものであった疑いが残るといわざるを得ず、これに基づく8000万円の売上計上は不適切であったといえる。

なお、X1社は、本体契約の解除に伴ってX18社に8000万円を返還する一方、現在まで、G3から本件業務委託契約の報酬8000万円の返還を受けていないため、和歌山金谷案件においてG3の収入となった8000万円はX1社が負担する結果となっている。しかしながら、G3との間に何ら資本関係等のないX1社がG3のために8000万円の損失を被ることを甘受することも考え難い。この点については、2018年以降にG3とX1社の間で行われた別案件の取引に際し、上記8000万円の帳尻合わせが行われたことを示唆する関係者間のメールが存在しており、別案件における相殺等によって帳尻合わせが行われたと考えられる。

したがって、当委員会としては、2017年8月期第3四半期にX1社に対する売上として計上された8000万円につき、G3が返還義務を負っているとまでは考えておらず、その場合には、X1社から支払のあった2018年8月期第1四半期に雑収入等としての計上が検討され得る。

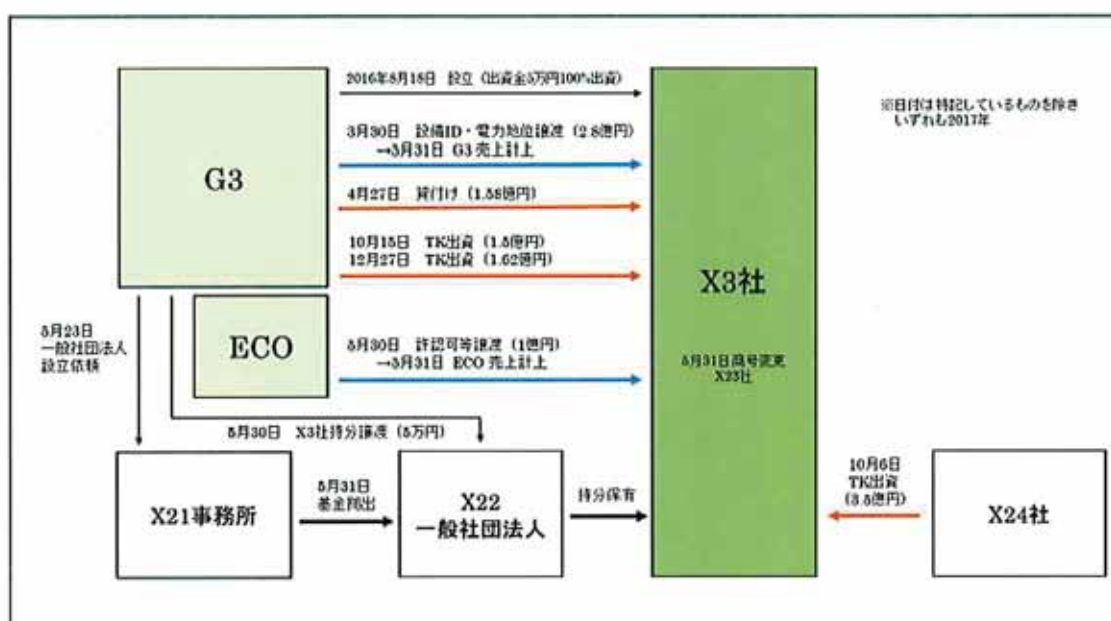
4 伊勢志摩案件

(1) 事実関係

ア 概要

伊勢志摩案件の概要は図表 3-4 のとおりである。

図表 3-4 (伊勢志摩案件)



イ 設備 ID 等の取得の経緯

G3 は、2016 年 11 月 2 日開催の取締役会において、G3 及び ECO を取引主体として、X19 社から、伊勢志摩①発電所（当時、未着工）の設備 ID 及び電力地位並びに許認可等を取得することを承認可決した（以下、第 3 の 4 において、上記発電所に係る設備 ID 及び電力地位のこと並びに許認可等のことをそれぞれ「本件設備 ID 及び電力地位」並びに「本件許認可等」という。）。

その上で、G3 及び ECO は、同月 14 日、それぞれ X19 社との間で地位譲渡契約を締結し、G3 が本件設備 ID 及び電力地位を対価 1 億 4000 万円で取得し、ECO が本件許認可等を対価 8000 万円で取得した。

なお、G3 及び ECO は、2017 年 8 月期のうちに、社外の SPC に対し、本件設備 ID 及び電力地位を 2 億 8000 万円で売却し、本件許認可等を 1 億円で売却することによって、合計 1 億 6000 万円の売却益（本件設備 ID 及び電力地位の売却益 1 億 4000 万円、本件許認可等の売却益 2000 万円）を得ることを見込んでいたものであり、a2 は、上記取締役会において、「G3 としては（中

略) 伊勢志摩案件では何とか1億4000万取りたい。そうすると、今期の目標にしている2.5億に限りなく近づくという計画になります。」旨発言するなどしていた。

ウ X3社に対する設備ID等譲渡、その売上計上の経緯等

G3は、当初、2017年8月期のうちに本件設備ID及び電力地位を社外のSPCに売却することを予定していたものの、2017年4月1日に予定されていた改正FIT法の施行によって、設備IDの名義人変更の申請手続が煩雑となることが見込まれていた。その上、2016年11月18日付け資源エネルギー庁のアナウンスにより、2016年度中(2017年3月まで)に設備認定又は変更認定を受ける場合、例年より10日ほど早い2017年1月20日までの申請が必要とされた。

そのため、G3は、本件設備ID及び電力地位を社外のSPCに売却するスキームを変更し、当時G3の100%子会社であったX3社(2016年8月18日にG3が5万円を出資して設立した合同会社)に本件設備ID及び電力地位を譲渡することを前提として、上記申請期限の2017年1月20日までに、X3社への設備IDの変更認定申請を完了させた上、X3社の持分を社外のSPCに売却するスキームに切り替えた。

G3は、同月26日開催のG3取締役会において、上記アナウンス等を踏まえた売却スキームの変更を理由として、G3が保有していた本件設備ID及び電力地位をX3社に2億8000万円で譲渡することを承認可決した。同取締役会では、譲渡代金2億8000万円の計上時期につき、グループ内譲渡であるため直ちに計上することはせず、G3がX3社を第三者に売却する際に売却先の会社からG3に支払わせることを前提として、当該売却時点で計上することが確認された。その上で、G3は、同年3月30日、X3社に対し、本件設備ID及び電力地位を対価2億8000万円で譲渡した。

さらに、G3は、同年4月27日、X3社に対し、伊勢志摩①発電所に関してX20社に支払うべき工事費負担金に充てるための資金として1億5800万円を貸し付けた。

一方、その頃、a2は、X21事務所に、X3社への売上の計上時期について相談した上、新たに設立する一般社団法人にX3社の持分を譲渡することによって、G3からX3社に対する売上を連結範囲から除外することとした。この点、後記(2)のとおり、G3がX21事務所に依頼して設立させる一般社団法人にX3社の持分を譲渡するだけで、直ちにG3からX3社に対する売上を連結範囲から除外できるとの会計処理は不適切である。したがって、X21事務所が全ての事実関係を正確に把握した上で、上記会計処理が可能と助言したとは考え難い。それにもかかわらず、a2が、上記持分譲渡によって、G3からX3社に対する売上を連結範囲から除外することが可能と判断した経緯は必ずしも判然としないものの、少なくとも、a2は、X21事務所に対し、G3からX3社に対する上記貸付け等の重要な事実を全て正確に伝えないまま、上記連結範囲からの除外の判断に至ったと考えられる。

そして、G3は、a2の判断に基づき、同年5月23日、X21事務所にX3社を隔離するための一般社団法人の設立を依頼した上、同月25日開催の取締役会において、X21事務所によって

設立される一般社団法人（設立に必要となった基金 5 万円は設立時に X21 事務所が立替を行い、事後に G3 が負担する形で精算）に X3 社の持分を価額 5 万円で譲渡することを承認可決した。

こうして、同月 30 日、X21 事務所からの基金拠出によって X22 一般社団法人が設立され、G3 は、同法人に X3 社の持分全部を譲渡した。また、同日、ECO は、本件許認可等を X3 社に 1 億円で譲渡した。G3 は、これを第三者への売却とみなして、同月 31 日、G3 から X3 社に対する本件設備 ID 及び電力地位の譲渡に係る 2 億 8000 万円及び ECO から X3 社に対する本件許認可等の譲渡に係る 1 億円をそれぞれ G3 及び ECO の売上として計上した（連結では合計 3 億 8000 万円が G3 の売上として計上された。）。なお、X3 社は、同日、X23 社に商号変更した（ただし、以下、便宜上、商号変更後の X23 社のことも「X3 社」という。）。

ところで、同月 25 日開催の上記取締役会においては、a2 から、X21 事務所に設立させる一般社団法人につき、X13 社が倒産隔離のために作る一般社団法人である旨の不正確な情報が報告された。また、未払となっている設備 ID 及び電力地位の譲渡代金 2 億 8000 万円につき、X13 社が X3 社に資金を入れることによって遅くとも同年 8 月末までに回収予定であるとの報告も行われ、その収益を、X3 社が売却される同年 5 月末に計上する方針が示された。

この点、確かに、X3 社については、2017 年 5 月頃、a2 からの働きかけにより、X13 社において、X3 社への匿名組合出資（以下「TK 出資」という。）が検討されていた。しかし、X13 社は、結局、X3 社への TK 出資を実施しておらず、a2 からの上記報告はいずれも事実と異なるものであった。a2 が、上記取締役会において、X13 社からの資金提供等の見込みにつき、事実と異なる報告をした経緯は必ずしも判然としないものの、少なくとも、上記取締役会における伊勢志摩案件に関する承認の議決が、a2 から報告された誤った情報を前提とするものであったことは明らかである。しかし、a2 以外の G3 の取締役らはその真否を確認し、又は確認しようとした形跡はなく、上記取締役会における議論は、いわば a2 からの報告を鵜呑みにしたまま進められた。

また、上記取締役会においては、代金未回収の 2017 年 5 月末の段階で売上計上するとの方針につき、a4 から、「収益計上時期は代金が支払われた時点ではないのか。」との疑義が呈された。しかし、これに対しては、a1 が「X3 社を第三者に売却する契約をした時点で売上計上することについては、1 月の取締役会で承認されている。」と回答しただけにとどまり、上記計上時期についてそれ以上の議論は行われなかった。

なお、X3 社については、その後、同年 10 月 6 日、X24 社が、a2 からの働きかけに応じて、TK 出資を実施した（X24 社からの TK 出資の経緯は後記エで詳述する。）。しかし、同年 5 月 31 日付けで上記売上計上が行われた時点における X3 社の調達資金は、X22 一般社団法人からの出資金 5 万円及び G3 からの貸付金 1 億 5800 万円の合計 1 億 5805 万円のみであり、G3 からの貸付金が X3 社の調達資金のほぼ 100% を占めていた。

エ X24 社から X3 社への TK 出資の経緯等

X24 社は、a2 からの働きかけにより、X3 社への TK 出資を検討し始めたものである。X24 社は、a2 との協議の中で、X24 社及びその子会社が資金調達や一般社団法人の管理等のアセットマネジメント業務を担い、G3 が近隣住民の対応や林地開発許可取得手続等の発電設備建設に向けた実務を行うという役割分担とする方向で協議を進めていた。

また、X24 社は、アセットマネジメント業務のみならず、X3 社への TK 出資も検討した上、2017 年 10 月 5 日、G3 との間で、X24 社が 7 割、G3 が 3 割の割合で、それぞれ 2017 年 10 月と同年 12 月の 2 回に分けて X3 社に TK 出資する旨の合意書を締結し、同年 10 月 6 日、同合意書に基づき、X3 社に対する 3 億 5000 万円の TK 出資（1 回目）を行った。また、G3 も、上記合意書に基づき、同月 13 日、1 億 5000 万円の TK 出資（1 回目）を行った。これにより、X3 社に対する G3（TK 出資金額 1 億 5000 万円）と X24 社（TK 出資金額 3 億 5000 万円）の TK 出資割合は、G3 が 30%、X24 社が 70%となった。

なお、上記発電所の建設にあたっては、近隣住民の反対が厳しく、地元の漁業組合との間でも紛争が存在する等の容易に解決できない問題が残っていた。そのため、上記合意書では、上記諸問題が解決するまでは基本的に G3 が主導する案件であるとの前提の下、G3 は TK 契約の解除はできないとする一方（上記合意書第 4 条）、X24 社については、近隣住民の反対等によって完工の目途が立たない場合などには TK 契約を解除して出資金全額の返金を受けることができることとされていた（上記合意書第 3 条）。

その後、G3 は、上記合意書に基づき、同年 12 月 27 日、X3 社に 1 億 6200 万円を TK 出資した（2 回目）。また、G3 は、同月 28 日、X3 社から、同年 4 月 27 日に X3 社に貸し付けていた 1 億 5800 万円の全額返済を受けた。

他方、X24 社は、発電所建設に向けた近隣住民との協議が進んでおらず、着工の目途が立っていなかったことなどから、G3 との間で、工事着工の目途が立った段階で 2 回目の TK 出資を行うことを合意して、同年 12 月の 2 回目の TK 出資を行わなかった。このため、X3 社に対する G3（TK 出資金額合計 3 億 1200 万円）と X24 社（TK 出資金額 3 億 5000 万円）の TK 出資割合は、G3 が約 47%、X24 社が約 53%となり、2019 年 2 月 27 日に X25 社が X3 社に TK 出資をし、同月 28 日及び同年 3 月 4 日に G3 及び X24 社の全 TK 出資持分が X25 社に売却されるまで、この状態が継続した。

(2) 検討

G3 は、2017 年 5 月 30 日付けで X3 社の出資持分 100%を X22 一般社団法人に譲渡したことをもって、X3 社は G3 にとって第三者になったものと考え、同月 31 日に、G3 から X3 社に対する本件設備 ID 及び電力地位の譲渡による売上 2 億 8000 万円及び ECO から X3 社に対する本件許認可等の譲渡による売上 1 億円を計上した。

しかしながら、企業会計基準委員会から報告されている実務対応報告第 20 号「投資事業組合に

対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(以下「実務対応報告第20号」という。)では、投資事業組合に対する支配力基準の適用に関し、「出資者の子会社に該当しない他の会社や組合等の事業体や個人を介在させている場合であっても、当該出資者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているときには、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当する。」(実務対応報告第20号Q1のA3(2))とされている。

2017年5月31日時点において、G3とX3社の間にはX22一般社団法人が介在していたが、X21事務所の担当者の説明によれば、X21事務所は、G3との間の事務委任契約に基づいて、X22一般社団法人の職務執行者を派遣していたにすぎず、実質的には、同法人の意思決定に関与していなかったと認められる。一方、G3は、X3社における資金調達金額の大部分を拠出していたものである(X3社の資金調達額合計1億5805万円のうちの1億5800万円を貸付金として拠出していた。)上、伊勢志摩^①発電所に向けた実務上の手続もG3及びその100%子会社であるECOが行っていた。

これらの事情からすれば、2017年5月31日時点においてもなお、G3は、X3社の財務及び営業又は事業の方針を決定していたというべきである。すなわち、当該時点において、X3社はG3の子会社であったというべきであって、G3及びECOのX3社に対する各売上が第三者との取引として計上されたことは不適切といわざるを得ず、上記各売上は、いずれも連結内取引として会計処理するのが相当であったと考えられる。

なお、2017年10月にX24社が3億5000万円、G3が1億5000万円のTK出資を行ったことにより、X3社へのG3のTK出資割合は30%となった。その後、同年12月にG3が2回目のTK出資(1億6200万円)を行ったことにより、G3のTK出資割合は約47%となったものの、X24社による上記TK出資以降、G3のTK出資割合が50%を超えたことはない。しかしながら、X24社は、上記TK出資後もTK契約を解除して全額の返金を受けることが可能であった一方、G3は同契約を解除することができないとされていた。これは、X24社からのTK出資後も、引き続き、G3主導の下で上記発電所建設に向けた実務上の手続が行われていたことを前提とするものであり、かつ、その進行が停滞して、X24社がTK契約を解除した場合には、事実上、G3がX24社に対する出資金返済義務を負うものであった。このような事情に鑑みれば、G3は、X24社からのTK出資実施以降も、X3社の財務、営業及び事業の方針の全てを決定していたというべきである。

したがって、X24社からのTK出資実施以降も、X3社はG3の子会社に該当するというべきであるから、X24社からX3社へのTK出資という事象を踏まえても、2017年5月31日の時点では、G3及びECOのX3社に対する各売上はいずれも連結内取引として会計処理するのが相当であった。

ところで、2017年8月期第3四半期におけるG3及びECOの会計処理は、当時の会計監査人である監査法人X26による承認を経て公表された。しかしながら、監査法人X26の担当者は、上記承認の経緯につき、G3から、同四半期末においてX22一般社団法人はX13社が主導するために資金拠出して設立した一般社団法人であるとの誤った情報が提供されていたためであった旨

説明している。この点については、当時 G3 から会計監査人に対して虚偽の情報が提供されたか、少なくとも会計監査人との情報共有・連携が適切でなく不十分であったことを示しているといえる。

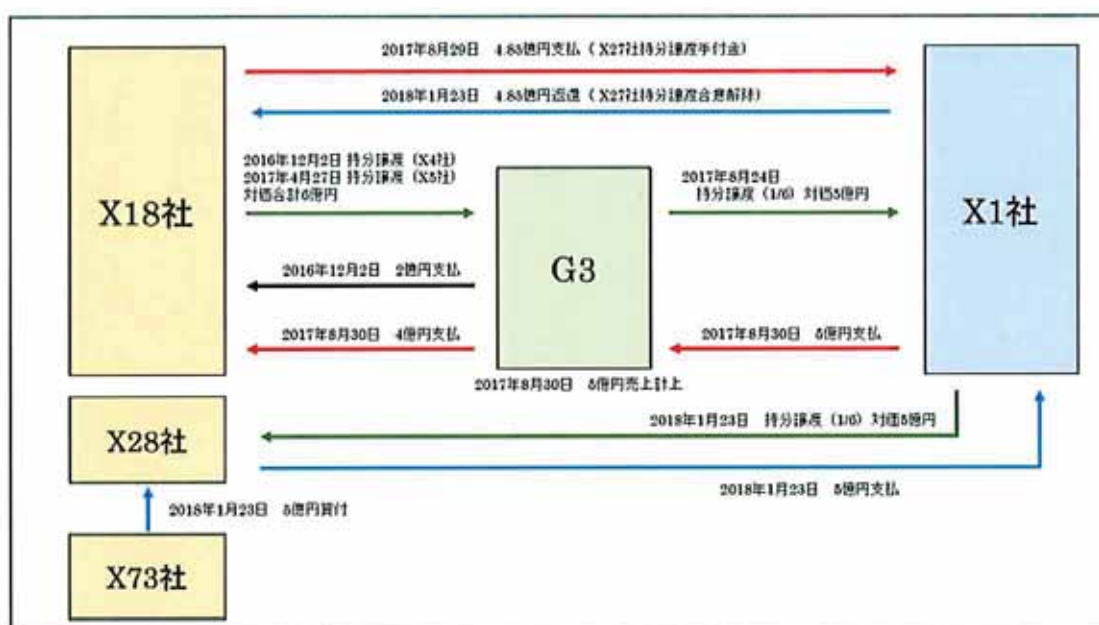
5 仙台案件 A

(1) 事実関係

ア 概要

仙台案件 A の概要は図表 3-5 のとおりである。

図表 3-5 (仙台案件 A)



イ X18社からの持分取得の経緯等

G3は、2016年11月16日開催の取締役会において、X18社から、仙台①発電所（当時、未着工）の設備ID及び電力地位を保有するX4社の持分の2分の1を対価6億円で取得することを承認可決した。その際、a5から、上記持分取得後の売却の見込みについて質問されたのに対し、a2は、2017年3月までには、X18社が保有する持分2分の1と合わせて15億円で売却することが見込まれている旨説明していた。

また、上記持分取得がX18社を相手方とする取引であったことから、前回調査において懸念が示されていた実質的利益相反取引あるいは関連当事者取引に該当するおそれがあったため、同取締役会には、a10、a4及びa5によって作成された意見書が提出されていた。同意見書においては、X18社からの持分取得につき、取締役会における継続的な議論の結果、十分に経済的合理性があるものと認められ、不正取引がうかがわれる事情はないと考えると結論付けられていた。

その後、G3は、2016年12月2日、X18社との間で持分譲渡契約を締結して、X18社から、X4社の持分の2分の1を対価6億円で取得した（後に、その対価は、2017年5月1日付け契約変更に係る覚書により3億円に変更された。）。

また、G3は、2017年4月27日開催の取締役会において、X18社から、仙台②発電所（当時、未着工）の設備ID及び電力地位を保有するX5社の持分の2分の1を対価3億円で取得することを承認可決した上、同日、X18社との間で持分譲渡契約を締結して、X18社から、X5社の持分2分の1を対価3億円で取得した。

G3は、X18社からのX4社及びX5社の持分各2分の1の取得対価合計6億円につき、2016年12月2日、うち2億円をX18社に支払い、2017年8月30日、下記ウのX1社からの5億円の支払を受け、それを原資に残金4億円をX18社に支払った。

なお、G3は、転売目的でX4社及びX5社の各持分を取得したところ、その転売益等につき、2016年11月16日開催の上記取締役会において、a2から、「X4社を17億円、X5社を15億円の総額32億円で売却予定であり、売却によって20億円の粗利が見込まれ、当該粗利をX18社と10億円ずつ折半する予定である。」旨報告されていた。

ウ X1社に対する持分譲渡の経緯等

G3は、2017年8月24日開催の取締役会において、G3が保有するX4社及びX5社の各持分のそれぞれ3分の1（全体の6分の1）を対価5億円でX1社に譲渡することを承認可決し、同日、X1社との間で持分譲渡契約を締結して、X1社にX4社及びX5社の各持分のそれぞれ3分の1（全体の6分の1）を対価5億円で譲渡した。

G3は、同月30日、X1社から上記対価5億円の支払を受け、同日、X1社に対する売上として5億円を計上した。

エ ウの取引との関連が疑われるX1社の取引等について

X1社は、2017年8月10日、X18社との間で、当時X1社が保有していたX27社の持分3分の1を対価9億7000万円で譲り渡す旨の持分譲渡契約を締結し、同月29日（上記ウのX1社からG3に対する5億円支払の前日）、X18社から、同契約の手付金4億8500万円の支払を受けた。しかし、この持分譲渡契約は、2018年1月23日に合意解約され、同日、X1社は、X18社に上記手付金4億8500万円を返還した。

他方で、X1社は、同日、X28社との間で、当時X1社が保有していたX4社及びX5社の各持分のそれぞれ6分の1を対価5億円で譲り渡す旨の持分譲渡契約を締結した。X28社は、同日、X73社から5億円を借り入れ、これを原資として、X1社に上記対価5億円を支払い、X1社は、これを原資として、X18社に上記手付金4億8500万円を返還した。

なお、X1社から当委員会に提出されたX1社とX29社との間の同月22日付け持分譲渡契約書によれば、X1社は、X18社との持分譲渡契約を合意解約したX27社の持分3分の1につき、

同日頃、X29 社に対価 1 億 3500 万円で譲渡した又は譲渡することを予定していたことがうかがわれる。

(2) 検討

X4 社及び X5 社の持分譲渡取引並びに X27 社の持分譲渡取引の関連性につき、a2 は、「X1 社に対する X4 社及び X5 社の持分譲渡に際し、同時期に、X1 社と X18 社の間で X27 社の持分譲渡契約が締結されて、手付金 4 億 8500 万円が X18 社から X1 社に支払われたことを知らなかった。」と主張している。また、X1 社の d1 は、「2017 年 8 月における G3 からの X4 社及び X5 社の持分譲渡と、X27 社の持分譲渡に係る X18 社からの手付金 4 億 8500 万円の支払は、全く別個の取引であって互いに関連するものではない。」「2018 年 1 月における X27 社の持分譲渡契約の合意解除は、X18 社によるデューディリジェンスの結果、X18 社での事業化は困難と判断されたためである。合意解除に伴って 4 億 8500 万円を X18 社に返還する必要があったことから、現金を作るため、X4 社及び X5 社の持分を X28 社に 5 億円で売却せざるを得なかった。」旨主張しており、b1 も、d1 と同旨の主張をしているほか、「そもそも、X18 社は、2018 年 1 月頃に X1 社からの X4 社及び X5 社の持分買取の話が持ち上がるまで、2017 年 8 月に G3 から X1 社に当該持分が譲渡されていたことすら知らなかった。」旨主張している。

このように、仙台案件 A の当事者らは、いずれも上記関連性を否定しているところ、その主張を覆して虚偽と断じるに足る証拠はない。

しかしながら、G3 から X1 社に譲渡された X4 社及び X5 社の各持分（全体の 6 分の 1）の移転フローを俯瞰すると、当初 X18 社が保有していたものが、G3 及び X1 社を介して X18 社と関係の深い X28 社に移転したにすぎないという見方も可能である。

また、X1 社から G3 に支払われた上記持分譲渡の対価 5 億円についても、2017 年 8 月 30 日の支払時には、その前日に X27 社の持分譲渡契約の手付金として X18 社から X1 社に支払われた 4 億 8500 万円が原資となっていた。さらに、X1 社は、2018 年 1 月 23 日、X18 社に上記 4 億 8500 万円を返還したものの、その返還についても、いずれも X18 社と関係の深い X73 社から X28 社を介して X1 社に支払われた 5 億円が原資であった。つまり、G3 と X1 社の間における X4 社及び X5 社の持分譲渡に関連する X1 社の支払は、全て、X18 社又は同社と関係が深い会社の資金負担の下で実行されたものであって、X1 社は結局何らの資金負担もしていない。

加えて、X1 社と X18 社の間における X27 社の持分譲渡契約（対価 9 億 7000 万円、手付金 4 億 8500 万円）についても、契約締結から半年足らずで合意解除されている上、同契約の合意解除後、X1 社がわずか 1 億 3500 万円の対価で同持分を X29 社に譲渡した又は譲渡を計画していたことからすると、上記譲渡契約は、X18 社から X1 社に対し、G3 に対する 5 億円の支払に充てるための資金を移動させることのみを目的として締結された実体のないものであった疑いを払拭できない。

これらの事情に鑑みれば、当委員会としては、G3 から X1 社に対する X4 社及び X5 社の持分

譲渡契約並びに同契約に基づく 2017 年 8 月 30 日付け X1 社から G3 への 5 億円の支払は、X18 社の資金負担の下、専ら 2017 年 8 月期における G3 の売上高を 5 億円上乗せする目的で実行されたものであったとの疑念を抱かざるを得ない。

結論として、当委員会は、関係者である a2、d1、b1 らが上記疑念を否定しており、これを確実に覆すに足る証拠がない以上、2017 年 8 月期における仙台案件 A の売上計上を不適切と断じることができないものの、上記のような疑念が残る取引が行われたことは G3 のガバナンス上の問題点として指摘せざるを得ない。また、G3 においても、このような事情を踏まえ、仙台案件 A に関する会計処理の修正の要否につき、投資家保護及び適正開示の観点から改めて検討する必要があると考える。

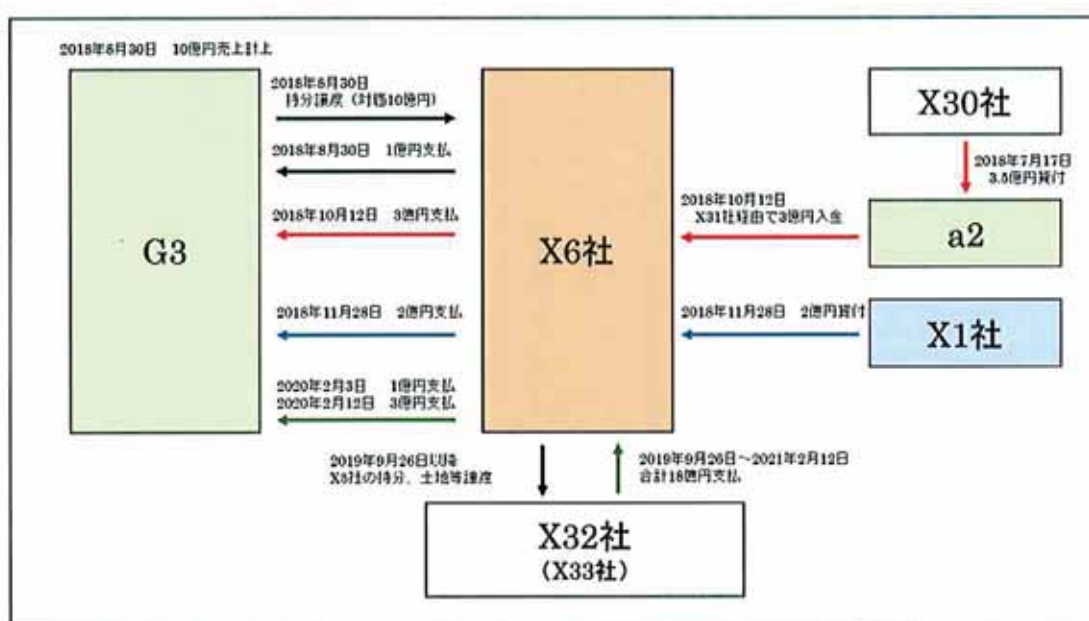
6 仙台案件 B

(1) 事実関係

ア 概要

仙台案件 B の概要は図表 3-6 のとおりである。

図表 3-6 (仙台案件 B)



イ X6社に対する持分譲渡の経緯等

G3は、X18社から取得していたX4社及びX5社の各持分2分の1につき、上記第3の5のとおり、2017年8月24日、X1社に各持分6分の1を譲渡したことにより、各持分3分の1を保有していた。

a2は、2018年8月期のうちに上記各3分の1の持分を売却して売上計上することを模索し、G3取締役会においても、2018年7月頃には、具体的な売却先候補の名称を挙げて進捗報告をしていた。

しかし、2018年8月期の期末が近づいても、上記各3分の1の持分の売却先が決まらなかったため、a2は、同期末が近づく中、cに上記各3分の1の持分の買取りを持ち掛けた。cは、専ら上記持分の転売による利益獲得を目的として、これに応じ、自らが支配するX6社において上記持分を買い取る旨回答した。なお、当時、X6社の代表取締役及び100%株主はいずれもcの妻であったが、同人は名目上のオーナー株主兼代表取締役にすぎず、実質的には、同社はc

が支配する会社であった。また、X6社は、cが、太陽光発電事業の設備ID等の取得・転売に特化したブローカー業務を行うために設立したペーパーカンパニーであって、営業実体や資産はなかった。そのため、G3からX6社に上記持分が譲渡された場合、同社が同持分の売却を実現しない限り、G3がX6社から譲渡代金を回収することは困難であり、a2もそのことを認識していた。

それにもかかわらず、a2は、2018年8月23日開催の取締役会において、上記持分を10億円でX6社に売却する方針であることを報告した。その際、a2は、X6社には固有の資産がないことを報告していたものの、同社は、フロントに立つだけであって、その背後には資金力のある台湾企業が存在するなどと述べて、売却代金の回収に懸念はない旨強調していた。

これに対し、上記取締役会后、当時G3の取締役を務めていたa7から、a2やa1ら取締役会メンバーに対し、メールで、「X6社との間で10億円の取引を行い、かつ、2か月間の与信を与えても大丈夫なのかにつき、次回の取締役会で十分に議論頂きたい。」旨の懸念が伝えられていた。

これを受けて、a1は、a7に対し、メールで、G3が過去に1度X6社に業務委託を行ったことがあること(㊟案件。後記第3の12(3)イ参照。)を指摘したほか、X6社に対する売却に関する決議が予定されていた同月29日開催の取締役会における説明資料に、X6社の信用力、支払能力等につき、過去の取引により確認済みである旨記載した。

しかし、上記取締役会においては、X6社についての信用調査報告書等は提出されず、また、X6社の支払能力等について特段の議論も交わされないまま、短時間のうちに、上記持分をX6社に10億円で売却(決済日：うち1億円につき同月30日、残金9億円につき同年10月15日)することが承認可決された。

そして、G3は、X6社から、転売先の買付証明書や融資承諾書等の提出を受けるなどもしないまま、同年8月30日、X6社との間で持分譲渡契約を締結して、同社にX4社及びX5社の各持分のそれぞれ3分の1を対価10億円(決済日は前同)で譲渡した。

ウ G3における売上計上状況、X6社からの支払状況等

G3は、2018年8月30日、X6社から1億円の支払を受け、残金9億円の支払を待たず、同日、X6社に対する10億円の売上を計上した。これにつき、a7からは、上記イのメールにおいて、X6社に対する10億円の売上は、同年10月の残金支払完了時に計上されるべきではないかとの懸念が示されていた。しかし、これに対して、当時、内部統制室に所属していたa17が、X6社に実体及び支払能力があることを前提として、上記持分譲渡契約を締結し、1億円の支払を受け、合同会社の業務執行社員の変更登記申請に必要な書類を引き渡し、残額9億円の請求書を発行したタイミングで収益認識できるものと思われる旨返信したのみで、同年8月29日開催の上記取締役会においてはその点についても特段の議論等は行われなかったまま、同月30日付けで売上計上された。

一方、cは、知人に、X4社及びX5社の各持分の転売益の折半を持ちかけて当該知人に1億円を用立てさせ、同日、G3に1億円を支払った。しかし、残金9億円については、上記持分の転売が実現しない限り、cには金策の当てがなく、そもそも、cは、G3との上記持分譲渡契約締結当初から、残金9億円の支払期限の2018年10月15日までに、上記持分の転売を実現して、G3に残金9億円を支払うことなど不可能だと考えていた。

これに対し、G3は、2018年10月15日に2018年8月期決算に係る決算短信を公表することを予定していた。a2は、同日までにX6社からの残金は一切支払われないということになれば、同期における上記10億円の売上計上が監査法人によって取り消されてしまう可能性が高いと考え、これを避けるため、cに対し、残金9億円の支払を催促してはみたものの、cから、転売が実現しない以上、残金の支払は不可能である旨告げられて支払を拒絶された。

そこで、a2は、自らが同年7月17日にX30社から個人的に借り入れていた3億5000万円の中から、X6社からG3に対する支払原資を捻出することとし、当時X30社の代表取締役であったe2の承諾を得た上、a2の妻が代表取締役を務めるX31社を介して、同年10月12日、X6社に3億円を入金し、同日、これを原資として、X6社から残金9億円のうちの3億円の支払を受けた。

しかし、cは、その後も、残金の支払原資を自ら調達することができなかった。そのため、a2は、同年11月末に開催が予定されていたG3株主総会において、X6社からの残金未払が問題視されることを避けるため、cと共にd1に依頼してX1社に2億円を工面してもらい、同月28日、X1社からX6社に入金された2億円を原資として、X6社からG3に2億円を支払わせた。

また、その頃、同月26日開催の取締役会において、X6社からの残金未回収の件が議論された。しかし、a2は、X6社からの支払の原資を自らが手配した事実を報告せず、同取締役会においては、後発事象等の開示や貸倒引当金の計上は必要ないとの結論となった。

その後、X6社は、2020年2月に後記エのX32社への転売が実現するまで、残金4億円の支払を行えなかったが、G3は、結局、2019年10月4日開催の取締役会において、貸倒引当金として2億円を計上することを決定するまで、X6社からの未収金についての貸倒引当金を計上しなかった。

エ 残金4億円の支払の経緯等

2018年8月30日付け持分譲渡契約により、X6社がG3からX4社及びX5社の持分3分の1を譲り受けて以降、X4社及びX5社の各持分は、X18社(2分の1)、X6社(3分の1)及びX28社(6分の1)において共有されていた。

cは、X32社が売却先候補に挙がった際、b1らと協議して、X4社及びX5社の各持分をX6社に集約させて同社から一括してX32社に売却することを取り決めた上、2019年9月26日、X6社とX32社との間で、X5社の持分全部、同社保有の仙台②発電所の設備ID及び電力地位等並びに同発電所の土地を18億円で譲渡する旨の太陽光発電所開発権譲渡契約を締結した。

X6社は、当該契約の履行のため、b1らと取り決めていたとおり、同年11月29日、X18社及びX28社から、両社保有のX4社及びX5社の各持分を取得すると共に、X18社から、同社が所有していたX4社及びX5社の土地を取得した。

一方、X6社とX32社の上記太陽光発電所開発権譲渡契約は、X32社の要望によって、契約当事者をX32社からX33社(X32社によって設立されたSPC)に変更することとなった。そのため、X6社は、同日、X33社との間で、仙台②発電所の土地等に係る不動産売買契約を締結したが、当該契約は、X32社との上記太陽光発電所開発権譲渡契約と同様、同発電所の設備IDや土地を譲渡する旨のものであり、譲渡代金の総額も18億円のままであった。なお、その後、X32社は、結局、上記不動産売買契約における買主の地位をX33社から包括的に譲り受けた。

X6社は、2019年9月26日から2020年2月12日までの間、X32社又はX33社から、4回に分けて、上記不動産売買契約に係る譲渡代金18億円全額の支払を受け、これを原資として、G3に対し、同月3日に1億円、同月12日に3億円を支払って、2018年8月30日付け持分譲渡の対価10億円を完済した。

(2) 検討

G3とX6社との2018年8月30日付け持分譲渡契約において、残金9億円の支払期日は同年10月15日とされていた。

しかしながら、cの説明によれば、仙台市はいわゆる杜の都条例や環境アセスメントの要求が厳しいことなどから、なかなか林地開発許可が下りず、そうなる買い手も付きにくいと、2～3か月程度でX4社やX5社の持分の転売を実現することなどほぼ不可能であり、G3との上記持分譲渡契約締結当初から、X6社には、支払期限の2018年10月15日までに残金9億円を支払う当てはなかったと認められる。

すなわち、2018年8月期末の時点において、X6社に対する10億円の売上については、収益実現の一般要件である財貨の引渡しに加え、対価の成立・流入が必要であるところ、対価の成立・流入の充足性に疑義があったといわざるを得ない。

この点、a2は、「X6社との持分譲渡契約締結当時、cから、転売先の目途は立っていると言われていたことから、支払期限までに残金9億円の支払を受けられると信じていた。」旨主張している。しかし、a2は、太陽光発電事業に精通していたのであるから、X6社による上記持分の転売が容易に実現し得るものではないことを十分認識していたと考えられ、a2の上記主張は俄に信用し難い。

また、a2の上記主張の信用性に関する検討を措くとしても、a2は、同年10月15日のG3の2018年8月期に係る決算短信の公表に先立ち、cから残金9億円の支払を明確に拒絶されたことを受け、X6社に支払を実行させるため、a2自身がX30社から借り入れていた3億5000万円の中からX31社経由でX6社に3億円を提供するなどしたものである。

かかる事情に鑑みれば、a2は、遅くとも同年10月15日の決算短信発表時までには、X6社が、残金9億円の確実な支払見込みがないまま契約を締結したものであり、かつ、当面、その支払を行う確実な当てもないことを十分に認識していたというべきである。

したがって、2018年8月期におけるG3のX6社に対する10億円の売上計上は不適切であったというほかなく、当該売上は、最終的な転売先であるX32社に譲渡され、その代金全額の回収が完了した2020年2月に計上されるのが相当であったと考える。

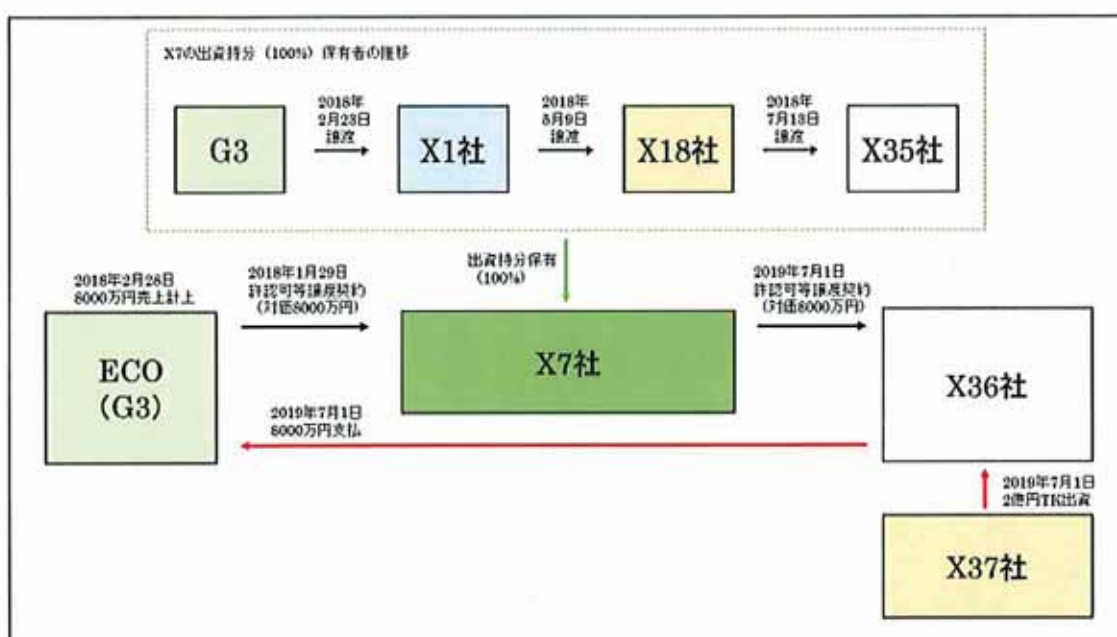
7 志布志案件

(1) 事実関係

ア 概要

志布志案件の概要は図表 3-7 のとおりである。

図表 3-7 (志布志案件の概要)



イ 設備 ID 及び電力地位の取得、ECO と X7 社間の契約締結経緯等

G3 は、2016 年 11 月 22 日開催の取締役会において、X7 社 (当時、G3 の 100% 子会社) が、X34 社から、買取価額 20 万円で同社保有の志布志①発電所 (当時、未着工) の設備 ID 及び電力地位 (以下、第 3 の 7 において、上記発電所に係る設備 ID のことを「本件設備 ID」といい、同 ID 及び電力地位のことを「本件設備 ID 及び電力地位」という。) を取得するなどした上、X7 社を事業主体として同発電所を建設・完成させて売却する計画を承認可決した。これを踏まえ、X7 社は、同年 12 月 29 日、X34 社との間で地位譲渡契約を締結し、同社から本件設備 ID 及び電力地位を取得した。

上記発電所の建設・完成計画において、同発電所建設のための土地については、地元の不動産業者が、X7 社との業務委託契約に基づき、地権者との交渉を行って取りまとめた上、上記発電所の事業主である X7 社に対する地上権を設定する予定となっていた。また、同発電所の建設については、外部業者に発注し、ECO から販売するパネル等を使って外部業者によって施工

されることとなっていた。

また、上記土地の林地開発許可等の取得に向けた一連の手続きは、ECO が実施することとされ、ECO は、2018 年 1 月 29 日、X7 社との間で許認可等に関する地位譲渡契約（対価 8000 万円）を締結した。ただし、同契約の内容は、事実上、X7 社のために上記土地の林地開発許可等の取得に向けた一連の手続きを行うことを旨とするものであり、ECO は、同契約締結後、外注による同土地に関する測量、行政調査を進め、また、上記不動産業者と交渉を進めるなどの業務を行った。

ウ ECO における売上計上の経緯等

G3 は、2018 年 2 月 22 日開催の取締役会において、X7 社の出資持分 100%及び同社を通じて保有している本件設備 ID を X1 社に譲渡することを承認可決した上、同月 23 日、同社との間で譲渡契約を締結して、X7 社の出資持分及び本件設備 ID を X1 社に譲渡した（譲渡対価は X7 社の出資持分につき 5 万円、本件設備 ID につき 3 億 5000 万円）。なお、G3 と X1 社との譲渡契約書には、X7 社の出資持分以外の譲渡対象権利につき本件設備 ID のみしか記載されていないが、当事者間の意思を合理的に解釈すれば、本件設備 ID のみならず、電力地位も譲渡対象権利であったと考えられる。

また、G3 は、上記取締役会において、上記イの許認可等に関する地位譲渡契約に係る ECO の X7 社に対する売上 8000 万円につき、G3 から X1 社への X7 社の出資持分譲渡に伴い、ECO の売上として計上することを承認可決し、同月 28 日、当該売上を計上した。

なお、同取締役会では、上記の 3 億 5000 万円のみならず、8000 万円についても、同年 4 月 6 日までに回収予定であると説明された。

エ X7 社に対する売掛金 8000 万円回収の経緯等

X7 社の出資持分並びに同社の保有する本件設備 ID 及び電力地位は、2018 年 2 月 23 日に G3 から X1 社に譲渡された後、同年 5 月 9 日、X1 社から X18 社に譲渡され（譲渡対価は X7 社の出資持分につき 5 万円、本件設備 ID 及び電力地位につき 3 億 6000 万円）、さらに、同年 7 月 13 日、X18 社から X35 社に譲渡された（譲渡対価は X7 社の出資持分につき 5 万円、本件設備 ID 及び電力地位につき 4 億円）。

しかし、X7 社の出資持分等の保有者が G3、X1 社、X18 社、X35 社と移転する間、X7 社の資産は出資金の 5 万円だけという状況が続き、ECO に対する X7 社の買掛金 8000 万円が支払われることはなかった。

なお、2018 年 9 月 1 日、ECO は G3 に吸収合併され、ECO の売掛金は G3 に承継された。

その後、2019 年 7 月 1 日、X7 社（当時の出資持分は X35 社が 100%保有）は、X36 社との間で、上記発電所に係る許認可等に関する地位譲渡契約（対価 8000 万円）を締結した。当該契約において、対価 8000 万円は、G3 に直接支払うこととされており（事実上、X7 社が G3 に

支払うべき 8000 万円の代位弁済)、X36 社は、同日、X37 社から同社に支払われた TK 出資 2 億円を原資として、G3 に 8000 万円を支払い、これにより、G3 (吸収合併前の ECO) は X7 社に対する売掛金 8000 万円を回収した。

(2) 検討

G3 は、2018 年 2 月 23 日、X7 社の出資持分を X1 社に譲渡したことに伴い、同月 28 日、X7 社に対する許認可等に関する地位譲渡契約に係る ECO の売上 8000 万円を計上した。

しかしながら、X7 社については、その後、X1 社、X18 社、X35 社と出資持分の所有者が順次変わっていったものの、その間、一貫して、X7 社の保有資産は出資金の 5 万円のままであり、同社には、ECO に対する 8000 万円を支払うための資産がなかった。

したがって、同日における売上 8000 万円の計上時点においては、収益実現の要件充足 (対価の成立・流入) には疑義があり、当該売上計上は不適切であったといわざるを得ない。

その後、2019 年 7 月 1 日、X7 社と X36 社の間で許認可等に関する地位譲渡契約が締結され、X37 社から X36 社に 2 億円の TK 出資が実施されたことにより、ようやく、G3 (吸収合併前の ECO) は X36 社から 8000 万円の支払を受けることができ、X7 社に対する売掛金 8000 万円を回収するに至ったものである。かかる経緯に鑑みれば、X7 社に対する売上 8000 万円については、最終的な転売先である X36 社に譲渡され、回収された時点で初めて収益実現の要件を充足したものであるとして、それ以降に同売上を計上するのが相当であったといえる。

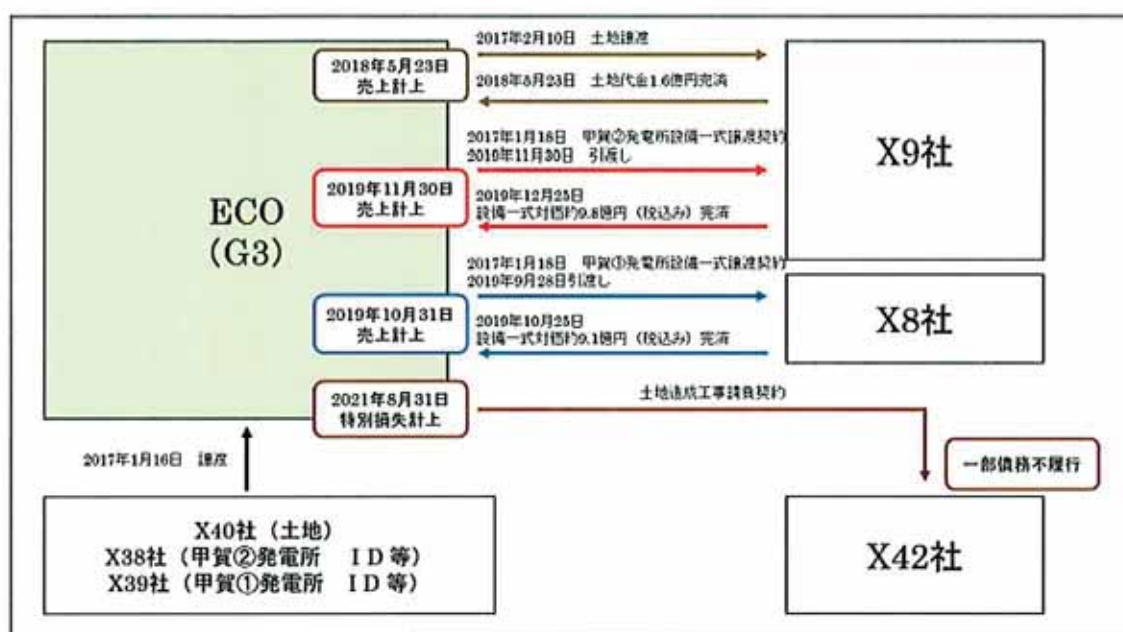
8 甲賀案件

(1) 事実関係

ア 概要

甲賀案件の概要は図表 3-8 のとおりである。

図表 3-8 (甲賀案件の概要)



イ X8社及びX9社との契約締結までの経緯等

甲賀案件は、ECOを取引主体として、甲賀①発電所及び甲賀②発電所の設備ID及び電力地位並びに土地を取得し、各発電所を建設した上、いわゆる完成渡りでX8社及びX9社に売却したものである。

G3は、2017年1月13日開催の取締役会において、甲賀①発電所及び甲賀②発電所の設備ID及び電力地位の取得につき承認可決した上、いずれも同月16日、ECOにおいて、甲賀①発電所の設備ID及び電力地位につきX38社との間で、甲賀②発電所の設備ID及び電力地位につきX39社との間で、上記各発電所の土地につきいずれもX40社との間で譲渡契約又は売買契約を締結して、上記各設備ID及び電力地位並びに土地を取得した。

その上で、G3は、同月18日開催の取締役会において、甲賀①発電所及び甲賀②発電所につき、それぞれX8社及びX9社に譲渡する旨の契約を締結することを承認可決した。同日、ECOは、X8社との間で、甲賀①発電所の設備ID及び電力地位並びに発電所設備一式等(土地を除

く。)を同社に9億1241万4262円(税込み)で譲渡する旨の太陽光発電所関連資産等譲渡契約を締結すると共に、X9社との間で、甲賀②発電所の設備ID及び電力地位並びに発電所設備一式等(土地を除く。)を同社に9億8365万7326円(税込み)で譲渡する旨の太陽光発電所関連資産等譲渡契約を締結した。

X8社及びX9社は、いずれも、X41社の代表取締役又はその親族によって100%の株式が保有されている同社のグループ会社である。甲賀①発電所及び甲賀②発電所の土地については、同社からの要望により、ECOは、一括して、同年2月10日、X9社との間で、同社に1億6000万円で譲渡する(支払時期は、契約締結時に1600万円、林地開発取得時に1億4400万円)旨の土地売買契約を締結した。

なお、甲賀①発電所及び甲賀②発電所に関する上記太陽光発電所関連資産等譲渡契約には、各発電所の設備ID及び電力地位、設備一式並びに土地の譲渡は全て不可分一体のものとし、いずれか一つが履行されなかった場合、X8社やX9社は同契約を無条件で解除できる旨規定されていた(以下、この規定を「不可分一体の規定」という。)

ウ 土地売却に係る売上計上の経緯等

甲賀①発電所及び甲賀②発電所の土地につき、X9社は、上記土地売買契約どおり、2017年2月27日、ECOに1600万円を支払った。その後、ECOは、2018年3月5日、甲賀①発電所及び甲賀②発電所の土地につき林地開発許可を取得した。

林地開発許可取得については、同月7日開催のG3取締役会において報告され、同取締役会においては、同許可取得に伴い土地売却に係る売上を計上することが確認された。

そして、ECOは、同年5月23日、X9社から、残金1億4400万円の支払を受けた上、同日、X9社に対する土地売却に係る売上として1億6000万円を計上した。

また、同日、ECOは、上記土地につき、X9社に対する所有権移転の仮登記を行い(仮登記にとどまったのは、一部農地部分につき、非農地への地目変更登記が完了していなかったことによる。)、全ての農地について非農地への地目変更登記が完了した後の同年9月19日、所有権移転の本登記を行った。

なお、上記土地売買契約書には、ECOは、売買代金受領後、直ちに所有権移転登記手続を行う義務を負う旨規定されていたところ(同契約書第5条)、上記のとおり、一部農地転用許可未了部分が残っていたため、ECOは、土地代金全額決済後、速やかに所有権移転の本登記手続を行うことができなかった。X9社も、その経緯を承知しており、直ちに本登記手続が行われなかったことをもって土地売買契約を解除する等の意思はなかったものの、仮に土地売買契約が解除された場合には、不可分一体の規定に基づき、X8社及びX9社とECOの間の全ての契約が解除となる可能性もあった。そのため、ECO及びX9社は、かかる可能性を排除するため、双方協議の上、上記のとおり所有権移転の仮登記手続を行ったほか、同年5月22日付けで、不可分一体の規定の対象から土地を除くこと等を旨とする覚書を作成した。

エ 発電所売却に係る売上計上の経緯等

2018年9月1日、G3は、ECOを吸収合併し、甲賀案件に係る事業もG3に承継された。

G3は、甲賀①発電所につき、同年9月28日までに電気工事を終えて、同日、X8社に同発電所を引き渡した。G3は、同年10月25日までに、X8社から、甲賀①発電所売却の対価9億1241万4262円(税込み)全額の支払を受け、同月31日、同額の売上を計上した(仮受消費税の部分は除く。)

また、G3は、甲賀②発電所につき、同年11月30日までに電気工事を終えて、X9社に同発電所を引き渡した上、同日、甲賀②発電所売却の対価9億8365万7326円(税込み)の売上を計上した(仮受消費税の部分は除く。)。また、G3は、同年12月25日までに、X9社から、甲賀②発電所売却の対価全額の支払を受けた。

なお、工事完工による引渡しを確認できるとして、発電所売却に係る売上を計上することについては、同年11月29日開催の取締役会で承認可決された。

オ 土地造成の一部遅延と特別損失の計上

G3(当時の取引主体はECO)は、当初、甲賀①発電所及び甲賀②発電所の土地の造成につき、X42社との間で土地造成工事請負契約を締結して同社に施工させていた。しかし、X42社は、電気工事の施工が可能となる範囲での造成は行ったものの、調整池の造成等を計画どおりに履行しなかったため、当初の林地開発許可時の図面と異なる箇所があることが判明し、追加では正工事が必要となった。そのため、X42社の工事が杜撰であることが発覚した2018年5月時点では予定された工事が完了しておらず、林地開発許可等に係る完了検査を通過することができない状況であった。

その後、G3は、未完了となっている部分についての工事を完了すべく、業者選定及び行政との交渉を継続した。

その中で、G3は、2020年10月頃、X43社の下請業者から見積書(見積金額合計8407万6635円)の提出を受けて追加工事費用の概算金額を把握した。しかし、X43社はX42社の子会社であったことから、上記見積書記載の見積金額の妥当性を確認するため、X18社に相見積りを依頼をし、2021年2月から8月頃にかけて3回にわたり、同社から見積書(見積金額合計1億2970万円)の提出を受けた。

また、行政との協議の結果、同年8月頃になって、ようやく追加工事を必要とする工事範囲が最終確定し、完了検査を通過する見込みが立った。

これを受けて、G3は、同月31日付けで追加工事に係る特別損失として合計1億1506万5100円(上記見積金額合計1億2970万円と買掛金残高1463万4900円の差額)を計上した。

(2) 検討

ア 土地及び発電所売却に係る売上計上について

G3は、2018年5月23日、X9社に対する土地売却に係る売上1億6000万円を計上したが、同日までに同社からその全額の支払を受け、かつ、所有権移転仮登記手続も行っていただのであって、その計上は実態を反映させたものである。

この点、土地売買については、同月22日付けで不可分一体の規定の対象から除外する旨の覚書が作成されている。しかし、これは、上記(1)ウのとおり、地目変更手続との関係での所有権移転登記手続の遅れを原因として、甲賀案件が全体として解約となるリスクを回避するために当事者双方が合意の上で行われたものであって、土地売却に係る売上の前倒し計上等を目的としたものではなかった。したがって、上記覚書の作成によって、不可分一体の規定の対象から土地が除外された事実は、上記計上の適正性の評価に影響を与えるものではない。

また、発電所売却に係る売上についても、いずれもX8社及びX9社に対する発電所の引渡し完了した上で計上されており、また、各発電所の売却代金も、それぞれの売上計上までの間又は売上計上の直後(同一の四半期内)に全額決済されたのであるから、実態を反映させたものであった。

イ 土地造成に係る特別損失の計上時期について

G3は、2020年10月頃、X43社の下請業者から、土地造成の追加工事に係る見積書の提出を受けて、概ねの金額を認識していたのであるから、2021年8月期第1四半期に特別損失を計上すべきであったと考える余地もある。

しかし、上記見積書の提出を受けた時点では、その金額の妥当性の確認のために相見積りを依頼していたX18社からの見積書が未提出であった上、そもそも、行政との協議も途中の段階で追加工事の範囲も最終確定していなかった。

かかる事情に鑑みれば、2021年8月期第1四半期に追加工事費用が計上されなかったことは不適切とまではいえず、X18社から見積書入手後、最終的に行政との協議が終了し完了検査を通過できる見込みが立った時点(2021年8月期)で特別損失が計上されたことに問題を示唆する事実は検出されなかった。

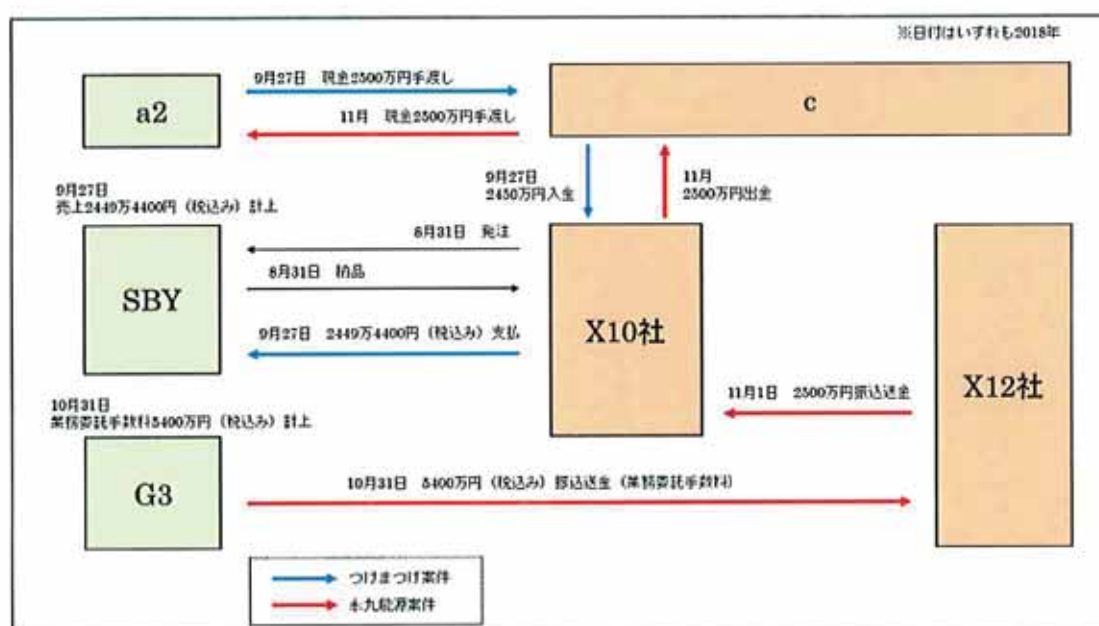
9 つけまつげ案件・永九能源案件

(1) 事実関係

ア 概要

つけまつげ案件・永九能源案件の概要は図表 3-9 のとおりである。

図表 3-9 (つけまつげ案件・永九能源案件の概要)



イ SBY の販売商品、2018 年 8 月期末頃の決算見込み等

SBY は、2018 年 8 月期当時、G3 の 100% 子会社であった。SBY は、アクセサリ、日用品雑貨、服飾雑貨の卸、販売等を業としており、つけまつげを主力商品の一つとしていた。

当時、SBY の直営店舗の売上が低調であったことなどから、2018 年 8 月期の同社の決算は赤字となることが見込まれていた。これに対し、2018 年 8 月 23 日開催の G3 の取締役会において、a1 から、同期末における決算は約 1000 万円の債務超過となる見込みであることが報告され、取締役会メンバー間で同期末に向けての利益の積増しが必要であることが確認された。

ウ a2 によるつけまつげ販売の偽装

a2 は、2018 年 8 月期の SBY の利益の積増しのため、自らの個人資産から一時的に費用を支出して、SBY の在庫となっていたつけまつげの販売事実を作出することを企て、2018 年 8 月頃、c に対し、「費用はこちらで手配するので、つけまつげ 2500 万円分を抱えてくれるところ

を探してくれ。」旨申し向けて、つけまつげの買い手となってくれる会社の手配を依頼した。

これを受けて、cは、つけまつげの買い手として、X10社をa2に紹介した。X10社は、cの知人が代表取締役を務める会社であり、cも資本金の一部を出資していたことなどから、cの意のままに利用することができる会社であった。

cは、a2からの指示に従い、同月30日頃、X10社からSBYに対しつけまつげ3万6000個（販売価格2449万4400円（税込み））を発注した。同月31日、SBYは、X10社に本件つけまつげを納品した上（ただし、納品方法は、SBYが在庫保管のために利用していた倉庫内において、X10社名義で借りた隣の区画に本件つけまつげを移動させただけであった。）、同日、X10社に対する売上として上記金額を計上した。

なお、上記取引によるSBYの粗利は約1040万円であり、同取引による売上計上もあって、SBYは、2018年8月期に約908万円の営業利益を計上した。

一方、a2は、a2個人名義の預金口座から出金するなどして現金2500万円を準備した上、同年9月27日、cにこれを手渡した。

cは、同日、a2から受け取った現金2500万円のうち2450万円をX10社名義の貯金口座に入金した上（差額の50万円については、cが自らの手数料として領得した。）、同口座からSBYに本件つけまつげの代金2449万4400円を振込送金した。

なお、cは、その後、2021年までの間に、複数回に分けて、順次、本件つけまつげ全部を売却し、その売却益は全てcが領得した。

エ 永九能源株式の取得に係る業務委託手数料の支払等

G3は、2018年8月29日開催の取締役会において、X11社から、同社の100%子会社であり、福岡県所在の太陽光発電所を運営する永九能源の株式を100%取得することを承認可決し（買取価格については同年10月26日開催の取締役会で追認された。）、同月15日、X11社との間で上記株式に係る譲渡契約を締結して（買取金額25億3051万5264円）、同株式を取得した。

一方、上記株式取得に際し、G3は、X12社からの支援を得たとして、同月12日付けでX12社と業務委託契約を締結した。

当時、X12社の代表取締役は、X1社代表取締役のd1が兼任していたが、X12社は、cがX1社事務所の一部を間借りして自らの個人的ビジネスのために設立した会社であり、X12社に関して、d1は名目上の代表取締役にすぎず、X12社は、事実上、cが支配するcの個人会社であった。

そのため、永九能源株式取得に関する上記業務委託契約についても、業務委託手数料の金額に関する交渉は、専らa2とcの間で行われた。その中で、cは、G3における永九能源株式買取金額の3%程度の金額（約7500万円）を要求したものの、a2は、これを拒絶し、買取金額の1%（約2500万円）とする意向を示していた。

しかし、a2 は、X12 社との上記業務委託契約書上の業務委託手数料の金額を 5400 万円（税込み）とした上、c に対し、その中から 2500 万円を a2 にキックバックするよう指示した。

なお、X12 社との上記業務委託契約締結につき、G3 は、同月 26 日開催の取締役会において事後的に協議の上追認した。しかし、その際、a2 は、c に対する上記キックバックの指示の事実はもとより、X12 社が c の個人会社であることさえも報告せず、同取締役会においては、X12 社につき反社非該当との調査報告書が提出されたのみで、特段の議論も行われぬまま、上記業務委託契約締結が追認された。

G3 は、上記業務委託契約に基づき、同年 10 月 31 日、X12 社に対し、5400 万円（税込み）を X12 社名義の預金口座に振込送金して支払い、c は、同年 11 月 1 日、その中から 2500 万円を X10 社名義の預金口座に振込送金した。その上で、c は、同月中に、同口座から現金 2500 万円を出金した上、a2 に手渡し、a2 は、同月 26 日、a2 名義の預金口座に 2500 万円を入金した。

なお、本調査において、a2 は、同月 26 日に a2 名義の預金口座に入金した 2500 万円の原資が、c から受け取った現金であったことを認める一方、c に指示して、G3 から X12 社に業務委託手数料として支払った 5400 万円（税込み）のうちの 2500 万円を a2 にキックバックさせた事実はない旨主張している。しかし、a2 は、当時、c と親しい間柄であったにもかかわらず、c がどのようにして 2500 万円もの現金を用立てたのかにつき、c から明確な説明を受けなかった旨の不自然かつ不合理な弁解に終始しており、a2 の上記主張は信用できない。これに対し、c は、G3 から X12 社に業務委託手数料として支払われた 5400 万円（税込み）のうちの 2500 万円を a2 にキックバックした旨説明しているところ、その説明は、関係各口座における取引履歴に合致する上、説明内容も詳細かつ具体的であり、十分に信用できる。

したがって、a2 が、G3 から X12 社に業務委託手数料として支払われた 5400 万円（税込み）のうちの 2500 万円を得た事実は優に認定できるといえる。

オ つけまつげ案件と永九能源案件の関連性

つけまつげ案件において、a2 は、一時的にとはいえ、自らの個人資産から 2500 万円を支出するまでして、SBY に、X10 社に対する本件つけまつげの販売による売上を計上させたものであるが、上記イ及びウの経緯に鑑みれば、その目的が 2018 年 8 月期における SBY の営業利益を黒字にするためであったことは明らかである。実際、X10 社に対する本件つけまつげの販売（粗利約 1040 万円）により、SBY は、同期において、かろうじて約 908 万円の営業利益を計上することができた。

しかし、たとえ自らが代表取締役を務める SBY の帳簿上の営業利益を黒字にする必要があったにせよ、a2 が 2500 万円の回収見込みがないまま個人資産からの支出を行ったとは考え難い。

むしろ、a2 は、2018 年 9 月に本件つけまつげの代金約 2500 万円を個人資産から一時的に

支出した後、同年 11 月までの間に、G3 から X12 社に業務委託手数料として支払われた 5400 万円の中から 2500 万円を回収したものである。その一連の経緯に鑑みれば、a2 は、2018 年 8 月期における SBY の営業利益の増強のために、c を取り込んで X10 社との取引を画策した当初から、一時的に自らの個人資産から支出する 2500 万円につき、永九能源株式取得に関して X12 社に支払う業務委託手数料の一部をキックバックさせて回収することを目論んでいたと考えるのが自然といえる。

(2) 検討

ア 本件つけまつげの販売に係る会計処理について

SBY は、本件つけまつげの販売代金 2449 万 4400 円（税込み）につき、2018 年 8 月 31 日、X10 社に対する売上として計上した。

しかし、その代金は、a2 が、後日、永九能源株式取得に関して G3 から X12 社に支払う業務委託手数料の一部をキックバックさせて回収する目論見の下、一時的に自らの個人資産から立て替えて支払ったものであり、実際、a2 は、上記業務委託手数料の中から 2500 万円を回収した。

すなわち、結果的に本件つけまつげの代金を支出したのは G3 であったのであり、その売上を X10 社向けのものとして計上したことは適切とはいえない。

一方、G3 は本件つけまつげの代金を実質的に負担することになってはいるものの、本件つけまつげは G3 に納品されておらず、収益実現の要件を充足しないので、本件つけまつげの売上を G3 向けのものとして計上することも適切とはいえない。

したがって、SBY における本件つけまつげの売上については、実体が伴わないものとして取り消すことを検討する必要があると考えられる。また、本件つけまつげの在庫については、2018 年 11 月以降、c が順次外部に売却し消失していることから、売却開始時点で在庫を費用化することを検討する必要があると考えられる。

イ 永九能源株式取得に係る業務委託手数料の会計処理について

G3 は、2018 年 10 月 31 日に X12 社に振り込んで支払った 5000 万円（実際の振込金額 5400 万円から消費税 400 万円を差し引いた金額）の全額につき、永九能源株式取得に係る X12 社に対する業務委託手数料として計上した。

しかしながら、上記 5000 万円のうちの 2500 万円は、X12 社、c 等を介して a2 に環流し、本件つけまつげの代金として a2 が一時的に個人資産から立て替え払いしていた 2500 万円の補てんに充てられた。つまり、上記 5000 万円のうちの 2500 万円は本件つけまつげの代金 2449 万 4400 円（税込み）の支払のために支出されたものであったとの事実関係を前提とした会計処理が行われるのが相当であったと考えられる。具体的には、SBY における本件つけまつげの

売上を取り消す場合（上記ア参照）には、G3における上記金額の支出については雑損失等としての計上を検討することになると考える。

なお、a2が本件つけまつげの代金支払のために一時的に個人資産から立て替え払いした後、G3からの支出で回収した金額（2500万円）と、本件つけまつげの代金としてSBYに支払われた金額（2449万4400円（税込み））の間には齟齬があるものの、その差額は、主に、cがa2から受領した現金2500万円のうちの50万円をc個人の手数料として領得したことによって生じたものである。その差額についてもG3の雑損失等としての計上を検討することになると考えられる。

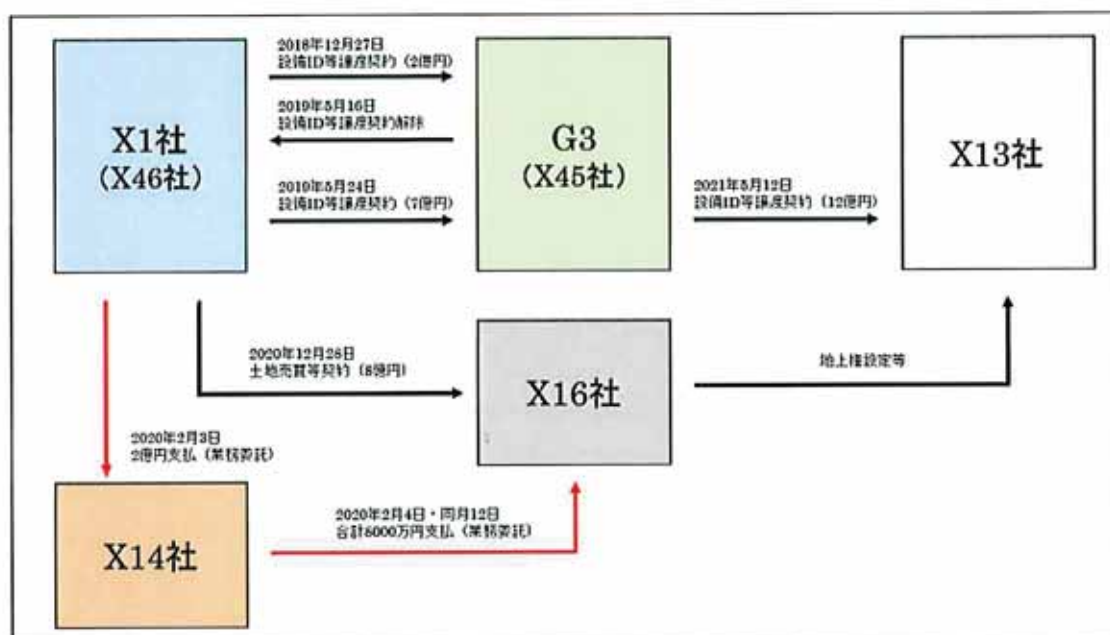
10 宮城川崎町案件

(1) 事実関係

ア 概要

宮城川崎町案件の概要は図表 3-10 のとおりである。

図表 3-10 (宮城川崎町案件の概要)



イ a2のG3退社までの経緯

G3は、a2主導の下、2018年12月頃以降、転売目的で、X1社から、当時同社がX44社から取得して保有していた宮城①発電所の設備ID、電力地位（以下、第3の10において、「本件設備ID等」という。）及び土地（以下、第3の10において、「本件土地」という。）を取得することを検討していた。

G3は、当初、X1社から本件設備ID等及び本件土地を合計13億円で取得することを予定していたものの、本件土地の一部につき地上げ交渉が難航していたことなどから、本件設備ID等の取得を先行させ、2018年12月27日、X1社から対価2億円で本件設備ID等を取得した。しかし、その後、X1社から、他の業者からも引合いがあるなどとして、本件設備ID等及び本件土地の合計代金を15億円とすることが伝えられた（その時点で本件設備ID等の対価2億円は支払済みであったため、本件土地代金が13億円となることが見込まれた。）。

そこで、G3は、X24社との共同出資で設立する合同会社スキームによって本件設備ID等を

取得することとし、2019年5月16日、いったんX1社との本件設備ID等の譲渡契約を解除し、同社に支払済みであった2億円の返還を受けた。

その上で、G3は、X24社と共同でTK出資して設立したX45社を通じ、同月24日、X1社及びX46社（X1社が出資して設立した本件設備ID等の保有会社）から、本件設備ID等を対価7億円で譲り受けた。

しかし、X45社からの本件設備ID等の転売先が決定せず、また、G3又はX45社において本件土地を取得するに至らないまま、a2は、同年11月28日、G3の取締役を退任して退社した。

ウ G3からX13社への設備ID等の売却の経緯等

a2は、G3退社後、G3代表取締役在任中に自らが手がけていた本件設備ID等の売却話を取りまとめるため、その売却先候補としてX13社を選定し、2020年2月頃から、同社、G3、X1社等との協議を続けた。

a2が上記協議を行うこと等に関連して、同月3日、X1社から、cが代表取締役を務めるX14社（X12社の商号変更後の会社）に対し、両社間の業務委託契約に基づいて2億円が支払われ、同月4日及び同月12日、2回に分けて、X14社から、a2が実質的に支配していたX16社（当時の商号はX15社）に対し、両社間の業務委託契約に基づいて合計8000万円が支払われた。

上記協議の中で、X13社は、当初、本件土地につき、その所有者であったX1社から地上権等の設定を受けることを望んでいたものの、X1社とX13社の間協議は、賃料支払条件面で難航した。

そこで、a2は、X16社において、同年12月28日、X1社から8億円で本件土地を買い取るなどした上、同土地につきX13社との間で地上権等を設定することとした。

一方、G3は、2020年10月19日にX24社からX45社のTK組合員としての地位を譲り受けるなどして、本件設備ID等を単独で保有するに至っていたところ、上記のとおり、X13社における本件土地の利用権が確保されることとなったことを踏まえ、2021年5月12日、X13社に本件設備ID等を12億円で売却した。

(2) 検討

G3又はX45社によるX1社からの本件設備ID等の買取りに関しては、2018年12月にG3が本件設備ID等を取得した当初、本件設備ID等及び本件土地の譲渡対価の合計金額は13億円とすることが見込まれていた。しかし、その後、その合計金額が2億円増額されて15億円となり、結局、X45社がX1社等から本件設備ID等を7億円で買い取り、X16社がX1社から本件土地を8億円で買い取るなどして利用権を確保するという結果となった。

また、宮城川崎町案件に関連して、2020年2月、X1社からX14社に2億円が支払われ、さらに同社からX16社に8000万円が支払われた。

これらの一連の取引を表面的に見ると、a2が、X1社のd1やX14社のcらと謀議して、本件設備ID等及び本件土地の取引金額をあえて13億円から15億円に吊り上げた上、その差額の2億円をX1社からX14社及びX16社に流してcやa2の利得としたのではないかとの疑念が生じる余地があるようにも思われる。

しかし、a2、d1及びcは、互いに謀議して本件設備ID等及び本件土地の取引金額を吊り上げるなどした事実を明確に否定している。

むしろ、a2は、宮城川崎町案件に関連して、X16社が8000万円の収益を上げたことにつき、「G3やX1社のために、本件設備ID等をX13社に買い取ってもらう商談を取りまとめたのであり、その報酬として、X16社において8000万円程度の収益を得ることは当然のことであった。」旨主張している。

この点、a2は、G3を退社した後の2020年2月頃から、X13社やX1社等との協議を進め、最終的には、X16社の計算で本件土地を買い取った上でX13社のために地上権等を設定するまでして、X13社を本件設備ID等の売却先とする商談を取りまとめたのであるから、a2又はその経営する会社が相応の報酬を得ることは不自然ではなく、a2の上記主張はあながち不合理ともいい難い。

また、X1社又はX46社からの本件設備ID等や本件土地の買取金額についても、設備ID等の買取金額（7億円）の決定に際しては、X45社に共同出資していたX24社の意向も反映されており、X16社における土地の買取金額（8億円）についても、その利用者であるX13社との協議内容も踏まえながら決定されたと考えられる。したがって、a2がG3代表取締役在任当時から、d1やcとの間で金額の吊上げを取り決めていた上、その取決めどおりの取引を実現させて不当な利得を得たなどという事実を認定することはできない。

他にも、宮城川崎町案件に関連する一連の取引の中に、G3の会計処理の適切さを疑わせるに足る事情は見当たらない。

11 影響額

前記第3の3から同第3の10に関する本調査によって判明した不適切な会計処理による影響額は、図表3-11のとおりである（伊勢志摩案件、仙台案件A及び仙台案件Bの各案件については、純額で売上高に表示する前提で影響額を集計している。）。

なお、訂正に伴う消費税及び法人税等への影響等の当該訂正から派生的に検討が必要となり得る論点及び内容については図表3-11に含めていない。また、これらの金額については、今後のG3による検討及び会計監査人による監査の過程で変更になる可能性がある。

図表3-11（不適切な会計処理による影響額）

（単位：千円）

年度	項目	和歌山 金谷	伊勢志摩	仙台A	仙台B	志布志	つなみづな・ 永九能源	合計
2017年 8月期	売上高	▲80,000	▲380,000	▲200,000	-	-	-	▲660,000
	営業利益	▲80,000	▲160,000	-	-	-	-	▲240,000
	当期純利益	▲80,000	▲160,000	-	-	-	-	▲240,000
	純資産	▲80,000	▲161,788	-	-	-	-	▲241,788
2018年 8月期	売上高	-	▲3,395	-	▲1,000,000	▲80,000	▲22,680	▲1,106,075
	営業利益	-	▲8,543	-	▲600,000	▲29,220	▲10,404	▲648,167
	当期純利益	80,000	-	-	▲600,000	▲29,220	▲12,218	▲561,438
	純資産	-	▲126,697	-	▲600,000	▲29,220	▲12,218	▲768,135
2019年 8月期	売上高	-	614,008	-	-	80,000	-	694,008
	営業利益	-	384,782	-	200,000	65,194	25,000	674,977
	当期純利益	-	160,000	-	200,000	29,220	10,218	399,438
	純資産	-	-	-	▲400,000	-	▲2,000	▲402,000
2020年 8月期	売上高	-	-	-	600,000	-	-	600,000
	営業利益	-	-	-	600,000	-	-	600,000
	当期純利益	-	-	-	400,000	-	-	400,000
	純資産	-	-	-	-	-	▲2,000	▲2,000
累計	売上高	▲80,000	230,612	▲200,000	▲400,000	-	▲22,680	▲472,067
	営業利益	▲80,000	216,239	-	200,000	35,974	14,596	386,810
	当期純利益	-	-	-	-	-	▲2,000	▲2,000
	純資産	-	-	-	-	-	▲2,000	▲2,000

1.2 類似案件の有無

(1) 類似案件調査の対象とした取引

以上のとおり、伊勢志摩案件、仙台案件 B 及び志布志案件の 3 件の太陽光発電所の取引と、和歌山金谷案件及び永九能源案件における業務委託取引において、不適切な会計処理が認められた。

そこで、当委員会は、類似案件調査として、本来の調査対象である本件 8 案件以外の案件でも、同様の不適切な会計処理が生じていないかを調査することとしたが、上記取引と類似の取引、すなわち太陽光発電所の取引（ここでは、太陽光発電所の運営に必要な設備 ID 等や発電所用地の権利、あるいはこれらを保有する SPC の持分（TK 出資持分を含む。）の仕入れ、販売又は売買に伴う業務委託を指す。）と当該業務委託以外の業務委託取引について、同様の問題が生じているリスクが高いと判断し、類似案件調査の対象とした。

なお、つけまつげ案件でも、SBY による約 2500 万円の不適切な売上計上が認められた。そこで、当委員会は、2017 年 8 月期～（G3 が SBY を売却するまでの）2019 年 12 月末までの SBY の会計データから 2000 万円以上の売上高の仕訳を抽出し、検証した。その結果、（つけまつげ案件の取引を除き）いずれも、①SBY の直営店における消費者に対する売上を月次で一括計上したもの、又は、②SBY の主要得意先である X47 社又は X48 社に対するものであり、問題のない取引であることが確認された。

(2) 太陽光発電所の取引

類似案件調査の対象とする太陽光発電所の取引は、以下の方法で抽出した。

まず、調査対象期間の G3 の取締役会議事録を調査し、取締役会において決議・報告の対象となっている太陽光発電所の取引案件のうち、取引の実行が承認又は報告されている 35 案件をピックアップした（仕掛かり中であるとして報告されたにすぎない案件は対象外とした。）。

そして、その中から、

- ・不適切な会計処理が行われた案件（伊勢志摩案件・仙台案件 B・志布志案件・和歌山金谷案件・永九能源案件）への関与が認められた X18 社、X1 社又は X6 社（3 社の関連する会社を含む。）のいずれかが仕入先若しくは売却先又は売買に伴う業務委託の委託者として関与している案件
- ・仕入先と売却先が同一である案件

を類似案件調査の対象とした。具体的には以下のアないしサの案件であり、それぞれの案件について、①取引に実体があるか（循環取引等になっていないか）、②実体があるとして、計上の時期は妥当かについて検討したが、いずれについても、G3 による会計処理を否定すべき事情は認められなかった。

なお、以下の案件以外にも、取締役会で取引の実行が承認又は報告されながらも、結局実現しなかった取引は、X18 社、X1 社及び X6 社の 3 社が関与している案件だけでも複数ある。これら

の取引については、実現していない以上、売上計上の適否という本件 8 案件と同様の問題は生じないため、類似案件調査の対象外とした。

ア ㊸案件

2015 年 8 月期に G3 が X49 社から土地及び設備 ID 等を仕入れると共に X18 社に売却した案件であり、売上は調査対象期間前の 2015 年 8 月期に計上済みである。

㊸案件については、2017 年 3 月 23 日開催の取締役会において、隣接する㊹発電所も事業主が X18 社であるために林地開発許可が必要であるとする行政指導が入ったため、X18 社から㊸発電所を第三者に売却したいとの相談が持ち掛けられた旨、及び林地開発許可が不要であることを確認した上で G3 が X18 社に売却したという経緯に鑑みて ECO にて買い戻すことになった旨が報告されている。その後、同年 4 月 14 日開催の取締役会において、「土地の錯誤の手続は順次始めている」と報告されて以降、取締役会議事録上は、㊸案件について特段の言及はない。

他方、発電所用地の所有権は、

2015 年 8 月 31 日	X49 社から G3、さらに X18 社に所有権移転
2017 年 3 月 10 日	X18 社への所有権移転が錯誤によって抹消
2017 年 8 月 30 日	錯誤を原因として、X18 社の所有権回復→X73 社に所有権移転
2018 年 12 月 28 日	X50 社に所有権移転

という経緯をたどり、現在に至っている。このように、2017 年 8 月期中に、いったんは X18 社への所有権移転が錯誤によって抹消されたものの、期末までに X18 社の所有権が回復し、X18 社への売却が実現した形が維持されている。よって、㊸案件について、かかる経緯自体が売上計上を否定する事情とまでは認められないものと考えられる。

なお、上記発電所用地の現在の所有者である X50 社の代表社員は X18 社であることから、現在も㊸案件の事業主体は実質的には X18 社であると認められるが、b1 及び a15 によれば、現時点では、後述する㊺・㊻・㊼・㊽の各案件含め、引き続き実質的に X18 社で保有し続ける意向であるとのことである。このような X18 社の意向や、G3 が買い戻そうとしてもその資金調達は容易でないと考えられること、また、仮に G3 が買い戻した場合は循環取引となり、G3 から X18 社に対する売上を取り消される可能性があることを a15 が理解していることなどの諸事情を勘案すれば、㊸案件が G3 に戻されるなどして循環取引となる現実的な危険性は、少なくとも現時点においては想定し難いものとする。

イ ㊹案件

ECO が、X18 社の関連する会社である X51 社から設備 ID 等を仕入れ、発電所用地について地権者の取りまとめを行った上で、X52 社に売却した案件であり、2018 年 8 月期第 1 四半

期に売上が計上されている。

発電所用地の不動産登記簿上、同年7月5日にECOからX52社に対して地上権が設定されたことが確認できる。また、当該発電所用地の所有権は、2020年8月27日にX52社に移転し、さらに同年9月24日にX53社に移転しているが（X52社への地上権は維持されたままである。）、同社の代表社員は、a2が代表を務めるX16社であり、X18社が支配する法人ではない上、所有権移転時点で既にa2はG3の代表取締役を退任しており、取引が循環しているとも認められない。加えて、発電所用地の所有権を取得した理由について、a2は、「当該当地から泥水などが流れ出てくるため、X52社が購入してくれず、自身が同社をG3に紹介した『しがらみ』で引き取った。」と供述しており、取引の合理性も一定程度認められる。

さらに売却代金は、2017年10月4日までに全額がX52社からECOに支払われている。よって、㊸案件に関し、G3による会計処理を否定すべき事情は認められない。

ウ ㊸案件

2017年8月期に自社保有による売電収入獲得目的でG3がX24社から購入した案件であるが、G3は、2020年1月28日開催の取締役会で、所有目的を固定資産から販売用不動産に変更した。その後、同年8月5日開催の取締役会において、X18社が支配するX54社に設備ID等及び発電所用地の地上権を売却することを決議し（なお、X18社の取締役を兼務しており特別利害関係人に該当するa15のほか、過去にX18社に不動産部部长として在籍していたa3も、より慎重を期すため、議決から外れた。）、売上を2020年8月期に計上している。

発電所用地の登記簿上、地上権が同月31日にG3からX54社に移転していることが確認できる。また、仕入先であるX24社は上場企業であり、売却先であるX18社とは独立の第三者であるし、前記アのとおり、少なくとも現時点においては、今後、㊸案件について循環取引となる現実的な危険性は認められない。さらに、売却代金は、同日及び同年9月30日の2回に分けてX54社からG3の口座に振り込まれたほか、G3のX54社に対する売掛債権の一部が同日付けでX13社に譲渡され、G3がX13社に対して負担していた同額の割賦未払金と相殺する処理がされており、全額決済が完了している（上記発電所用地の登記簿上も、G3の地上権に対して設定されていたX13社の譲渡担保権の登記が抹消されていることが確認できる。）。

よって、㊸案件に関し、G3による会計処理を否定すべき事情は認められない。

エ ㊹案件

2017年8月期に、自社保有による売電収入獲得目的でG3がX35社から購入した売電中の案件であるが、2019年8月期にX35社に資産を譲渡している。

仕入先と譲渡先が同じになっていることから、循環取引が疑われる取引であるが、G3は実際に本案件で売電収入を得ており、当初から循環目的でG3が購入したとまでは考え難い。加えて、X35社への譲渡議案を2019年7月31日開催の取締役会で説明したa16は、本調査の中

で、同年8月期は、G3は資金繰りに窮しており、自社保有発電所の譲渡によってキャッシュを獲得する必要性が高かったことから、㊸案件の譲渡を模索していたこと、当初、a16の人脈でX25社に譲渡しようとしたが、X35社から「第三者に譲渡するのであれば買い戻したい」という申出があり、G3が第三者に譲渡しても、その第三者には発電所用地を貸さないという姿勢まで示されたことから、X25社への譲渡は断念し、X35社に譲渡したことを供述した。確かに、2019年8月期は、役員間で資金繰りについて緊迫した内容のメールがやり取りされるなど、特に資金繰りに窮していたと思われる時期であり、キャッシュ獲得のために自社保有発電所を譲渡する必要性が高かったと認められる。また、発電所用地の登記簿を見ると、土地の所有者はX35社であり、G3は地上権の設定を受けていたにすぎなかったことが認められ、X35社の意向に反して第三者に譲渡することはできなかったとするa16の供述は信用できる。

以上のように、X35社への譲渡については、譲渡の必要性はもちろん、譲渡先選定の合理性も一定程度認められることから、G3による会計処理を否定すべき事情までは認められない。

オ ㊸案件

㊸発電所の設備ID等を有するX17社の持分をECOが個人から取得し、設備ID等をX55社に売却した案件であるが、事業化に時間がかかったため、X55社は設備ID等をX18社に売却した。また、発電所用地の地上権は、X17社から2019年3月22日にX18社に移転し、現在は、X56社がこれを有している（同社は、前記ウのX54社や後記カのX57社、後記キのX58社と本店所在地が同じであり、X18社と関連を有する合同会社であると認められる。）。

㊸案件に関連して、ECOは、X18社から許認可等関連業務や地上権取得業務（ECOが発電所用地の地上権を取得し、X18社に譲渡する業務）等の委託を受け、2018年8月期に売上を計上しているが、全額が同月31日に支払われており、G3による会計処理を否定すべき事情は認められない。

なお、現時点で㊸案件について循環取引となる現実的な危険性が認められないことは、前記アのとおりである。

カ ㊹案件

2018年8月期にG3が子会社のX59を通じてX60社から設備ID等及び土地を購入した案件であるが、㊹案件と同様、所有目的を固定資産から販売用不動産に変更する会計処理がされた上で、2020年8月5日開催の取締役会でX18社が支配するX57社への売却が決議され、同年8月期に売上が計上されている。

発電所用地の登記簿上、X59社の地上権が同月31日に抹消され、新たにX57社に対して地上権が設定されていることが確認できる。また、仕入先であるX60社はa16の人脈の会社であり、売却先であるX18社とは独立の第三者であると考えられるし、前記アのとおり、少なくとも現時点においては、今後、㊹案件について循環取引となる現実的な危険性は認められない。

さらに、売却代金については、㊸案件同様、同日及び同年9月30日の2回に分けてX57社からX59社の口座に振り込まれたほか、X59社のX57社に対する売掛債権の一部が同年8月31日付けでX13社に譲渡され、X59社がX13社に対して負担していた同額の割賦未払金と相殺する処理がなされており、全額決済が完了している。

よって、㊸案件に関し、G3による会計処理を否定すべき事情は認められない。

キ ㊹案件

2019年8月期に、自社保有による売電収入獲得目的でG3が子会社のX61社を通じてX62社から購入した案件であるが、2020年1月28日開催の取締役会で所有目的が固定資産から販売用不動産に変更され、X18社が支配するX58社に売却されたこと、及び2020年8月期に売上が計上されていることは、㊸案件と同様である。

発電所用地の登記簿上、地上権が同月31日にX61社からX58社に移転したことが確認できる。また、仕入先であるX62社は、傘下にハウスメーカーのX63社などを置く持株会社であり、売却先であるX18社とは独立の第三者であるし、前記アのとおり、少なくとも現時点においては、今後、㊹案件について循環取引となる現実的な危険性は認められない。さらに、売却代金については、同日及び同年9月30日の2回に分けてX58社からX61社の口座に振り込まれ、全額決済が完了している。

よって、㊹案件に関し、G3による会計処理を否定すべき事情は認められない。

ク ㊺案件

2018年8月期に、G3がX18社の子会社であるX64社から設備ID等を仕入れ、2019年8月期にX52社に売却し、売上計上をした案件である。

G3が仕入れる時点では地権者の取りまとめが完了していなかったため、G3において地権者の取りまとめを行った上で第三者に売却する予定であったが、難航し、結局、2019年8月9日開催の取締役会で、一部の土地について取りまとめが完了しないまま売却を決議することになった。監査法人からは、「太陽光発電を行うために、用地の確保や許認可の取得は欠かせない。事業を実施するだけの前提が備わっていないのに、IDを転売して利益を稼ごうというのはあるべき姿ではないと考えており、IDのみの転売に関しては、売上計上を慎重に判断する。」との見解が伝えられていたようであるが、同年9月25日に全ての地権者の取りまとめが完了している。なお、発電所用地については、G3からX52社ではなく、X65社に地上権が移転又は設定されているが、同社は、水産加工品の製造・販売等を営むX66社のグループ会社で、X18社の取引先ではあるものの、X18社とは資本関係はないとのことであり、独立の第三者であると考えられるから、循環取引が懸念される状況ではなくなっているといえる。

また、売却代金は、同年8月13日に全額がX52社からG3に支払われている。

よって、㊺案件に関し、G3による会計処理を否定すべき事情は認められない。

ケ ㊟案件

2019年8月期に、G3がX1社から㊟発電所の開発・運営を行うX67社を購入すると共に、X1社に太陽光発電設備の設置工事を発注し、太陽光発電所を完成させた上で、X25社の子会社であるX68社に売却した案件である。売上計上は、同期に行われている。

X25社は、a16の人脈の企業であり、X1社とは独立の第三者であると考えられるため、㊟案件について循環取引が懸念される状況ではなくなっているといえる。また、売却代金は、同月30日までに全額がX68社からG3に支払われている。

よって、㊟案件に関し、G3による会計処理を否定すべき事情は認められない。

コ ㊟案件

X1社が仕入れて売却先を探していた太陽光発電所について、G3がX69社への売却を仲介した案件である。G3は、X1社からの仲介手数料を2019年8月期の売上として計上しているが、発電所用地の不動産登記簿上、地上権が同月30日にX69社に移転していることが確認できること、及び仲介手数料は同月5日にX1社からG3に支払われていることなどの事情に鑑みれば、G3による会計処理を否定すべき事情は認められない。

サ ㊟案件

2021年8月期にG3がX1社から設備ID等及び土地を仕入れてX18社に売却し、同期第3四半期に売上計上した案件である。

X1社とX18社の両社が関与している取引ではあるが、売却代金は、X18社から2021年3月16日に支払われていること、及び発電所用地の所有権がX18社から、独立した第三者であるX70社に移転しており、循環取引が疑われる状況ではなくなっていることなどの事情に鑑みれば、G3による会計処理を否定すべき事情は認められない。

(3) 業務委託取引

類似案件調査の対象とする業務委託取引は、以下の方法で抽出した。

すなわち、G3本体及び子会社の調査対象期間中の会計データから、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・借方計上科目：「支払手数料」、「支払手数料(原)」、「(外)支払手数料」、「業務委託費」・金額1百万円以上・借方取引先：G3及びX18社関係者の可能性がある先のほか、本件8案件に関係を有していた先・摘要欄：太陽光案件に関連する支出及び特別目的の支出 |
|--|

の条件を満たす仕訳を抽出した上、監査報酬、弁護士報酬等の専門家費用など、一般的に問題が

ないと認められる支払を除外するなどして、当委員会において調査が必要と思われる取引を絞り込み、類似案件調査の対象とした。

また、前記(2)と同様の調査方法（G3の取締役会議事録を調査する方法）によって、G3がX18社、X1社又はX6社（3社の関連する会社を含む。）に対して業務委託したことが確認される取引についても、類似案件調査の対象とした。

具体的に類似案件調査の対象となったのは、以下の2件の業務委託取引である。

ア 永九能源株式の売却に関する X37 社への業務委託

G3は、前記第3の9(1)エの経緯で取得した永九能源株式を、2019年8月31日にX18社に売却したが、この取引に関連して、同月29日付けでX37社との間で業務委託契約を締結し、同月31日に2000万円の業務委託料を支払った。業務の内容は、永九能源株式の購入を検討しているX18社への営業活動を行い、必要となる契約の締結を支援するというものであった。

後記13のとおり、X37社は、太陽光発電事業等を営んできたものの、X37社に係る資金の流れ等を踏まえる限り、永九能源株式の売却先であるX18社同様、b1が実質的に支配する法人であったと認められることからすると、X18社に対する営業活動をX37社に委託する合理性は乏しいように思われる。加えて、前記第3の7(1)エのとおり、この業務委託取引に先立つ同年7月1日に、G3は、X36社から8000万円の売掛金を回収しているが、その原資は、X37社からX36社に対する2億円のTK出資であり、G3からX37社への業務委託は、その見返りとして行われたものである可能性もある。そうすると、当該業務委託は、実質的には、X37社に業務委託料2000万円を支払うことを通じた永九能源株式の売却代金の「値引き」ではないかとも疑われるところであるが、当委員会の調査では、そのように認定できるだけの根拠は見当たらなかった。

イ ㊸案件に関する X6 社への業務委託

㊸案件は、太陽光発電所の設備ID等及び土地をG3がX42社から購入する契約を締結し、手付金3500万円を支払ったものの、専任の主任技術者を置くことが必要であり、採算が取れないことが事後的に判明したため、合意解約するに至った案件である（X42社に支払った3500万円は、全額G3に返金された。）。

㊸案件の設備ID等及び土地の購入は2018年3月22日開催の取締役会に上程されているが、その議案の中で、X6社に対して「発電所の売却を検討している発電事業者への獲得営業活動を行い、適切な売却希望者をG3に紹介する」という業務を委託し、G3のX42社に対する手付金の支払時に、X6社に対して業務委託手数料200万円を支払うことも諮られた。当該取締役会では、設備ID等及び土地の購入自体が継続審議となったため、X6社への業務委託も継続審議の扱いとなったが、同月28日付けで、設備ID等及び土地の購入と併せて書面決議によって承認された。なお、X6社の実態については、同月22日開催の取締役会で法人登記簿謄本

が提出されたほかは、同月 28 日の書面決議に当たり、外部調査機関による反社チェックの報告書が追加で提出された程度で、さしたる説明はされなかった（信用調査機関による信用調査報告書も提出されていなかった。）。

上記決議を経て、同年 4 月 9 日、G3 は、X6 社に対して 200 万円を支払ったが、同日に G3 が X42 社に対して支払った手付金の額が 3500 万円であることを考えると、業務委託手数料の金額として不合理に高額であるとはいえない。他方、上記のとおり、X42 社との契約は解約になったものの、G3 が X6 社に支払った 200 万円は返金されていないようである。この点、G3 と X6 社との間の業務委託契約上、X42 社と G3 との間の設備 ID 等及び土地の購入契約が解約された場合には、X6 社は業務委託手数料を返金すべきことを定めた条項も存在しないから、業務委託料が返金されていない事実をもって不合理とも断定できない。

(4) 小括

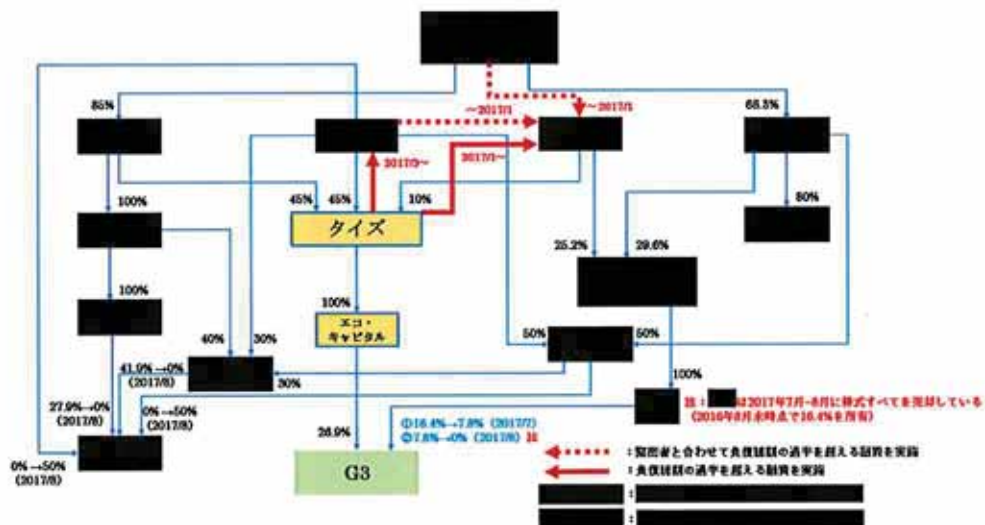
以上の次第であり、類似案件調査では、G3 による会計処理を否定すべき新たな事情は把握されなかった。

1.3 関連当事者の開示に関する検討

(1) 検討の経緯等

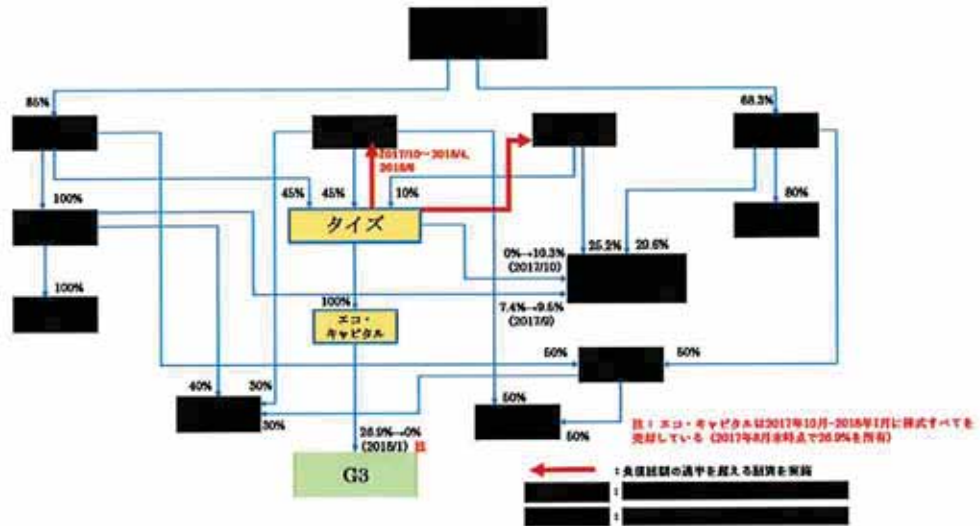
（関係者のプライバシー保護のため非開示）

ア 2017 年 8 月期末（図表 3-13-1-1）

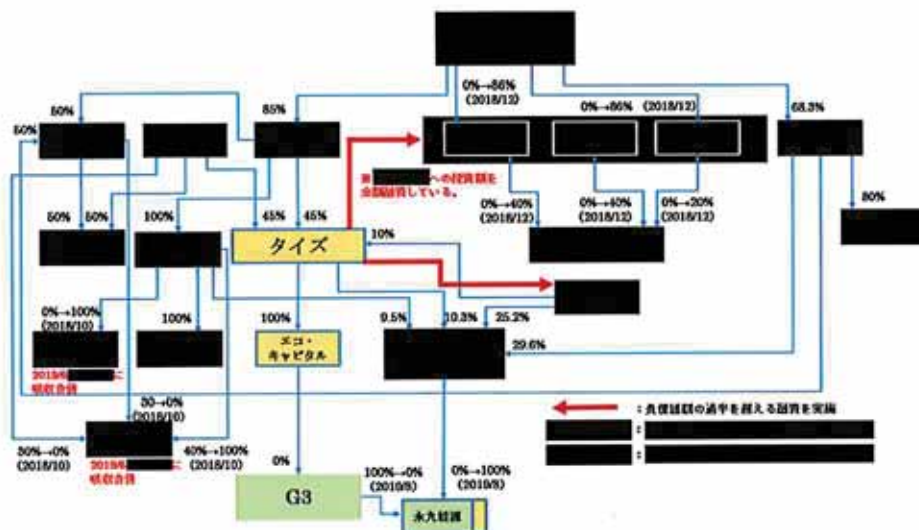


※図表中の「タイズ」は、株式会社タイズコーポレーションを指す。以下同じ。

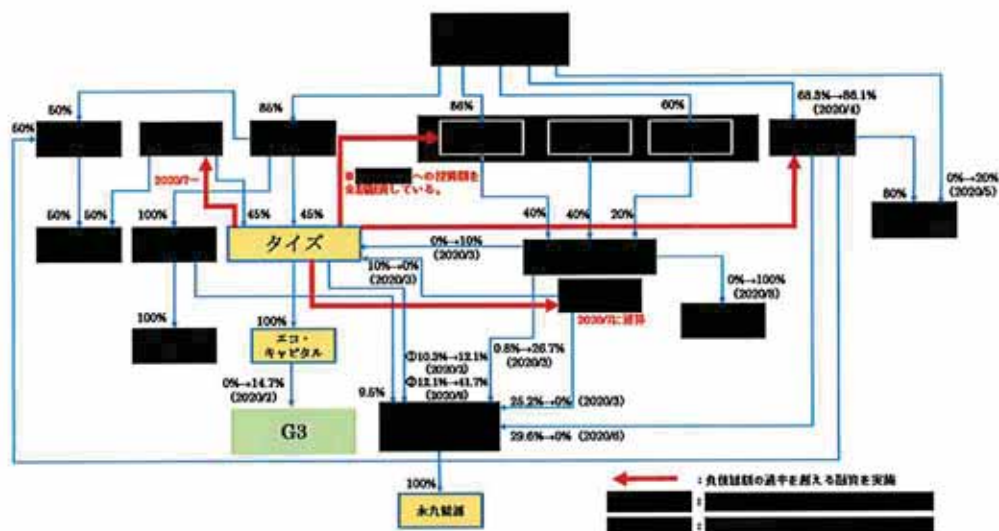
イ 2018年8月期末 (図表 3-13-1-2)



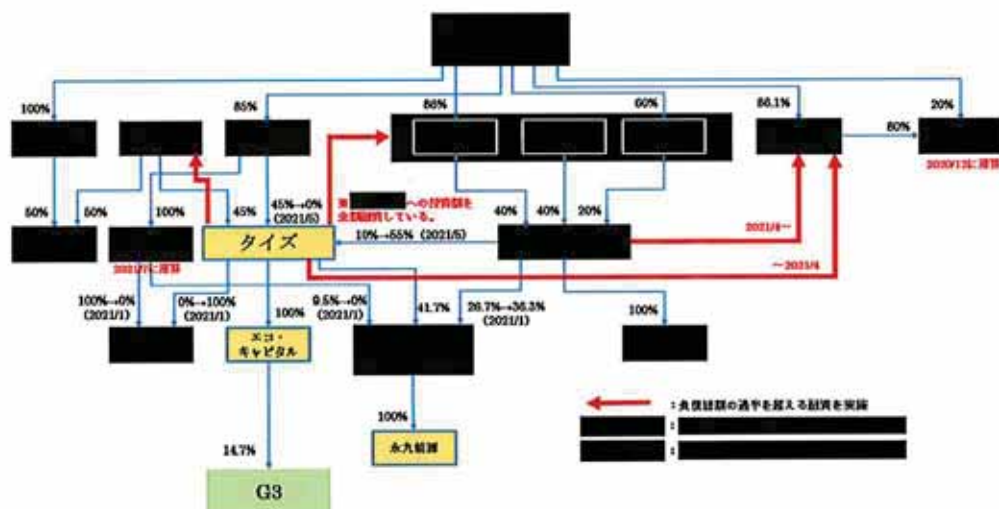
ウ 2019年8月期末 (図表 3-13-1-3)



エ 2020年8月期末 (図表 3-13-1-4)



オ 2021年8月期末 (図表 3-13-1-5)



(2) 小括

以上詳細に述べてきたとおり、b1がG3の「役員に準ずる者」であり、かつ、実質的にG3の主要株主に該当する可能性が高いことを前提とすると、b1関係先（本人及び近親者（二親等以内の親族）が出資し、又は役員を派遣しており、本人と関係が深いと認められる事業体をいい、X18社及びその子会社がその代表であるが、これらに限らない。）がG3の実質的な関連当事者に該当する可能性があり、G3とb1関係先との各取引（主に、太陽光発電事業に係るX18社及びその子会社との各取引）のうち重要な取引について、有価証券報告書において関連当事者取引注記として記載が必要となる可能性がある（図表 3-13-2 参照。ただし、b1及びb1関係先が自己の計算に

において X18 社の議決権の過半数を所有しているとまではいえない場合は、たとえ関連当事者の範囲を実質的に考えたとしても、X18 社及びその子会社が G3 の関連当事者に該当しない余地が残ることに留意されたい。)

図表 3-13-2 (関連当事者との取引に関する開示の要否)

会計年度	関連当事者との取引に関する開示の要否
2017年8月期	重要な取引について開示が必要となる可能性がある。
2018年8月期	重要な取引について開示が必要となる可能性がある。 なお、エコ・キャピタルが G3 の主要株主であった 2018 年 1 月 22 日までの取引に限定される。
2019年8月期	開示は不要である。
2020年8月期	重要な取引について開示が必要となる可能性がある。 なお、エコ・キャピタルが G3 の主要株主となった 2020 年 2 月 13 日以降の取引に限定される。
2021年8月期	重要な取引について開示が必要となる可能性がある。

第4. 原因論

1 太陽光発電事業の聖域化

和歌山金谷案件、伊勢志摩案件、仙台案件 B、志布志案件、つけまつげ案件及び永九能源案件における不適切な会計処理については、以下に述べるとおり、太陽光発電事業の聖域化、つまり a2 が獲得してきた案件がブラックボックス化したことに加えて、太陽光発電事業に関する知識・経験・人脈の格差が大きく、G3 の他の役職員が太陽光発電事業の進捗状況や取引条件の設定根拠等について口を挟めない、あるいは、たとえ疑問を呈したとしても押し切られてしまう、といった状況が継続的に生じていたことが主たる原因の1つであったと考えられる。

(1) a2 獲得の案件のブラックボックス化

ア a2 による G3 の業務執行の開始

G3 は、前回調査を受けた再発防止策（「経営の監督と業務執行の分離」）として、2016 年 1 月 5 日以降は、子会社代表者による親会社取締役の兼務を解消した上で、各事業に知見のある者が子会社の各事業に専念することにした。具体的には、前回調査前は a2 が G3 の代表取締役と ECO の代表取締役を兼務していたところ、a2 は G3 の代表取締役と ECO の代表取締役を辞任して G3 の取締役社長としての職務に専念する一方、a18 が ECO の代表取締役に就任することになった。そして、a2 においては、G3 グループ全体の事業推進を図りつつも経営の監督側のみ立ち、太陽光発電事業に関する業務の執行を行わないことになった。

しかしながら、この a2 が経営の監督側のみ立つという枠組みは短期間で変容した。すなわち、前記第 3 の 1(2)ウのとおり、G3 は 2016 年 4 月に、長期的な安定収益を見込んで、a2 の所管であった G3 事業本部において太陽光発電所の運営による売電事業を開始すると共に、同年 8 月には、やはり G3 事業本部において未着工太陽光発電所の買収、事業計画の再構築、開発等の事業を開始した。

これらの事業の開始により、a2 は、前回調査時に問題となった ECO の業務ではなく、G3 の業務として、再び太陽光発電事業に関する業務を執行するようになった。そして、G3 は、2016 年 11 月、G3 グループ全体の積極的な成長戦略を図ることによる企業価値の向上を目指すべく、社外取締役や社外監査役で構成された任意の指名委員会による意見を踏まえつつ、前回調査を受けた再発防止策が実施遵守されている状況等を理由に、a2 を G3 の代表取締役に再度選定した。

イ G3 及び ECO による各太陽光発電事業の役割分担が不明瞭になったこと

このように 2016 年に G3 において太陽光発電事業を開始した一方、従来どおり、ECO にお

いても太陽光発電事業を同時並行的に行っていた。

G3 による事業開始当初は、両社間では担当すべき事業内容の観点から区分する必要性が意識されていた。しかし、2017年4月頃には、a7が監査等委員との定期会合において「エコ・ボンド単独で何かをやるということではなく、どの案件もグループとして行っているため、特に問題はない。」と述べるなど、太陽光発電事業はG3グループとしての事業であるという認識が一般的になっていった。

これに伴い、監査等委員から上記定期会合において「a2さん、a7さんの業務上の線引きが分かりにくい。」との指摘があったことから明らかなように、G3の代表取締役役に返り咲いたa2とECOの代表取締役であったa7の業務上の役割分担も不明確となった。そして次第に、a2がECOを含むG3グループにおける太陽光発電事業を主体的に取り仕切るようになった。

ウ a2 獲得の太陽光発電事業が大半を占め、a2 のみが全体像を把握していたこと

G3グループにおける太陽光発電事業の案件の大半がa2が自らの営業力・人脈を活かして獲得してきた案件であった。そのため、取引予定先との具体的な取引条件の決定等の各案件の成否を左右する重要局面では、a2に取引条件の交渉等を任せざるを得ないケースが多かった。しかも、前記第3の1(2)アのとおり、2016年8月期以降に太陽光発電事業による比率が急拡大して、2016年8月期の54.5%から、2017年8月期の76.7%、2018年8月期の75.5%、2019年8月期の79.0%となり、a2が獲得してきた案件の売上高がG3グループ全体の売上高の多くを占めるようになった。

これらの結果、多くの案件について、その全体像や取引条件の設定根拠をa2のみが把握しているというブラックボックス化が生じた。この点に関してa2は、本調査の中で、経営会議において案件の進捗状況等を毎週報告し、手間をかけて取締役会資料を作成する等して情報共有を図っていた旨述べたものの、後記3(1)ウのとおり経営会議は十分に機能していなかったし、取締役会資料が取締役会直前に提示されていたこと等からして、十分な情報共有が図られていたとは評価できない。むしろ、本調査及びそれ以前から、a2以外の複数の役職員がa2しか詳細な情報を把握できていなかった旨述べていることからすると、かかるブラックボックス化の状況が、少なくとも2019年11月のa2の退任まで生じていたといえることができる。

エ a2 の人脈のブラックボックス化

こうした太陽光発電事業のブラックボックス化は、人脈面でも発生し、これが本件8案件のうち6案件における不適切な会計処理につながる原因となった。

すなわち、太陽光発電事業における取引先の多くはa2の人脈による者（太陽光発電事業において関与数が多く、不適切な会計処理が行われた案件に関与している取引先としては、X18社関係者、X1社、cが挙げられる。）であり、各人脈が各案件にどのように関与しているかという実態が他の取締役には必ずしも十分には共有されていなかった。その結果、実体のない業務委

託手数料の支払を受けた和歌山金谷案件、循環取引が疑われる仙台案件 A、売却先である X6 社の信用力が問題となった仙台案件 B、業務委託手数料について X18 社関係者や X12 社が関与していた永九能源案件等に関して、他の取締役において、より慎重な検討が必要であることを十分に認識できなかったのである。

オ a2 の意向が強く働く組織形態の導入・運用

2017 年 1 月には a2 の直轄部署として事業戦略室が G3 に設置され、a2 及び当該事業戦略室が主体となって太陽光発電事業に注力するようになった。また、たとえ ECO を取引主体とする案件であっても、a7 を含む ECO の役職員には十分な情報が共有されず、時には a2 の意向に則して ECO の臨時取締役会招集通知が発せられたり、a2 が ECO の従業員に指揮命令を直接行うケースも見られた。

そして、このような G3 の代表取締役である a2 の意向が ECO に直接強く働いてブラックボックス化が生じた点については、遅くとも 2018 年 4 月の時点で、a7 や監査等委員も認識していた。しかし、a7 は、同月の監査等委員との定期会合において、a7 では a2 の代わりができず a2 による指揮命令が必要であると述べるなど、a2 による関与を容認していた。また、監査等委員も、同月の a1 との定期会合において、経営会議や取締役会に案件内容が上がってこないため a1 にて把握し切れていない旨の問題提起に関して特に意見や疑問を述べておらず、やはり一定程度容認していた。

カ 小括

上記ア～オで述べたとおり、前回調査における再発防止策である「経営の監督と業務の執行の分離」（a2 が持株会社である G3 の取締役として経営の監督に徹し、ECO 等の子会社の社長以下が業務を執行すること）が当初は実行されたものの、a2 の太陽光発電事業における収益獲得能力を優先するために当該再発防止策が緩和されたことに加えて、a2 の意向が強く働く組織形態が導入・運用されたことに伴い、案件（a2 の人脈を含む。）のブラックボックス化が生じた。その結果、a2 以外の他の役職員が案件内容や全体像を十分に把握できなくなり、前回調査と同様の売上の不適切計上が行われるようになった。要するに、再発防止策を緩和したこと等によって不適切な会計処理の要因が生じ、同様の問題が再発したといえるのである。

また、他の役職員が案件内容や全体像を十分に把握できず、G3 内で案件に関する十分な情報共有が実現できていなかったことが和歌山金谷案件を始めとする X18 社や X1 社等との間の不透明な取引の実施やその牽制ができなかったことの原因になったと推測される。

(2) 太陽光発電事業に関する知識・経験・人脈の格差

a2、a19 及び a18 の 3 名については、前回調査以前の X18 社における業務委託先、あるいは

従業員としての稼働を通じて太陽光発電事業に関する知識・経験・人脈を有していたとされる一方、当該3名以外の役職員が有する知識・経験・人脈は限られていた。そのような中、2015年11月にa19がG3の取締役を退任し、2016年6月にはa18もECOの代表取締役を退任した。また、後任者となったa7は、ソーラーパネルの取引経験はあったものの太陽光発電所の取引知識・経験・人脈が豊富とはいえなかった。結果として、G3グループ内で太陽光発電事業に関する知識・経験・人脈を十分に有していると思われる者はa2のみとなり、事業部門内ではa2と他の役職員との間で、事業部門・管理部門間でもa2と他の役職員との間で、執行と監督・監査部門間でもa2と他の役職員との間で、太陽光発電事業に関する知識・経験・人脈には極めて大きな格差が生じていた。

このような格差は、a2に匹敵する知識・経験・能力を有する者を探し出して役員に就任させたり、従業員の中から常にa2に同行するなどして案件を担当できる者を育成できていなかった結果であるが、他の役職員は、当該格差により一層、a2に対して太陽光発電事業の進捗状況や取引条件の設定根拠等について口を挟めない状況となった。また、たとえ監査等委員を含む役職員が質問をしたとしても、a2がそれらしく聞こえる理由と共に「大丈夫」と回答すれば、それ以上は追及しない、あるいは追及できない状況が発生・継続してしまい、前記(1)のブラックボックス化と相俟って太陽光発電事業の聖域化が生じていたものである。

2 業績追求の姿勢

G3も営利企業である以上、売上や利益を追求することは当然であるが、太陽光発電事業については、1件あたりの売上規模が5億円を超えるケースも多い。それゆえ、ある案件の売上を計上できるか否かによって、その事業年度、あるいはその四半期の業績が大きく左右されるため、G3グループにおいて、『今月中の売り上げ計上』が目的で取引予定先を説得したことがあった。また、「添付の契約内容で8月末に計上可能か」という観点から契約書案の規定内容を検討・確認する等、早期に売上や利益が計上可能かという観点から契約書案の規定内容を決定するような本末転倒と評すべき状況も見られた。

そして、2018年5月時点においては、a1から監査等委員に対して「今期の業績予想の達成のためには、a2さんのもと、組織一丸となつての対応が必須であり」、「今期は3円配当を掲げており、売上はともかく、利益の未達は全役員の経営責任」につながり得ることや、「期末まで残り3ヶ月、なんとか目の前の案件を確実にこなして（進行案件をこなせば、売上はともかく利益は業績予想を達成できます。）上場会社の本分を果たしたい」と記載されたメールが送信されるなど、a1を中心に、役員間には業績重視の認識が共有されていた。

そもそも、2016年11月に、業績追求のために、前回調査時の第三者委員会による調査報告書で指摘された再発防止策であるa2の代表権返上を緩和して代表権を再度付与したことが事の発端であるが、上記のような業績追求の姿勢・認識が今回の不適切な会計処理につながった可能性が高い。

3 コーポレート・ガバナンスの機能不全

(1) 取締役会の実効性が失われていたこと

ア 前回調査を受けた再発防止策の内容

G3は、前回調査において指摘された問題点（書面決議の多用による監督機能の骨抜き、急な承認や事後承認の多さ、及び取締役会決議が要点の詳細を欠いていること等）を踏まえて、下記①～④の再発防止策（「取締役会の審議の活性化」）を策定した。

- ①年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておき、審議項目数や開催頻度を適切に設定する。
- ②取締役会の資料が会日に十分に先立って配布されるようにする。
- ③取締役会の資料以外にも、必要に応じて十分な情報が提供されるようにして、審議時間を十分に確保する。
- ④内部監査の評価事項として①～③の各項目を継続的に適切に評価する。

また、G3は、上記①～④に加えて、取締役会議長は社外取締役の中から選任することとし、現に2016年1月20日から2018年11月26日までの間はa4が取締役会議長を務め、それ以降はa5が務めてきた。

イ 取締役会が軽視されていたこと

G3における取締役会の開催状況は図表4-3-1のとおりであり、2017年8月期から2019年8月期までは年間約30回と頻繁に開催されていた。2018年8月期までは会社法第370条に基づく書面決議も相当数行われ、契約相手の意向確認が不十分であったためにリアルな取締役会で継続審議となった議案について、同日中に書面決議で承認されたというケースもあった。特に、決算期末（8月末）が近くなると、例年、取締役会の回数が増える傾向にあった（2017年8月と2019年8月は3回、2018年8月に至っては、書面決議2回を含め、実に計5回の取締役会が開催されている。）。

図表 4-3-1（取締役会の開催状況）

	2016.8期	2017.8期	2018.8期	2019.8期	2020.8期	2021.8期
取締役会開催回数	23回 (9回)	30回 (5回)	29回 (6回)	29回 (1回)	21回 (0回)	19回 (0回)

※括弧書き記載の回数は、会社法第370条に基づく書面決議の回数である。

また、会日当日に議案の具体的な内容が変更されたケースや、議案の内容が精査できておらず判断材料がないこと等を理由に取締役会への上程を一旦中止したものの、その4日後に当該中止を取り止めて上程することにしたケースなどがあった。

こうした取締役会開催の実態を見るにつけ、「審議項目数や開催頻度を適切に設定する」との再発防止策は骨抜きとなっていたと評価せざるを得ず、むしろ当時のG3には、「取締役会には議案を生煮えて上程して、ダメならまた取締役会を開催するなり、書面決議をとるなりすればよい」といった取締役会軽視の姿勢があったのではないかとの疑問すら禁じ得ない。

実際、当時のG3においては、事前にと取締役会決議を経ることなく、重要な業務執行が行われたこともあり、例えば、永九能源案件においては、G3はX11社から合計約25億円で永九能源株式を買い取ると共に、X12社と業務委託契約を締結し、同社に5400万円(税込み)を支払っているが、永九能源株式の買取金額や、業務委託をX12社に対して行うことは、事後的にと取締役会で追認されたものであった。このような大規模な取引における重要事項の決定が事後承認で済まされたことは、G3において、取締役会決議が軽視されていたことの証左といえる。

ウ 取締役会における審議が不十分であったこと

G3の取締役会の開催状況は上記イのとおりであり、取締役会が連日開催されたり、招集後に議案が追加変更がされるなどしていたため、G3の取締役において、取締役会に先立って議案について十分な検討を行うことは困難であったと思われる。

また、取締役会には、取引先の信用力等についてのチェックリスト等が提出されていたものの、取締役会資料の内容は必ずしも充実していなかった。例えば、仙台案件Bを10億円でX6社に譲渡することを決議した2018年8月29日開催の取締役会には、同社の信用力について、「過去の取引により確認済み」とするチェックリストが提出されただけで、信用調査報告書すら提出されなかった。こうした実情を踏まえ、監査等委員の中には、a1との定期会合の場で、「太陽光事業の場合はある程度仕方ないのかもしれませんが、取締役会の資料が多少雑なような気がします。」という苦言を呈する者もいた。

さらに、G3においては、職務権限規程上、取締役会から委譲された事項について経営会議に職務権限が与えられており、経営会議において、取締役会に上程すべき事項の絞り込みや論点整理を行うことが期待されていた。しかし、経営会議での検討が不十分であったり、中には経営会議を通らずにと取締役会に上程される事項もあるなど、経営会議は十分に機能していなかったため、多数の事項が取締役会に上程され、その結果、報告事項の報告だけで長時間を費やしてしまい、個々の決議事項も、論点についての議論が深まらないままに、審議を簡略、かつ、短時間で終了せざるを得ないケースが多かった(a1自身も、このような運用状況は問題であると監査等委員との定期会合において述べていた)。本件8案件を例にとると、和歌山金谷案件及び伊勢志摩案件は約10分間、仙台案件Bに至っては、わずか1~2分程度の審議で、取引の実施が取締役会で承認可決されている。特に仙台案件Bは10億円の取引であり、G3の命運を

左右しかねない重要な案件であったことからすると、審議時間をしっかり確保し、慎重に、多様なリスクを想定して審議されて然るべきであった。また、伊勢志摩案件についても、X3社に対する売上（連結で合計3億8000万円の売上）を連結範囲から除外できるか否かのポイントがX13社がTK出資により資金を入れるかどうかという点にあったことからすると、取締役会決議時又は当該決議後の取締役会等で、実際にTK出資が行われたかが確認されて然るべきであった。

このように、G3の取締役会の審議状況は、「取締役会の資料が会日に十分に先立って配布されるようにする。」「取締役会の資料以外にも、必要に応じて十分な情報が提供されるようにして、審議時間を十分に確保する。」という前回調査を受けての再発防止策を実施しているとは評価し難いものであった。こうした経営会議が十分に機能せず、取締役会の審議も簡略であったという実態は、監査法人とのコミュニケーションが不十分となる原因にもなり、例えば、伊勢志摩案件の一般社団法人等に関する出資状況が正確に監査法人に伝わらない、あるいは仙台案件Bにおける債務不履行発生時の対応等の後発事象に関する情報提供が不十分であったなどの問題につながっている。

エ 社外取締役等からの疑問を業務執行の適正化に活かせなかったこと

G3においては、社外取締役等からの疑問を業務執行の適正化に活かすことができず、取締役会による監督が十分に機能していなかった。

すなわち、前記第3の3(1)イのとおり、和歌山金谷案件では、社外取締役が業務委託手数料の金額等に疑義を示し、同4(1)ウのとおり、伊勢志摩案件でも、社外取締役が収益計上時期について質問を投げかけていた。また、同6(1)イのとおり、仙台案件Bにおいては、同案件の担当ではないa7が、X6社との取引の実施や売上計上時期について疑義を述べるメールを送っていた。つまり、これらの案件における不適切な会計処理の発生を防止し得る端緒は、社外取締役や、担当外の取締役から与えられていたのである。しかし、いずれの件においても、こうした質問・疑問に対してa2やa1から丁寧な説明がされたとはいえ、質問をし、疑問を呈した社外取締役らも、それ以上の問題提起はしなかったため、取締役会での活発な議論に発展することはなかった。

このような事情に鑑みれば、G3には、社外取締役等からの疑問に対して真摯に対応し、業務執行の適正化に活かすという姿勢が欠けており、それが不適切な会計処理を招いた一因であると思料される。

オ 小括

上記イ～エに照らすと、少なくともa2及びa1が代表取締役を務めていた2019年11月までの期間においては、G3の取締役会の開催回数は多く、1回あたりの取締役会の審議時間は長かったものの、重要な決議事項について十分な審議が行われていたとはいえ、また、社外取

取締役等からの指摘を業務執行の適正化に活かすこともできていなかった。よって、G3の取締役会は、形ばかりが先行して内実が伴っておらず、実効性が確保されていなかったと評価せざるを得ない。

なお、前記ア④のとおり、前回調査を受けた再発防止策では、取締役会の審議状況等について継続的に内部監査で評価することとされ、実際に2016年頃までは実施されていたようであるが、それ以降は実施された形跡が見当たらず、この点においても、再発防止策は骨抜きとなっていたといえる。

(2) 監査等委員会の実効性が失われていたこと

ア 事実関係の確認調査を実施しなかったことについて

監査等委員会は、a1から2018年4月や2019年3月、同年6月にX1社との取引や売上計上時期に疑義が存在する等の報告を受けていた。

しかし、監査等委員会は、個々の取引の実在性が否定できないこと等を理由に、事実関係の確認調査を実施しなかった。2019年6月の時点で外部調査委員会の設置が検討されたものの、資金繰りも厳しく費用が捻出できないこと等から見送られ、それに代わる内部調査が行われた形跡もない（監査等委員会は、2019年8月に内部調査を実施したが、当該内部調査はa2が経営管理部門（a1）に抱いていた不信感・疑問点に焦点を当てたものであり、a1から報告された内容の有無を解明するようなものではなかった。）。

a1からの上記報告を受けて監査等委員会において事実関係の確認調査を実施していれば、仙台案件Bや永九能源案件に関する不適切な会計処理について早期発見・是正ができていた可能性があったと思われる。

イ 取締役会の実効性が失われていたことに起因した限界について

前記(1)イ及びウのように、取締役会資料が取締役会直前に提出されたり、2019年8月期までは取締役会が年間約30回と頻繁に開催され、2018年8月期までは会社法第370条に基づく書面決議も相当数行われていたことからすると、監査等委員会において十分な審議や検討を行った上で取締役会に臨むことは困難であった。

実際、監査等委員においては、和歌山金谷案件のように、取締役会場で十分なエビデンスの確認を含む議案の審議を行うことなく、その場で初めて見たと思われる契約書案の規定内容を確認しただけで賛成したケースもあった（前記第3の3(1)イ）。また、仙台案件Bにおいては、監査等委員においてもX6社の実態や支払能力等がポイントになることを認識していたものの、G3の他の役職員に確認を指示できなかったのである（同第3の6(1)イ）。

4 内部統制システムの運用不備

(1) 社内規程等の不備

職務分掌規程が各部署に割り当てられた職務分掌事項を規定しているが、2020年5月19日の改正までの間、職務分掌規程は、a1が所管する経営管理本部や内部監査室の職務分掌事項を規定していた一方、a2が所管する事業本部の職務分掌事項を規定していなかった。それゆえ、前記第3の1(2)ウの2016年4月及び同年8月のG3による太陽光発電事業の開始にあたっては、当該開始それ自体については取締役会による決議を経ていたものの、職務分掌規程を初めとする社内規程や業務プロセスの変更が行われていなかった（現在は変更済みである。）。

これらの結果、a2が太陽光発電事業を主体的に行うものの、その職務権限の外延や業務プロセスの明確化が図られなかった。そして、他の役職員が歯止めを掛けるようなこともなかったため、a2による業務の執行の範囲が次第に拡大してしまい、前回調査を受けた再発防止策（「経営の監督と業務執行の分離」）の形骸化、ひいては前記1の太陽光発電事業の聖域化につながったと思われる。

(2) 内部監査に関する不適切な状況

G3は、a14（公認会計士）との間で業務委託契約を締結した上で、2016年1月から2019年11月までの間、a14を内部監査室長に任命した。そして、更に内部監査体制を強化すべく、a17（公認会計士）との間でも業務委託契約を締結した上で、2016年3月から同年12月までの間は内部監査室に配属し、2016年12月から2019年11月までの間は内部統制室に配属し、2019年11月から現在までの間は内部監査室長に任命したが、a14及びa17はいずれも非常勤であった。

また、a14及びa17は、決算・財務報告に係る内部統制の整備を行うと共に、監査等委員会から委嘱された事項として、G3グループにおける稟議書や重要な契約書、出金記録等の閲覧や検証を行い、契約締結プロセスが適正に行われているか否かを確認していた。

しかしながら、その一方で、a14及びa17は、公認会計士であり専門的知識を有していること及びG3における人手不足が生じていたこともあって、a1や他の部門の役職員の依頼を受け、内部監査業務を担当しながら被監査業務であるはずの経理業務を手伝ったり、G3の役職員から会計処理等の相談を受けたりしていた。例えば、a1は、a14及びa17に対し、監査法人を説得するための説明根拠を検討するよう依頼したり、太陽光発電事業の案件に係る決算修正の要否についても相談していた。

このように、内部監査室長が常勤ではなく非常勤であったことに加えて、a14及びa17において内部監査業務を担当しながらa1や他の部門の役職員の依頼で被監査業務を担当せざるを得なかったという点で、監査部門と被監査部門の業務を同一人物が行うことや十分な執務時間を確保できないなど不適切な状況が生じていた。それゆえ、内部監査の実効性が十分に確保できておらず、G3グループにおいて予め策定していた収益認識基準やエビデンスに照らした事前チェック

及び事後のチェックが十分に行われておらず、このことが今回の不適切な会計処理の原因の1つになった可能性が否定できない。

5 結語

以上の次第であり、a2及びa1が代表取締役を務めていた2019年11月までの期間について、G3グループにおける太陽光発電事業の案件の大半は、代表取締役であるa2が、その豊富な知識・経験・人脈で獲得してきたものであった。本調査で不適切な会計処理が明らかとなった取引も例外ではなく、こうした経営トップ自らに関与する不正行為を防止するためには、内部統制システム及びコーポレート・ガバナンスに依らなければならなかった。

しかし、a2と同じく代表取締役を務めて管理部門を統括し、本来であればa2を牽制すべき立場にあったa1も、業績重視の態度を表明してa2の行動を後押していた時期もあり、必ずしも、牽制の機能を十分に果たしているとはいえなかった。

また、a2やa1の業務執行を監督・監査する取締役会や監査等委員会は、実効性が損なわれており、そのメンバーであった社外取締役・監査等委員も、本来であれば、a2やa1の牽制のため、G3の事業に関して一定水準の知識を習得した上、元来保有している自らの能力を活かしてa2やa1に質問し、納得が行くまで議論をして、納得できない限りは議案の継続審議や差戻しを求める強い意思・姿勢が必要であったが、そのような意思・姿勢に欠けていた。むしろ、a2によるブラックボックス化の実情を認識しつつもそれを容認し、a1がa2の行動に対して疑義を呈するようになっても、それに対して真剣に向き合おうとはしなかった。

このように、G3においては、前回調査を受けて策定・導入されたはずの再発防止策が安易に緩和・変容され、あるいは重視されなくなった結果、コーポレート・ガバナンスが機能不全に陥ってしまい、本調査で明らかとなった不適切な会計処理の発生を許したといえる。その意味において、誰か特定の個人の行為のみによって今回の不適切な会計処理が生じたと即断することは実態にそぐわず、G3という会社の複数の役職員が積極的、あるいは消極的にそれぞれ関わり合ったために生じた問題であると捉えるべきである。そうである以上、下記第5で提言するような再発防止策を取り入れることはもちろん、G3という会社全体の問題として受け止めた上で、会社全体で今後の改善を図っていくことが必要不可欠であると思料する。

第5. 経営改善へ向けた提言

1 コーポレート・ガバナンスの更なる改革

(1) はじめに（根本原因とコーポレート・ガバナンス）

本調査で明らかとなった不適切な会計処理の根本原因は、経営トップである a2 が業績目標達成を優先するあまり、会計処理の適切性確保を軽視したことと、本来、経営トップに対する牽制機能を果たすべき管理部門等担当取締役や社外取締役の遠慮とが相俟って、会社全体として、適正な会計処理を含むコンプライアンス意識が低下していたことにあるといえる。G3 が、前回調査を踏まえて自ら策定した再発防止策を安易に緩和・変容させ、ひいては形骸化させたのも、コンプライアンス意識の低下によるものといえよう。

この点、2019年11月に代表取締役社長に就任した a3 は、現時点においては、不当な売上や利益計上と決別する姿勢を自ら率先垂範して示していると評価できる。a3 は、遠慮なく発言する取締役の意見を傾聴し、取締役会の資料は必ず開催日前に余裕をもって整理して社外取締役である議長に提出するなど、コーポレート・ガバナンスの改善に努めてきた。内部監査部門も、体制及び運用の両面において改善された。また、監査・監督を行う監査等委員はもとより、業務執行取締役（全員が2019年11月以降に新任された取締役である。）も、自ら担当していない職務についても遠慮なく発言するなど、より積極的に職務を行っているといえる。

このように、a3 が経営トップとなった現在では、コーポレート・ガバナンスが改善しつつあると認められる。当委員会は、a3 の指導力の下、G3 がコンプライアンス重視の会社として再生することを期待するものであるが、念のため、以下、前回の再発防止策を踏まえつつ、経営改善に向けたコーポレート・ガバナンスに関して、将来、経営トップが暴走するような事態を防ぐために必要な施策を提言する。

(2) 取締役会の実効性確保

ア 前回再発防止策の再徹底

経営トップを含む業務執行取締役の監督や牽制を行う最重要機関は、取締役会である。

その取締役会の実効性を確保するためには、前回調査を受けて G3 が自ら策定した再発防止策を再度徹底することが必要である。具体的には、取締役会に先立ち、取締役に対して十分な情報提供を行うとともに、取締役会での審議時間も十分に確保することが求められる。加えて、2016年以降長期間継続している、独立社外取締役が議長を務める（議案提案者である業務執行取締役が議長を務めない）ことを継続することが有用である。

イ 取締役会における PDCA

前記第 4 の 4(2)のとおり、G3 においては、予め策定していた収益認識基準やエビデンスに照らした事後チェックが十分に行われていなかった。このような状況を踏まえ、取締役会で承認可決された議案の執行状況（特に、条件付きで承認可決された場合の条件の遵守状況）や、取締役会において指摘された事項についての対応状況などを次回以降の取締役会で報告・確認し、必要があれば改善するという、取締役会における PDCA の実施を提案したい。

ウ 取締役会での議論を尽くす姿勢

営利企業として、売上や利益を追求すること自体は正当であるが、G3 は営利企業であると同時に上場企業である以上、売上・利益の計上の適時・適切性を確保することが求められる。ましてや、コンプライアンスに反するような取引による売上や利益の計上を行ってはならないことは論を俟たない。

そこで、取締役、特に専門性を有する社外取締役は、業務執行に関して自ら疑問を感じた場合はいうに及ばず、他の取締役からの指摘を側聞して法律上・会計上のリスクを含む何らかのリスクを感じた場合にも、売上や利益の計上の誘惑に負けず、そのリスクが G3 として許容できるレベルのリスクであるかについて納得できるまで議論を尽くすことが必須であり、そのような姿勢を日々心がけ、涵養することが必要である。

エ 取締役のトレーニング

い 前回調査及び本調査の結果等を題材としたトレーニング

前回調査及び本調査により、G3 のコーポレート・ガバナンスの脆弱性を示す複数の事案が顕在化した。

しかし、現体制下で再生に向けて歩み始めた G3 にとって、過去の不適切事案は、何よりも生きた自己研鑽教材といえる。当委員会としては、G3 が、2 度にわたって、外部有識者による調査を実施せざるを得なくなった経験に真摯に向き合い、本報告書での提言を実行するのみならず、自ら不適切事案の検証を行って、新たな経営体制やコーポレート・ガバナンスに反映させることができるよう適切なトレーニングを実施することを期待する。

また、前回調査後、いったんは改善の方向に向かったにもかかわらず、G3 の取締役らのコンプライアンス意識は再び低下したといわざるを得ない。これを踏まえると、今後も、少なくとも年に 1 回は、取締役間で、過去の不適切事案に照らして現在の業務執行体制・監督体制に問題がないかを議論する機会をもつなどして、常にコンプライアンス意識を高めるための不断的努力を継続すべきであろう。

ii 自社事業の理解に関するトレーニング

G3 においては、太陽光発電事業について十分な知識をもたない取締役が多数を占めたことから、取締役会において、業務執行の監視・監督・牽制が十分に行われなかった。また、近時は新規の事業を開始しているが、当該事業の業務執行に対する監視・監督・牽制が十分に機能するためには、当該事業について十分な知識が必要である。

そこで、まず、業務執行取締役においては、自らの担当する部署は当然として、他の業務執行取締役が担当する部署についても、監視・監督・牽制ができる程度に自社事業の全体像を把握することが必要である。

これに加えて、社外取締役などの非業務執行取締役も、自社事業の全体像の把握はもとより、それぞれの専門性を活用して、業務執行の監視・監督・牽制ができるよう、継続して知識のアップデートに努めることが重要である。

iii 上場会社役員として備えるべき知識・倫理観についてのトレーニング

G3 は上場会社である以上、取締役会全体として、コンプライアンスや適切な会計処理はもとより、開示の重要性や株主とのコミュニケーションについて上場会社としての視点を持ち、これを時代の変化に応じてアップデートすることが大切である。

そこで、コンプライアンスや適切な会計処理についてのトレーニングのほか、取締役全員が、社会、取引先、従業員、株主等全てのステークホルダーに対して責任を持てるよう、高い倫理観を醸成するためのトレーニングを実施することも提案したい。

(3) 監査等委員会の実効化

監査等委員会もまた、経営トップを含む業務執行取締役の監督や牽制を行う最重要機関である。しかし、監査等委員会は、通常非常勤である社外取締役が過半数を占めることが法定されており、また業務執行を行わないことから、往々にして、社内情報を十分入手できないことがある。そして、G3 においても、監査等委員が全員非常勤であっただけでなく、内部監査部門に関わる者も非常勤であったために、十分な情報収集が行われていなかった。

そこで、監査等委員が会社情報を適時適切に入手することができるよう、常勤の監査等委員を選定すること、常勤する監査等委員会補助者を選定すること又は内部監査部門の常勤化のいずれかを実施されたい。その上で、内部監査部門の指揮命令系統が混乱することのないよう、内部監査部門を監査等委員会の直属として、執行部門からの独立性を確保することも有益である。

(4) 取締役会の実効性を高める取締役の選任

ア 取締役会のスキルバランスを意識した取締役の選任

コーポレートガバナンス・コードや、前回調査を受けて G3 が策定した再発防止策にて言及

されているとおり、経営、法務、会計に関する知見を有する社外取締役を選任すること、そして、その選任手続として、取締役の指名については、社外取締役が任意の指名委員会のメンバーとなって主導することが必要である。G3においては、2016年以降、これを実践しており、今後も継続してもらいたい。

そして、取締役の選任にあたっては、スキルのバランスを考慮することが大切である。特に、G3においては、現在まで、会計のスキルを有する社外取締役の選任が重視されていたように思われる一方で、本調査で明らかとなった不適切な会計処理が行われた時期には、経営に精通した社外取締役は存在しなかった。会計処理の適切性を確保するためにも、取締役会は、経営、法務、会計などの各種スキルを有する社外取締役を含めてバランスよく構成されることが望ましく、選任にあたっては、そのことを意識することが必要である。

イ 「気づき」を業務執行の適正化に活かすことができる社外取締役の選任

G3においては、2016年以降、社外取締役として、弁護士が少なくとも1名、公認会計士が少なくとも2名いたが、それでも、不適切な会計処理の発生を防ぐことはできなかった。

専門家である社外取締役については、適法・適正の意見を保証する立場にはないが、専門分野の中でのリスクに対する「気づき」が重要であり、その気づきを疎かにせず、必要に応じて議論の深化や追加調査などの対応を求め、安易に妥協しないといった姿勢が重要である。

社外取締役には、経営、法務、会計などのスキルに基づく気づきを業務執行の適正化に活かすことのできる人材がふさわしい。そこで、取締役会や監査等委員会において積極的に発言、意見交換ができる資質や、的確なリスク分析をしてそのリスクにあった施策を選択できる能力や資質を有する者を社外取締役として選任することが肝要である。

2 業務提携先との関係整備

(1) はじめに

本調査では、取締役会において情報が十分に共有されないX18社、X1社などとの取引において、不適切な会計処理が行われていたことが明らかとなった。また、X18社を初めとするb1関係先との取引に関して、G3として検討すべき事項があることも把握された。

とはいえ、X18社は、業務提携先であるなど、G3にとってはビジネス上重要な関係性を有する取引先でもある。

よって、当委員会としては、X18社との健全な取引関係を維持するためにも、以下のとおり、G3において、X18社との取引関係を適切に整理するとともに、有価証券報告書等における開示の内容を検討することを提案する。

(2) 利益相反関係への対応

G3 においては、その主力である太陽光発電事業において、X18 社との取引が売上の一定割合を占めている。そして、G3 の経営陣の構成を見ると、X18 社の現役取締役や元従業員、元顧問が、取締役のうち 3 名、執行役員のうち 3 名を占めるなど、要職に占める割合は高い。特に、a15 は、G3 と X18 社の両社の太陽光発電事業を担当する業務執行取締役である。そのため、G3 と X18 社間の取引は、a15 が G3 及び X18 社の代表者に就任していないとしても、実質的にみれば、G3 と X18 社の利益が相反する取引となる可能性がある。

現在、G3 が X18 社と取引を行う場合、X18 社の元従業員であった a3 及び現在も X18 社の取締役である a15 は、事案に応じ、G3 の取締役会において審議と採決に参加しない旨表明しているとのことであるが、これを明文化して社内ルールとすることが必要である。

さらに、利益相反取引によって G3 が不利な条件で取引をするなどの事態を防ぎ、取引の公正性を確保するため、また関連当事者取引としての開示の要否の検討のため、取引ごとに、利益相反性の有無に関するチェックリストに基づく確認を行い、取締役会への上程以前の段階から適正性を確保する体制を設けられたい。

(3) 競業関係の整理

G3 と X18 社は、ともに太陽光発電事業を主力事業としており、競業関係にある。そして、G3 の取締役である a15 と執行役員 3 名は、X18 社の役職員を兼務しており、特に a15 は X18 社の太陽光発電事業の担当取締役である。そのため、自ら取り扱う太陽光発電事業の案件については、G3 と X18 社のどちらで取り扱うか決定することが可能な立場にいる。

それゆえ、a15 が、自らが取り扱う案件について G3 に不利益な取扱いをすること、例えば、収益性の高い発電所は X18 社で取得し、収益性の低い発電所については G3 で取得するといった恣意的な案件の調整をする可能性も否定できない。そして、こうした競業関係における案件調整は、他の取締役から見えにくい。

現在、a15 は、このような恣意的な案件の調整をすることのないよう、自主的に基準を設けて、G3 と X18 社の業務が混在しないよう配慮しているとのことであるが、これを徹底し、G3 において適切なルールを作成・明文化することが必要である。その上で、監査等委員会が定期的に当該ルールの遵守状況を確認する手続を設けることを提案する。後述するように、X18 社と合意書を締結し、X18 社から確認手続について協力を得られるとなお良い。

(4) 関連当事者に関する網羅的な情報の把握

当委員会は、本調査において、X18 社をはじめとする b1 関係先に関して G3 の関連当事者該当性を検討したが、その正確な資本関係や取引関係は、b1 の協力を得て、ようやくある程度の詳細を把握することができた。かかる状況から推察するに、本調査で検証した b1 関係先との取引が実

行された当時、G3においては、十分な情報を把握できなかったものと思われる。よって、今後、関連当事者該当性について網羅的に情報を把握しようとするれば、b1からの自主的な申告が必要不可欠である。

そこで、G3においては、関連当事者該当性について網羅的に情報を把握すべく、b1に協力を要請し、X18社を初めとするb1関係先との間で、関連当事者該当性に関する確認を毎年行うことが必須であるとともに、変動が生じた場合に適時にそれを把握できるよう、コミュニケーションをとることが望まれる。可能であれば、その点についてX18社との間で合意し、書面化することが望ましい。

(5) X18社との業務提携関係の具体化

X18社がG3にとって重要なビジネスパートナーであることは、多くの取締役がヒアリングにおいて認めるところである。そのような重要なビジネスパートナーであるからこそ、メリハリの効いた公正な関係を構築・維持することが重要である。

そこで、G3において、以下の点についてX18社との関係を明確化した上で、X18社との間で合意書として取り交わすことを提案する。

ア 太陽光発電事業の整理

前述のとおり、G3とX18社は、ともに太陽光発電事業を主力事業としているため、両社の間で、当該事業に関して利益相反取引や循環取引、あるいは競業取引等の不正な取引が発生することが懸念される。

前記第3の12の類似案件調査を通じて、G3が調査対象期間中に行った太陽光発電所の取引を当委員会がピックアップして検証した結果、X18社などのb1関係先が売主となっている取引と、買主となっている取引の双方が存在することが判明した。むろん、個々の取引レベルで見ると、取引が循環しているわけではない。しかしながら、仙台案件Aにおいて、複数の取引(X4社及びX5社の持分譲渡取引並びにX27社の持分譲渡取引)にまたがる形で循環が疑われる取引がみられたように、当委員会としては、G3がb1関係先との間で「売り」の取引も「買い」の取引も行っている現状は、公正性に疑義を抱かれるような取引の温床になることを懸念している。そこで、G3に対し、X18社との間で、太陽光発電事業の取引の公正性及びその会計処理の適切性を担保するためのルールについて協議し、可能であれば、書面で合意することを提案したい。加えて、前記2(3)で述べた、a15の取り扱う案件の両社間における帰属のルールについても、X18社との間で取り決めておくことが相当である。

イ 顧問の経営関与範囲の明確化

G3においては、顧問であるb1夫妻(b1及びその配偶者であるb2を指す。以下同じ。)が

取締役会や経営会議等に出席している。

業務提携先の者が取締役会など重要会議に出席すること自体をもって、明らかに問題があるとはいえない。しかし、近時、上場会社に対しては、顧問・相談役等の株主総会に選任されていない者が取締役会に出席して影響を及ぼすべきでないという要請がある。それに加え、G3においては、b1 夫妻が同席することにより、(現在はそうではないとしても) 取締役会の審議が萎縮したり公正さを欠く結果となる可能性は否定できない。

そこで、少なくとも重要な会議体への出席、とりわけ、取締役会への出席は顧問業務の対象外とするとともに、b1 夫妻からアドバイスを受ける事項や場面を限定するなどして、顧問契約の内容を明確にすることを提案する。

その上で、顧問契約の概要に関してコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載して、株主・投資家に情報提供することも検討されたい。

第6. 最後に

今回、当委員会が調査した結果、前回調査で発覚したのと同種の不適切会計事案が再び発生していたこと、及び、その主要な原因は、前回調査で明るみになった問題が未解決のまま続いていたことや再発防止のために代表権を外した取締役を代表取締役に再度選定するなど一度採用した再発防止策を取りやめたことなどにあったことが判明した。

不適切会計については、前回調査時とは異なり、TK 出資や合同会社を利用したスキームが組み合わせられるなど手法が複雑化・多様化してはいるものの、結局のところ、当時の代表取締役らによる意図的な売上の前倒し計上などが行われ、これを他の取締役が十分に牽制できなかったという構図は前回調査と同じであった。そして、不適切な会計処理を許した遠因が、太陽光発電事業に収益を頼り切っていた当時の G3 の経営状況にあることも見逃せない。

他方で、現在は、太陽光発電事業を従前取り仕切っていた代表取締役が退任し、新たに就任した a3 以下の取締役の努力により、コーポレート・ガバナンスが改善しつつあることが確認できた。

また、b1 関係先の関連当事者該当性については、b1 の協力により全体像が一定程度明らかとなり、今般、財務諸表等の利用者に対し、その影響を把握できるための適切な開示を行うことが可能な情報を得ることができた。

a3 によると、G3 は、現在は X18 社との健全な関係を維持しつつ、太陽光発電事業のみならず新しいビジネスを開始している段階とのことである。当委員会としては、こうした新しいビジネスの展開の局面においても、G3 の取締役の間で高い倫理観が醸成されると共に、取締役相互の協力・牽制体制が維持・発展していくことを期待している。

そして、G3 は上場会社である以上、業務提携先だけでなく、株式市場で G3 株式を取得した一般の株主・投資家のおかげで事業が継続していることを忘れてはならない。そのためには、丁寧な、また、適時・適切な開示を心がけることが必須である。その中で、会計の信頼性を確保することは、上場会社の開示姿勢の基本であることを忘れてはならない。

以 上

別紙1 (ヒアリング実施状況)

カテゴリ	対象者	所属・役職 (ただし、ヒアリング実施時点)	
G3及び子会社の役員 (退任・退職者を含む)	a2	G3 元代表取締役社長	
	a1	G3 元代表取締役	
	a7	G3 元取締役、ECO 元代表取締役	
	a4	G3 元社外取締役 (監査等委員)	
	a9	G3 元社外取締役	
	a5	G3 社外取締役 (監査等委員)	
	a6	G3 社外取締役 (監査等委員)	
	a12	G3 社外取締役 (監査等委員)	
	a3	G3 代表取締役社長	
	a13	G3 取締役	
	a14	G3 取締役	
	a15	G3 取締役、X18 社取締役	
	a16	G3 元取締役	
	a18	G3 執行役員、X18 社取締役	
	a17	G3 内部監査室長	
	a20	G3 執行役員	
	a19	G3 執行役員	
	a21	G3 再生エネルギー事業部マネージャー	
	取引先・その他関係者等 (退任・退職者を含む)	b1	X18 社会長
		b2	X18 社管理部部長
		c	X14 社代表取締役
d1		X1 社代表取締役	
d2		X1 社事業法務部部長	
e3		X13 社従業員	
e4		X13 社従業員	
e5		X13 社従業員	
e6		X41 社執行役員	
e7		X24 社元執行役員	
X21 事務所			
会計監査人	監査法人 X26		
	監査法人 X71 (関係者)		
	X72 監査法人		

別紙2 (デジタル・フォレンジック調査の概要)

当委員会は、本調査の目的達成のために必要な情報又は認識を有している可能性が認められる役職員（退任及び退職者を含む）及びその他の関係者について、業務上利用されているメールサーバーのデータ、ファイルサーバーのデータ、法人貸与のPC及び携帯電話のデータに加え、任意で提出を受けた個人利用のPC及び携帯電話のデータの保全を実施した。収集したデータは削除ファイルの復元や重複の排除を含む下処理を実施した上で、キーワードによる絞り込みを行い、合計19名、総数94,655件のメール及びその添付ファイルに対してレビューを実施した。具体的な手続は次のとおりである。

1 保全作業

(1) 保全対象及び機器

対象者19名につき、以下の電子データ及び電子機器を保全対象とした。

対象者は、G3の取締役及び執行役員11名、関連する事業部の上位職3名、元取締役3名及び元従業員1名並びに案件に関与のあった取引先企業の取締役1名の合計19名とした。

対象とする電子データ及び電子機器については、調査の有効性、網羅性、調査日程等を考慮し、以下のとおりとした。

- ・o365（新メールサーバ）：14名分
取引先企業の取締役1名を除く18名を保全対象とし、元取締役3名及び元従業員1名についてはデータが残存しないことを確認した上でG3管理部より受領した。
- ・Zenlock（旧メールサーバ）のアーカイブ：2021年11月時点の残存データ全て
対象者を限定せずアーカイブデータ全てを保全対象とし、G3管理部より受領した。
- ・IT Cloudcare 共有ディスク（共有ファイルサーバ）：2021年11月時点バックアップ
全領域を保全対象とし、G3管理部より受領した。
- ・NAS（旧共有ファイルサーバ）：2020年12月時点バックアップ
全領域を保全対象とし、G3管理部より受領した。
- ・My Desktop（共有ファイルサーバのうち個人領域）：5名分
対象者のうち個人領域を使用している5名のユーザーを特定して保全対象とし、G3管理部より受領した。
- ・法人貸与PC：10名分、13台
対象者（取引先企業の取締役1名を除く）がG3の業務に使用していた法人貸与PCを保全対象とし、うち8名については2021年11月時点で法人貸与PCが存在しないことを確認した上で、10名の法人貸与PCを保全した。また、元取締役1名及び元従業員1名が以前使用していたPC2台を保全した。さらに、元取締役1名については、先行する調査にて

既に保全されていた PC データ 1 台分を本人の同意を得て当委員会にて改めて受領した。

・法人貸与携帯電話：3 名分、3 台

対象者（取引先企業の取締役 1 名を除く）が G3 の業務に使用していた法人貸与携帯電話を特定して保全対象とした。18 名中 15 名は対象となる携帯電話を保持していないことを確認した。

・個人利用 PC：9 名分、11 台

8 名の対象者に対し個人利用 PC の保全を依頼し、当委員会が電子データの調査を実施することについての同意書を対象者から受領した上で提供を受け保全した。また、取引先企業の取締役 1 名については、先行する調査にて既に保全されていた PC データ 1 台分を本人の同意を得て当委員会にて改めて受領した。

・個人利用携帯電話：1 名分、1 台

取引先企業の取締役 1 名が G3 の業務に使用していた個人利用携帯電話について、先行する調査にて既に保全されていた携帯電話データ 1 台分を本人の同意を得て当委員会にて改めて受領した。

(2) 保全の手法

PC については、AccessData 社製 FTK Imager lite ver.4.3 及び ver.3.1.1 を用い内蔵ハードディスクの物理保全を E01 形式で実施した。携帯については Cellebrite 社製 UFED4PC 7.4 を用いて ufd 形式で保全を実施した。なお、一部対象者の PC 及び携帯電話については、本人が所持していた E01 形式に加え、紙資料の PDF、iTune バックアップ形式にてデータを受領した。また、o365、Zenlok、IT Cloudcare 共有ディスク、NAS 及び My Desktop のデータについては、G3 管理部に対して保全対象とする期間、ファイル及びフォルダを指示し、保全用ハードディスクにダウンロードする方法で実施した。

(3) 保全の網羅性

保全したデータの網羅性確認のために下記手続を実施した。

ア e メールギャップ分析（各対象者の保全データに含まれるメールの件数について、特定の時期における不自然な減少又は不存在などのギャップの有無の確認）

件数の推移について、特段の発見事項はなかった。

イ データの完全削除ツールの使用などによる意図的なデータ削除の有無の確認

完全削除ツールの使用について、特段の発見事項はなかった。ただし、対象者 1 名の PC1 台（2020 年 6 月以降使用分）については 2021 年 11 月 12 日に Windows10 Home Edition (OS)

のインストールを実施した形跡が認められた。

ウ アーカイブメールの範囲及び対象者が使用しているアドレスの確認

Zenlok アーカイブの対象範囲が「受信フォルダ」のみであった。また、複数の対象者において、G3 が認識しているメールアドレス以外の複数のメールアドレスを使用している形跡があった。これらについて G3 管理部に確認したものの、その経緯は不明であった。

2 対象電子データのプロセッシング

(1) レビュー対象及び機器

上記1で保全したデータのうち、レビュー対象とするデータについて、調査の有効性、網羅性及び調査日程等を考慮し、以下のとおりとした。

- ・o365 : 11 名分
保全した 14 名のデータのうち、11 名分についてレビュー対象とした。
- ・Zenlock : 13 名分
保全したデータのうち、13 名分についてレビュー対象とした。
- ・IT Cloudcare 共有ディスク : レビュー対象外とした。
- ・NAS : レビュー対象外とした。
- ・My Desktop (共有サーバー個人領域) : レビュー対象外とした。
- ・法人貸与 PC : 8 名分、11 台
保全した 10 名のうち、8 名分 11 台についてレビュー対象とした。
- ・法人貸与携帯電話 : レビュー対象外とした。
- ・個人利用 PC : 保全した 9 名分 11 台全てをレビュー対象とした。
- ・個人利用携帯電話 : 保全した 1 名分 1 台をレビュー対象とした。

(2) レビュー対象データの抽出及び削除ファイルの復元

PC のデータについて、OpenText 社製 EnCase Forensic の機能を使用して、ファイルタイプやハッシュ値を解析し、システムファイルの排除や削除ファイルの復元を実施後、レビュー対象となる電子データを抽出した。

o365 メール及び Zenlok アーカイブ(サーバーメール) について、Nuix 社の Nuix Workstation を用いて、メールや添付ファイルなどのコンテナファイルを展開し、解析を実施後、レビュー対象となる電子データを抽出した。

携帯電話については、UFED Physical Analyzer7.4 にて Excel レポートを作成した。

(3) 重複排除及びレビュープラットフォームへの展開

上記(2)により抽出した電子データに対して、Nuix 社製フォレンジックツール Nuix Workstation 上でメール及び圧縮ファイルの展開と重複排除を実施し、Relativity 社製レビュープラットフォームである RelativityOne に該当文書として展開した。

なお、携帯電話については端末内のデータの内容を Excel ファイルに展開した。

3 レビュー

(1) レビュー手法

上記 2 (3) で RelativityOne 上に展開したデータのうち、メール及びその添付ファイルに対してインデックス処理、キーワード検索による絞り込みを行って抽出したドキュメント 94,655 件に対し、RelativityOne 上にてレビューを実施した。

また携帯電話についてはキーワード等による絞り込みは行わずに端末内のデータの内容を Excel ファイル上にてレビューした。

(2) レビューの視点及び結果

レビュー手続は主に以下の視点により実施した。

- ・各案件における不適切な会計処理又は開示の疑義に関する具体的な内容、動機、手口の理解
- ・G3 におけるガバナンスの状況
- ・類似案件やその他の不適切行為の有無の確認

上記視点に基づくレビュー手続の他に、特定のテーマに関連するドキュメントを検索して証拠として利用した。

以上

(資料1) 対象者と対象データ

【省略】

(資料2) 検索キーワードリスト

【省略】